

座間市障害者計画

第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)



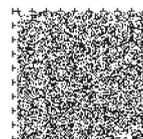
令和3年3月

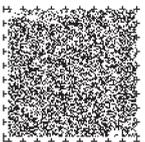
座間市



音声コード Uni-Voice

この2次元コードは目の不自由な方のための音声コードです。
利用するには、スマートフォン等に専用アプリをダウンロードする必要があります。





～ はじめに ～

わが国の障がい福祉施策は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

本市においてもこの理念のもと平成15年3月から「障害者計画」を、平成18年4月の障害者自立支援法施行に基づき「障害福祉計画」を、平成30年4月の児童福祉法の改正に伴い「障害児福祉計画」を策定し、その時代に即した改定を行ってまいりました。

昨今、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、日本国民だけではなく世界中の人々が翻弄され、医療機関、経済、教育環境等に多大な影響を及ぼしています。障がい者は、マスクの着用や手指消毒、人と人との距離を取ることなど新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を取ることが困難な方がいます。だからこそ、地域社会全体で互いに支え合う力が重要です。

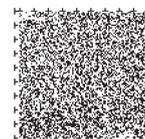
こうした背景の中、本市において令和3年度から令和5年度までの3か年の「座間市障害者計画 障害福祉計画（第六期）・障害児福祉計画（第二期）」を一体的に策定いたしました。

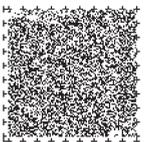
今後も引き続き地域生活を支える体制づくりや安定したサービスの提供に努めてまいり、「支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち」づくりにまい進することをお誓い申し上げます。

結びに、今回の計画改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に深く感謝申し上げ、発刊のことばとさせていただきます。

令和3年3月

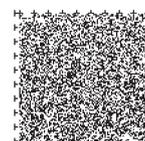
座間市長 佐藤 弥斗





目次

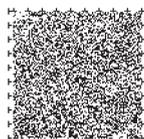
第1章 計画の概要.....	1
1 計画見直しの趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
第2章 障がい者の現状.....	6
1 身体障がい者の状況.....	6
2 知的障がい者の状況.....	7
3 精神障がい者の状況.....	8
4 特別支援教育の状況.....	9
5 障がい児保育の状況.....	10
第3章 障がい福祉の課題.....	11
1 障がい者福祉全般の課題.....	11
1) 現行施策の進捗状況からみた課題.....	11
2) アンケート調査からみた課題.....	13
2 障がい種別にみた課題.....	14
第4章 計画の考え方.....	15
1 計画の基本的考え方.....	15
1) 基本理念.....	15
2) 基本目標.....	16
2 計画の体系.....	17
第5章 障害者計画.....	18
1 障がい及び障がい児者に対する理解を促進する体制づくりを推進.....	18
1) 意識啓発.....	18
2 自分らしく生きる力を発揮できるよう、障がい児者の地域生活を支えるサービスの充実.....	23
1) 生活支援.....	23
2) 教育・育成.....	37
3) 雇用・就業.....	43
4) 保健・医療・補装具.....	48
3 支えあい、つながりあいながら自立できるよう、地域の体制づくりを推進.....	53
1) 地域福祉の推進.....	53
2) 情報・意思疎通.....	60
4 いのちに寄り添う地域社会の構築.....	64
1) 自殺対策における基本施策.....	64
2) 自殺対策における重点施策.....	66
5 安心して暮らせるまちをつくる.....	67
1) 生活環境.....	67
第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	73
1 障害福祉サービスの概要.....	73
1) 障害者総合支援法のこれまでの経緯.....	73
2) 障害福祉計画の対象となるサービスの構成.....	74
2 障害福祉サービス等の利用状況.....	75
1) 障害福祉サービス・相談支援.....	75
2) 地域生活支援事業・その他の事業.....	77



3	令和5年度の成果目標の設定	79
1)	施設入所者の地域生活への移行	79
2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	80
3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	81
4)	福祉施設から一般就労への移行等	83
5)	障がい児支援の提供体制の整備等	85
6)	相談支援体制の充実・強化等	88
7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	88
4	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	89
1)	訪問系サービス	89
2)	日中活動系サービス	90
3)	居住系サービス	93
4)	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	94
5)	障がい児対象	95
5	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	96
1)	相談支援	96
2)	成年後見制度利用支援事業	97
3)	意思疎通支援事業	98
4)	日常生活用具給付等事業	98
5)	移動支援事業	99
6)	地域活動支援センター事業	100
7)	その他	101
第7章 計画の推進及び評価		104
1	計画の推進体制	104
1)	関係機関・団体との連携	104
2)	障害保健福祉圏域における連携	104
2	計画の進行管理及び評価	104
用語解説		105
◆資料 編		112

「障がい者」等の表記について

本計画では、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。



第1章 計画の概要

1 計画見直しの趣旨

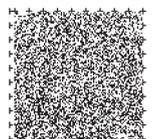
座間市では平成30年度から令和2年度を計画期間として、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づく第五期の計画として「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく第一期の計画として「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児支援のニーズへきめ細かく対応するための方策など障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

また、誰もが予想していなかった新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止対策、法施行後5年を迎える障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮はまだまだ浸透しているとは言えません。

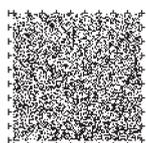
本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、現計画を見直し策定するものです。

そして、平成28年7月26日、神奈川県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」の痛ましい事件を風化させることなく、利用者やご家族が安全・安心で暮らしやすい地域生活の実現に向けて、引き続き様々な活動に取り組んでいきます。



【障害福祉施策に関する主な法律の施行等】

年		主な法律の施行等	内容
2007	平成19年	「障害者の権利に関する条約」署名	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
2010	平成22年	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の一部改正	発達障がい、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化
2011	平成23年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がいがある人の社会参加を妨げたり日常生活を制限したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める
2012	平成24年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
2013	平成25年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など
2013	平成25年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
2013	平成25年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年4月施行）	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど
2014	平成26年	「障害者の権利に関する条約」批准	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
2016	平成28年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法の一部を改正する法律 成立	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援の二つの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図る
2016	平成28年	成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行	成年後見制度の利用の促進のために基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定める
2016	平成28年	自殺対策基本法の一部を改正	自殺対策を実現するための方向性を示す「市町村自殺対策計画」の策定を規定
2018	平成30年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法の一部を改正	自立生活援助、就労定着支援の創設、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、医療的ケアを要する障害児に対する支援、共生型サービスの導入など
2019	令和元年	「障害者雇用促進法の改正」段階的に施行	民間事業主に対する、障害者の雇入れ及び継続雇用の支援や、国・地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置（障害者活躍推進計画）など



2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」（第五期）及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものです。

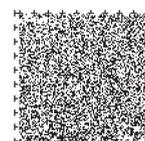
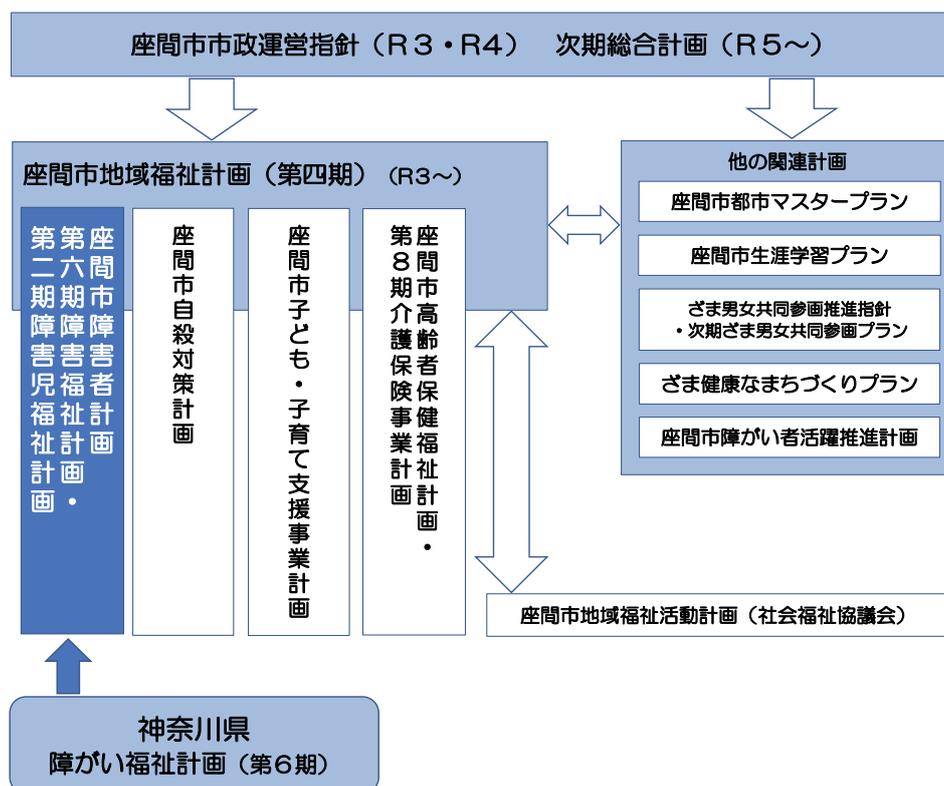
「座間市障害者計画」は、国や県の障害者計画を基本とする計画であるとともに、「座間市市政運営指針」の政策2「支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち」を実現するために、福祉の分野における部門別計画として策定されている「座間市地域福祉計画」（第四期）の個別計画であり、平成31年3月に策定した「座間市自殺対策計画」と連動しています。

「座間市障害福祉計画」は、国が定める基本指針に基づき、「座間市障害者計画」の生活支援の部分にあたる障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

「座間市障害児福祉計画」は、国が定める基本指針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

これらの計画は、座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、座間市子ども・子育て支援事業計画、座間市地域福祉活動計画（座間市社会福祉協議会）などの関連分野の計画との整合を図るよう努めました。

図 計画の位置づけ



	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成28年4月1日一部改正法施行)	改正障害者総合支援法 (平成30年4月1日施行)	改正児童福祉法 (平成30年4月1日施行)
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第11条第1項) ・長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした座間市総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

【参考】

障害者基本法第11条第3項

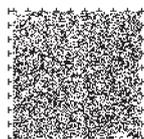
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



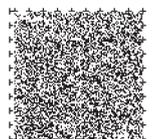
3 計画の期間

計画期間は、座間市障害者計画、座間市障害福祉計画、座間市障害児福祉計画ともに令和3年度から令和5年度までとします。

なお、今後の国や県の動向や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

図表 計画の期間

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		見直し			見直し			見直し			
座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第四期)			座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第五期) 座間市障害児福祉計画 (第一期)			座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第六期) 座間市障害児福祉計画 (第二期)			次期計画		



第2章 障がい者の現状

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳交付数の推移をみると、平成28年まで増加傾向で推移しており、令和2年4月1日現在で3,738人となり、総人口に占める割合は2.8%です。

障がいの部位別では、肢体不自由が1,861人(49.8%)と多数を占めています。

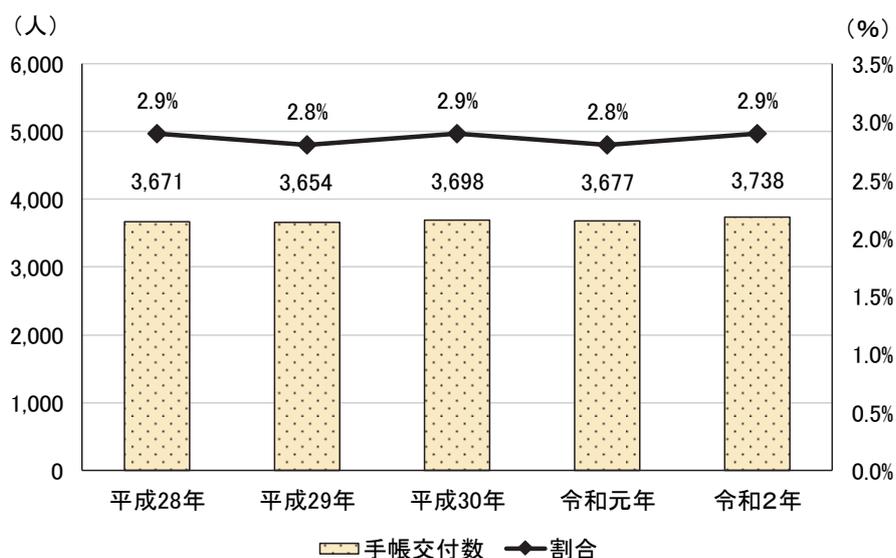


表 身体障害者手帳交付数の推移

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳交付数(人)	3,671	3,654	3,698	3,677	3,738
総人口(人)	128,661	129,277	129,387	130,160	130,686
総人口対比(%)	2.9%	2.8%	2.9%	2.8%	2.9%

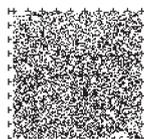
資料：庁内資料（各年4月1日現在）

表 障がいの部位別身体障害者手帳交付数の推移

障がいの部位	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚障がい	219	215	228	232	236
聴覚・平衡障がい	299	302	308	317	334
音声・言語障がい	46	45	39	40	41
肢体不自由	1,948	1,898	1,889	1,861	1,861
内部障がい	1,159	1,194	1,234	1,227	1,266
計	3,671	3,654	3,698	3,677	3,738

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

※障がい重複している方は最も重い部位で計上



2 知的障がい者の状況

療育手帳交付数の推移をみると、増加傾向にあり令和2年4月1日現在で1,111人です。障がいの程度別では、軽度が492人（44.3%）と多数を占めています。

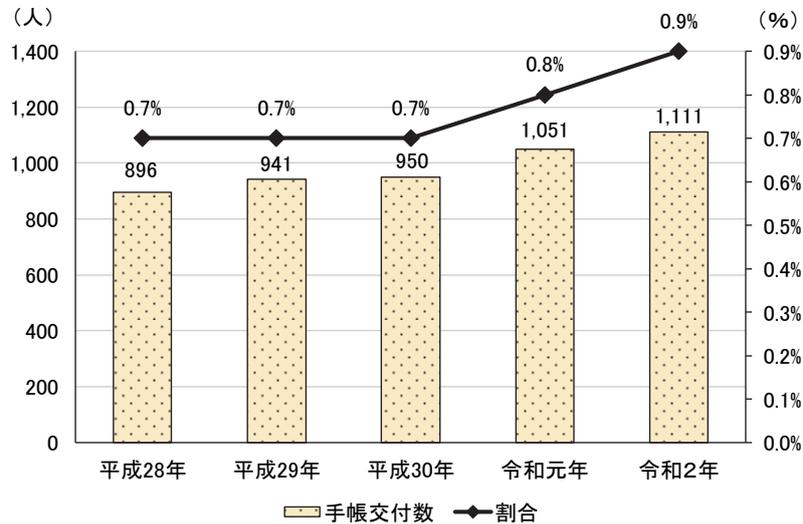


表 療育手帳交付数の推移

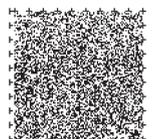
項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
療育手帳交付数 (人)	896	941	950	1,051	1,111
総人口 (人)	128,661	129,277	129,387	130,160	130,686
総人口対比 (%)	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.9%

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）

表 障がいの程度別療育手帳交付数の推移

程度区分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
最重度	障がい児	33	31	31	33	41
	障がい者	105	112	112	123	127
	計	138	143	143	156	168
重度	障がい児	51	48	50	53	45
	障がい者	118	120	123	131	134
	計	169	168	173	184	179
中度	障がい児	51	51	51	56	67
	障がい者	179	188	188	198	205
	計	230	239	239	254	272
軽度	障がい児	163	181	179	204	211
	障がい者	196	210	216	253	281
	計	359	391	395	457	492
合計	障がい児	298	311	311	346	364
	障がい者	598	630	639	705	747
	計	896	941	950	1,051	1,111

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）



3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移をみると、平成30年以降、急速に増加し令和2年4月1日現在で1,402人です。2級が871人(62.1%)と多数を占めています。

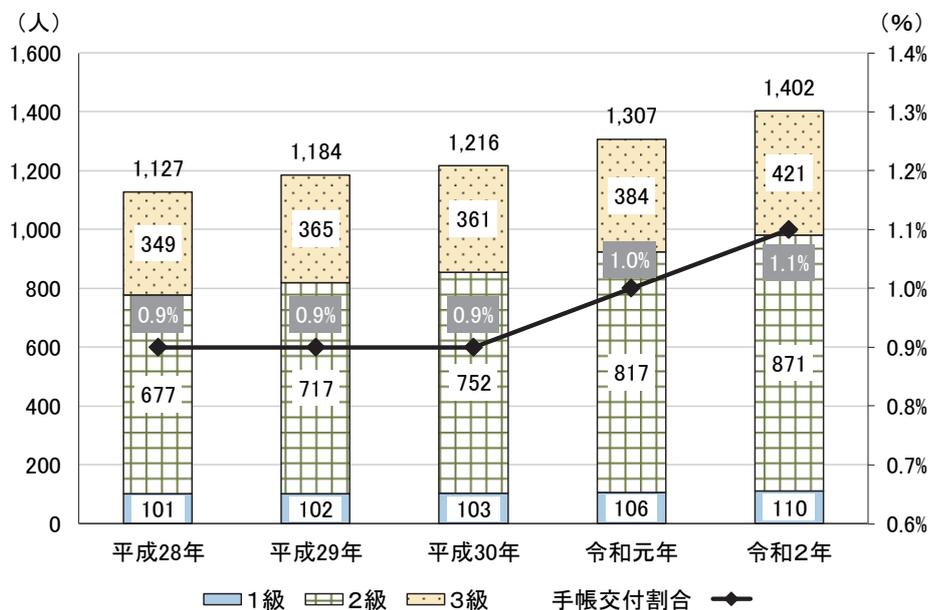
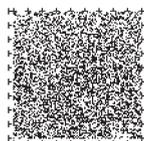


表 精神障害者保健福祉手帳交付数、自立支援医療（精神通院）利用件数の推移

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神障害者保健福祉手帳交付数 (人)	1,127	1,184	1,216	1,307	1,402
1級 (人)	101	102	103	106	110
	677	717	752	817	871
	349	365	361	384	421
総人口 (人)	128,661	129,277	129,387	130,160	130,686
総人口対比 (%)	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%
精神通院医療利用件数 (件)	2,026	2,144	2,204	2,325	2,373

資料：庁内資料（各年4月1日現在）



4 特別支援教育の状況

市内特別支援学級の在籍状況をみると、令和2年5月1日現在の在籍数は、小学校で152人、中学校で67人です。

特別支援学校への在籍状況をみると、令和2年5月1日現在の在籍数は、小学部で21人、中学部で13人、高等部では81人です。

表 市内特別支援学級在籍状況

【小学校】

学校数	特別支援学級 設置校数	区 分	学 級 数	在籍児童数
11	11	知的障がい	14	83
		肢体	6	6
		虚弱	3	3
		難聴	1	1
		情緒障がい	12	59
		計	36	152

【中学校】

学校数	特別支援学級 設置校数	区 分	学 級 数	在籍生徒数
6	6	知的障がい	8	43
		肢体	1	2
		虚弱	1	1
		情緒障がい	5	21
		計	15	67

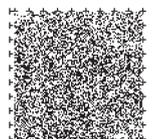
資料：庁内資料（令和2年5月1日現在）

表 特別支援学校在籍状況

区 分	在籍児童・生徒数
小学部	21
中学部	13
高等部	81
計	115

資料：庁内資料（令和2年5月1日現在）

高等部は県特別支援教育課資料



5 障がい児保育の状況

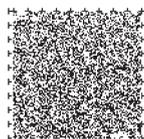
市内障がい児保育の在籍状況をみると、令和2年5月1日現在の在籍障がい児数は、公立保育園で55人、私立保育園で16人です。

表 市内障がい児保育在籍状況

区分	保育園数	統合保育実施所数 ^{※1}	加配対象児童数 ^{※2}
公立保育園	9	9	55
私立保育園	19	8	16
計	28	17	71

資料：庁内資料（令和2年4月1日現在）

- ※1 統合保育：障がいをもった児童、障がいをもっていると思われる児童を健全児とともに教育・保育すること。
- ※2 加配対象児童とは、主な援助者となる保育士の配置が必要な児童のこと。なお、私立保育園の加配対象児童数については、特別児童扶養手当受給児童、座間市民間保育所運営費補助金交付要綱の第2条で定める障害児保育奨励費及び障害児保育費の対象となる児童。



第3章 障がい福祉の課題

1 障がい者福祉全般の課題

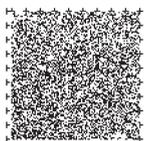
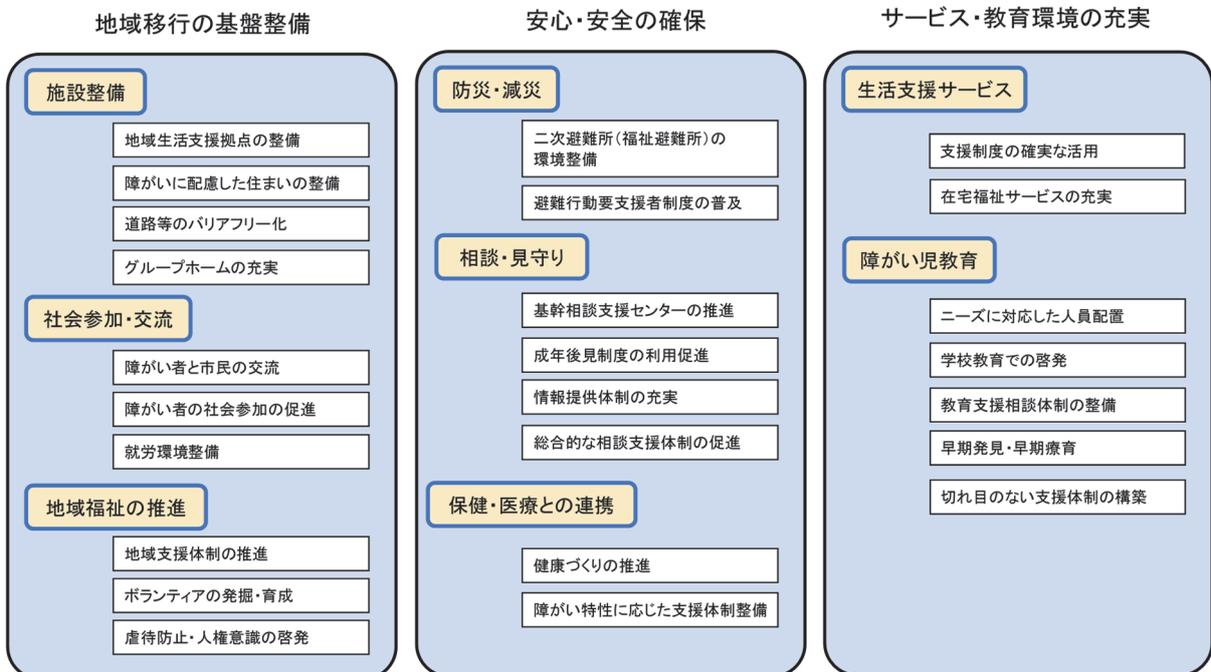
1) 現行施策の進捗状況からみた課題

座間市障害者計画、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に基づいて積極的に施策の展開を図ってきましたが、国の制度の変化、福祉施設から地域生活への移行促進、当事者、家族の急速な高齢化、様々な災害を契機とした安全意識の高まり等、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

これまでの取り組みの振り返りから、障害者計画、第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画に向けた課題を整理すると、大きく3つの課題が抽出されます。

- (1) 地域移行の基盤整備
- (2) 安全・安心の確保
- (3) サービス・教育環境の充実

現行施策の進捗状況からみた課題



○地域移行の基盤整備

施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者が地域で自立した生活を送るための地域移行の基盤整備では、地域生活支援拠点の整備や、道路や建物のバリアフリー化などの「施設整備」、障がい者と市民の交流や障がい者の社会参加の促進、就労環境の整備などの「社会参加・交流」、障がい者の理解促進や福祉活動の担い手となるボランティアの育成などを通じた地域での支援体制などの「理解促進」が課題です。

○安全・安心の確保

「防災・減災」については、発災時に避難する一次避難所と二次避難所（福祉避難所）の環境整備、避難行動要支援者制度の普及が課題です。

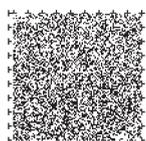
「相談・見守り」について、市内相談支援事業所のスキルアップと困難ケースへの助言や指導的な役割を担う基幹相談支援センターの推進、親亡き後の障がい者支援や成年後見制度の利用促進など、総合的な相談支援体制の構築が課題です。

「保健・医療」との連携については、障がい者の重度化・高齢化、難病、医療的ケア児に対する医療との連携が課題です。

○サービス・教育環境の充実

「生活支援サービス」については、支援制度の確実な活用や、在宅福祉サービス、障がい児の預かりなどの充実が課題です。

「障がい児教育」では、教育ニーズが多様化している障がい児教育に対応する介助員・補助員の増員や質の確保、教育支援相談体制の整備などを通じた切れ目のない支援体制の構築などが課題です。



2) アンケート調査からみた課題

アンケート調査結果から、身体、知的、精神の各障がいに通じた次の課題が抽出されました。

①生活上の不安

障がいへの理解は確実に進んでいます。

個別に見ると、身体障がいへの理解は進んでいるものの、知的障がい、精神障がいに対する理解は遅れています。

近年の「8050問題」にみられる世帯状況の複雑化など、様々な課題が複合的に発生するケースも増えており、地域の人々の理解や適切な相談対応ができる人材の確保、育成が課題となっています。

②自立に向けた条件

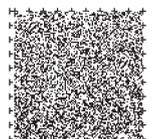
障がい者が自立した生活を営むためには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場等が必要となり、地域の基盤整備と様々な支援強化が求められています。また、各サービスを有効に活用していくためにも、相談窓口の整備が求められており、基幹相談支援センターの重要性が高まっています。

③就労の課題

就労は、障がい者の自立にとって重要な課題ですが、現在障がい者の就労機会が十分に確保されているとは言いがたい状況です。また、障がいの種類や程度によっても一般就労のみならず、福祉的就労という選択も必要となります。障がい者の特性にあった就労機会の創出や、正しい理解を通じた差別解消と適切な就労支援が課題です。なお、市では、就労機会の確保に向けて、優先調達を今後も推進していきます。

④外出の課題

アンケートによれば、障がい者の外出の機会は多く、頻度も高くなっています。それに伴い、1人では外出できない障がい者にとって、外出支援は欠かせないサービスとなります。障がい者の高齢化もあいまって、外出支援が大きな課題となりつつあります。外出時に利用する機会が多いバス等の公共交通機関のバリアフリー化が進められています。



⑤障がい児支援体制の課題

近年、発達に課題のある子どもの増加や療育の普及に伴い、放課後デイサービスや児童発達支援のニーズが増加しています。地域で安心した生活を送る上で、様々な不安を抱えている子どもやその家庭に対して、適切な支援を行うことが重要となっています。

また、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、年代ごとに支援が途切れることがないように、一人ひとりの発達段階に応じた支援を進める必要があります。

⑥災害時の課題

防災・減災対策のため、災害時避難行動要支援者制度の普及が促進されています。現在、地域の理解は進んでいますが、さらなる認知度向上と、災害発生時の二次避難所（福祉避難所）の整備を通じた防災対策の推進が必要となっています。

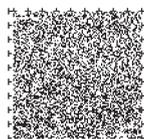
2 障がい種別にみた課題

身体障がい者では、生活上の不安として健康の不安が、介助の課題としては介護者の高齢化や健康不安が挙げられます。一方、就労については十分な収入の確保や、障がいの理解促進が求められています。

知的障がい者では、当事者の高齢化、親の高齢化に伴い、生活上の親の負担、介助の負担等、将来に向けた不安が顕著に現れています。親亡き後への対応として、相談体制、確実な情報提供、生活の場の確保が大きな課題です。

精神障がい者では、健康不安や経済的な課題などが大きな影響を与えていると考えられます。一方、近年精神障がい者の就労の機会が拡大しています。適切な就労支援や就労機会の創出を通じて、自分らしく生活することができるように地域での支援が必要となっています。

また、障がいの正しい理解や、相談体制、医療体制の充実が課題となっています。



基本理念

～ ともに生きる ～

認めあい、支えあいながら、自分らしく
生きる力を発揮できるまちをめざして

1 計画の基本的考え方

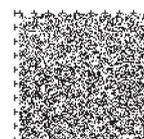
1) 基本理念

座間市では、平成10年度以降「座間市障害福祉計画」の中で「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の理念のもと、国・県及び市民との協働で「完全参加と平等」の実現を基本理念とし施策を推進してきました。これらは、障がい者福祉の基本的な理念であり普遍的なものとして将来にわたり継承していきます。

その上で、将来の座間市が生きがいに満ち希望ある暮らしを続けられるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重しあい、地域社会の一員として支えあい、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現をめざして基本理念を

「～ともに生きる～ 認めあい、支えあいながら、自分らしく

生きる力を発揮できるまちをめざして」と定めます。



2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、必要なサービスや相談できる場所、生活の場所など制度や社会資源の充実に努め、障がい者が自ら生きる力を発揮しようとする意思に寄り添った支援を行うとともに、一人ひとりが自分自身の力を高め地域社会において自己実現を図れるよう、市民・団体・関係機関などと連携を深め、協働を図りながら社会全体で地域福祉の向上を目指します。

1. 障がい及び障がい児者に対する理解を促進する体制づくりを推進

すべての人の人権が尊重されるよう啓発活動を行うとともに、障がい及び障がい児者に対する理解や認識が深まるよう交流機会や情報提供の充実により心のバリアフリーを推進します。

2. 自分らしく生きる力を発揮できるよう、障がい児者の地域生活を支えるサービスの充実

障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援を支えるサービスの充実に努めます。

3. 支えあい、つながりあいながら自立できるよう、相談体制の充実、成年後見制度の利用促進や権利擁護事業を推進

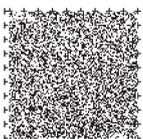
ともに生きる社会の実現のため、市民・団体・関係機関などとの連携や協働を推進するとともに、相談支援の充実やネットワークの構築に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備を目指します。

4. いのちに寄り添う地域社会の構築

たとえ声を上げなくても、助けを求めている人がいます。そのSOSに周りの人たちが“気づく”、辛い気持ちに寄り添い、孤立することのないよう“つながる”、自分たちで解決できないことは、知っている人に“つなぐ”、周りの人たちが協力し、自殺に追い込まないような社会を“築く”、そのような“いのちに寄り添う地域社会”の構築を目指します。

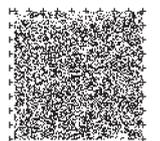
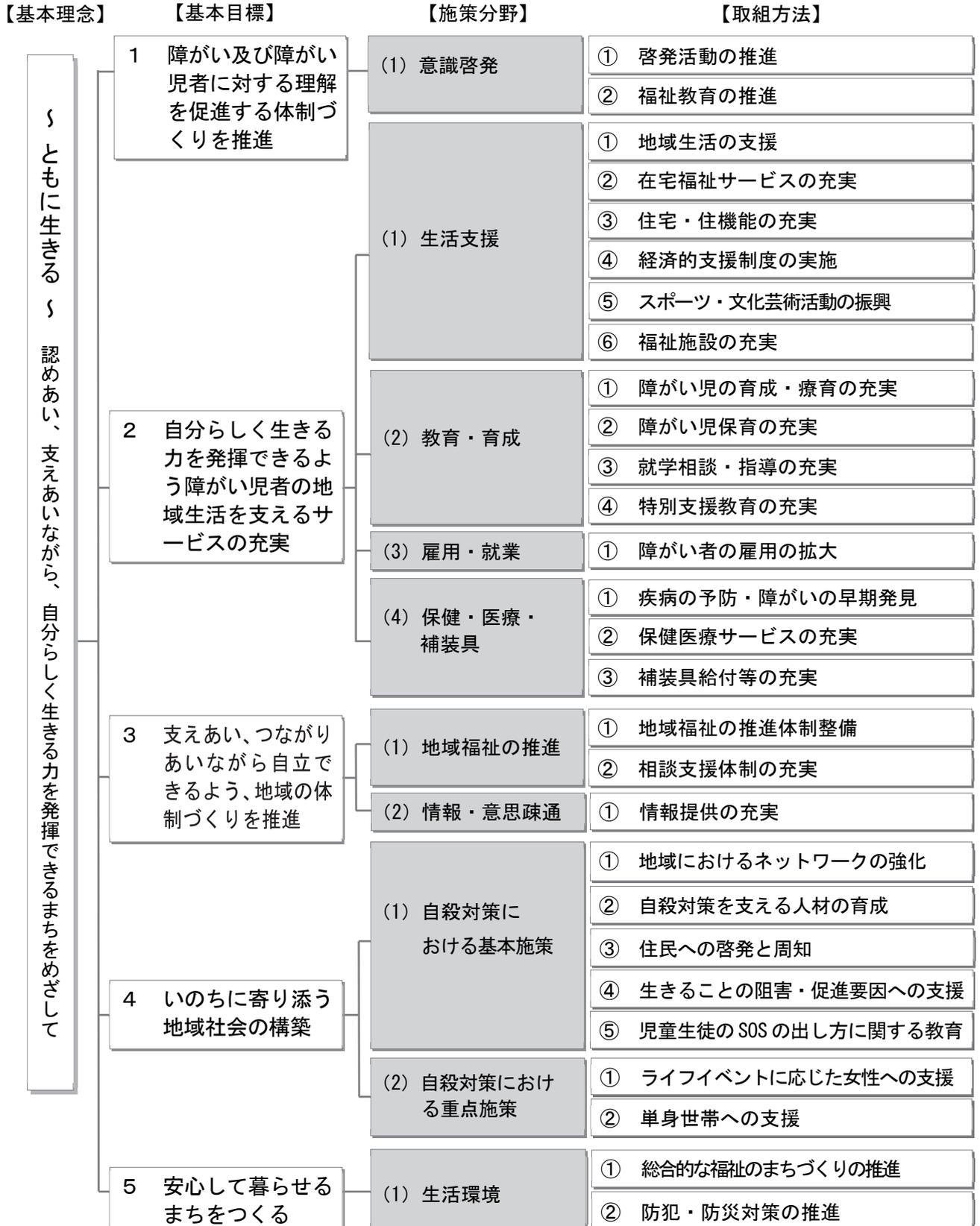
5. 安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、安全・安心な生活がおくれるよう防災や防犯体制の充実を図ります。



2 計画の体系

本計画の基本理念、基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。



第5章 障害者計画

1 障がい及び障がい児者に対する理解を促進する体制づくりを推進

1) 意識啓発

① 意識啓発の推進

【現状と課題】

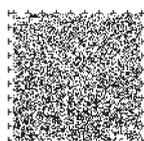
- ・障がいや疾患の状況など、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に対する市民の理解は十分とは言えない面も見られ、障がい者への理解を深めることが求められます。特に、見た目障がいが分かりづらい知的障がい者や精神障がい者への理解は十分とは言えず、交流や触れ合う機会を通じて周囲の意識を変えていく必要があります。
- ・障がいのあるなしに関わらず人権意識を高めるための啓発活動が求められます。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

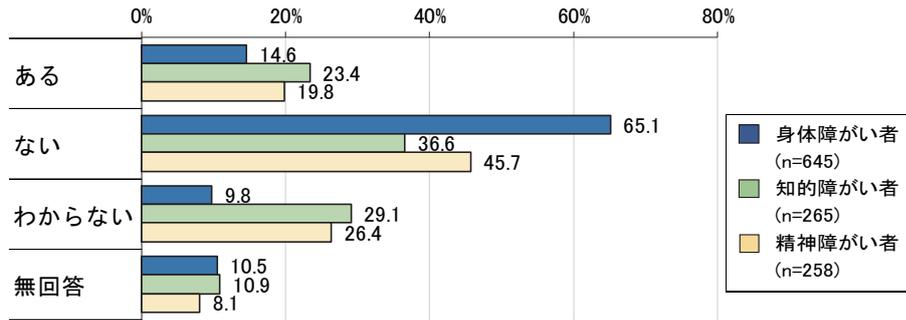
- ・残念ながら障がいに対する理解は進んでいるとは思えない。学校や福祉事業所でも、教員や支援員の負担になるという理由で合理的配慮はされないことが多いという意見がありました。
- ・法律の施行により、限られた組織・団体等での理解は広がってきたが、更なる普及のためには義務教育における福祉教育が必要と思うという意見がありました。
- ・行政や学校・医療の場での理解や合理的配慮は確実に進んでいるが、就労面、家族間、一般市民と障がい者間ではまだまだ十分ではないと感じるという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

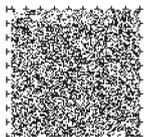
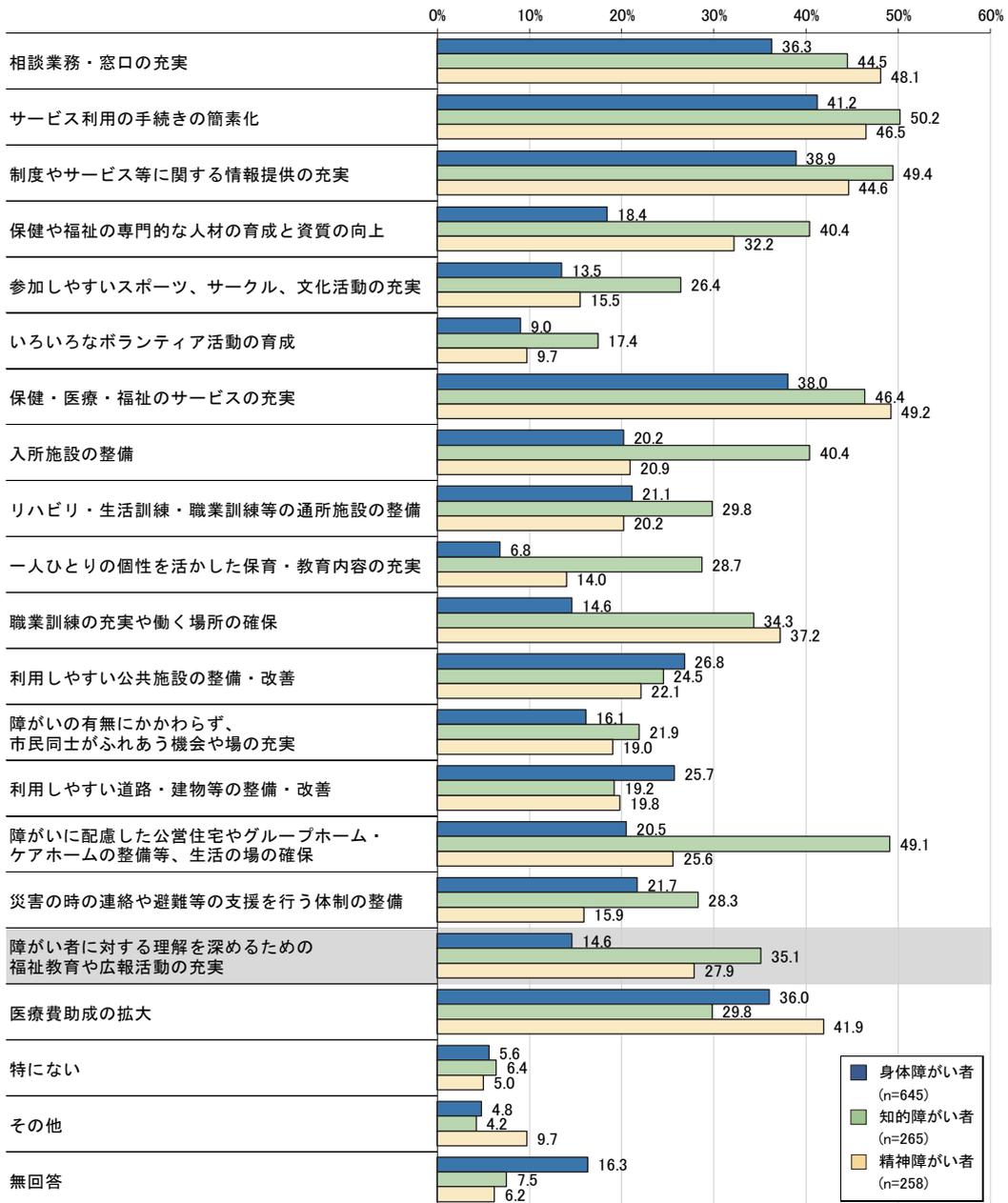
- ・普段の生活の中で差別を感じたことについて、身体障がい者では14.6%ですが、知的障がい者では23.4%、精神障がい者では19.8%が「ある」としています。知的障がい者では約3割を占めています。
- ・障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、「障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や広報活動の充実」の割合が、身体障がい者では14.6%であるのに対し、知的障がい者では35.1%、精神障がい者では27.9%と高くなっています。



調査結果「普段の生活の中で差別を感じたこと」



調査結果「障がいのある人が自立した生活を送るために必要なこと」

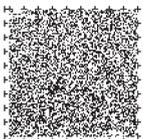


【施策の方向性】

- ・障がいの特性や、合理的配慮についての理解を深めるための啓発や交流の場の創出を図ります。

ア 障がい福祉の啓発活動の充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
福祉月間の事業の充実	<p>○毎年9月を福祉月間とし、「座間市福祉大会」等各種事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の障がいを克服し自立更生された方、重度の障がいのある家族の更生に献身された方、地域福祉向上のため永年にわたり福祉団体活動や奉仕活動に貢献された方を表彰しています。 ・障がい者等が制作した作品の展示を行っています。今後も内容の充実に努めます。 	福祉長寿課
障がい理解を促すための広報活動の推進	<p>○「広報ざま」をはじめ、各種の広報活動を実施し、市民の障がい福祉に対する理解を育むことに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報ざま」への福祉関連記事の掲載 ・パンフレット、リーフレット等を窓口等に配架します。また、行政機関や民間団体からの依頼にも対応します。 ・市ホームページの活用。 ・障害者差別解消法の趣旨に基づく研修等を行い、周知を図ります。 ・障害者団体連合会、市社会福祉協議会と協力し障がい福祉に対する理解を促進します。 	障がい福祉課
「障害者週間」の周知	<p>○「障害者週間」（12月3日から9日）に合わせ意識啓発に係る取り組みを展開します。</p> <p>○障がい者支援事業所と協力し障がい福祉に対する理解を促進します。</p>	障がい福祉課
適切な用語の使用の周知、用語の見直し	<p>○障がい者の理解促進のため人権に配慮した用語の使用について周知します。</p>	障がい福祉課



イ 人権尊重に向けた啓発の推進

主な施策・事業名	内容	主管課等
人権尊重意識の啓発	○人権に対する理解を推進するために、市民を対象とした講演会、講座、街頭キャンペーン等の啓発に努めます。	広聴人権課
学校教育での啓発	○学校教育においては、教職員を対象に「人権教育研修会」、児童生徒を対象に「道徳」等のカリキュラムを通して、人権尊重の意識啓発に努め、普段の生活の中で生かされるようにします。	教育指導課
成年後見制度の利用促進に向けた啓発	○成年後見制度の利用促進を図るため普及・啓発活動に努めます。	障がい福祉課
障がい者虐待防止に向けた啓発	○座間市障害者虐待防止センターが関係機関と連携をとり、早期発見及び啓発活動に努めます。 ・障害者虐待の通報があれば、関係機関等からコアメンバーを迅速に招集し、コア会議に諮り対応を検討します。	障がい福祉課

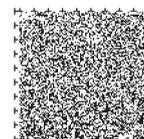
②福祉教育の推進

【現状と課題】

- ・障がいのある人に対する理解を育むため、学校などにおける福祉教育の充実や障がいのある人との交流の機会の充実が求められます。

【障害者団体からのヒアリング調査結果】

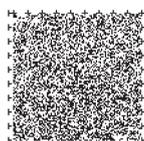
- ・福祉と教育に「成長」をキーワードとした、時代に即した改善をしながら進めていくべきという意見がありました。
- ・地域の小中学校との交流機会や企業等への障がい者雇用の促進・虐待防止の啓発、体験ボランティア等、相互理解が深まる機会を継続して持つ必要があるという意見がありました。
- ・幼稚園・保育園では比較的合理的配慮がなされるが、学校では連携が取りにくくなる。教育関係者にも福祉を学んでほしいし、現場職員を支援できる仕組みが必要ではないかという意見がありました。



【施策の方向性】

- すべての方が障がいについて正しく理解し、認識を持つためには、幼い頃からの交流や体験ボランティアで、日常的に障がい者に慣れ親しむ環境創出が必要です。総合学習における障がい者理解の授業の充実等、学校などに働きかけながら啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の理解に向け、様々な団体等と協力し交流が生まれるよう支援します。

主な施策・事業名	内容	主管課等
小・中学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の授業や体験学習を通して障がい福祉に関する教育の推進を図ります。 ・小・中学校の通常級と特別支援学級や特別支援学校間との交流 ・体験学習における障がい理解のための福祉体験 	教育指導課
社会教育における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の障がい者への理解を推進するために、地域の学習の場における市民を対象とした福祉教育に努めます。 ・公民館事業における研修 ・生涯学習講座 ・市民大学 	生涯学習課
障がい者と市民の交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者に対する理解を深めるため、様々な場面において市民と障がい児者との交流を進めます。 ・サニーキッズと保育園との交流 ・市内障がい者施設、事業所と児童ホーム（学童保育）の交流 ・市内障がい者施設、事業所と地域市民・ボランティアの交流 	障がい福祉課
専門職の講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関で開催する講演会等に専門職を講師として派遣し、障がい者福祉の啓発に努めます。 	障がい福祉課



2 自分らしく生きる力を発揮できるよう、障がい児者の地域生活を支えるサービスの充実

1) 生活支援

①地域生活の支援

【現状と課題】

- ・地域での自立した生活を促進するため、障害福祉計画の着実な実施や権利擁護の推進など、様々な角度からの支援が求められます。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・適切な支援を提供できる施設も不足しているが、地域の理解も進んでいないと感じるという意見がありました。
- ・知的障がいの当事者は「一人暮らし」をイメージできない方が多く、体験利用の機会や場所があれば良いと思うという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・地域生活を支える環境づくりや権利擁護の推進など、様々な角度から障がいのある人の地域生活を支援していきます。

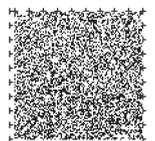
主な施策・事業名	内容	主管課等
障害福祉計画の策定	○計画に基づき、必要なサービス提供体制や相談支援体制の整備に努め地域生活を支援します。	障がい福祉課
地域活動支援センターへの支援	○地域生活を支える場として、地域活動支援センターの運営を支援します。	障がい福祉課
地域生活支援拠点の整備	○障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者が地域で住み続けることができるよう地域全体で支えるため仕組みを構築します。	障がい福祉課

※地域生活支援拠点について81ページに詳細が記載されています。

②在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

- ・地域生活で必要なサービスを効果的に提供するため、サービス利用計画の定期的な作成とモニタリングが必要です。
- ・障がいの特性（年齢等）により必要とされるサービスは異なり、それに対応した事業所の確保が必要です。また、そのための人材の確保が求められています。
- ・障がい者の社会参加や外出の機会が増えており、必要なサービスの充実が求められています。

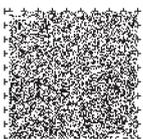


【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・障がい当事者の高齢化、家族の高齢化など、家族と同居している場合の「自立した生活」も併せて検討することが必要という意見がありました。
- ・現在グループホームが施策の中心と思うが、集団生活が難しい障がい者もあり、地域の理解や地域生活に向けた総合的な支援のため、計画相談の質の向上が必要なのではという意見がありました。

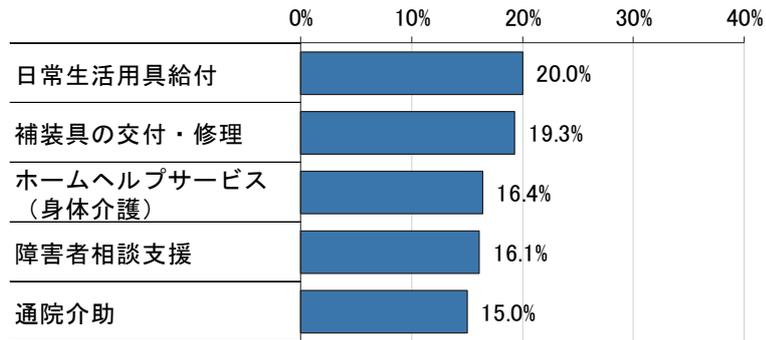
【市民アンケート調査結果】

- ・福祉サービスの利用意向について、利用意向の高いサービス項目をみると、身体障がい者では「日常生活用具給付」が20.0%で最も多く、次いで、「補装具の交付・修理」の19.3%と続いています。知的障がい者を見ると、「移動支援」の37.3%を先頭に、「短期入所（ショートステイ）」の35.9%、「障害者相談支援」の35.8%、「日中一時支援」の33.2%、「グループホーム・ケアホーム」の31.4%と続しており、30.0%以上の割合を占めている項目は多くなっています。精神障がい者を見ると、「障害者相談支援」が22.5%で最も多く、次いで、「就労移行支援」と「就労継続支援B型」が各16.3%、「就労定着支援」の15.1%と続いています。

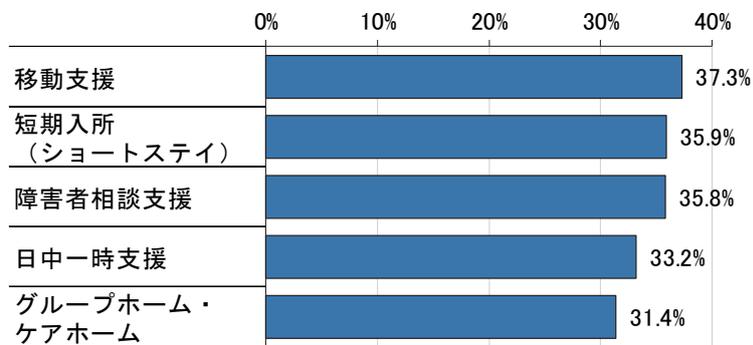


調査結果「今後利用したい福祉サービス」 上位5位

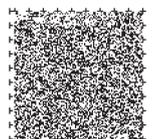
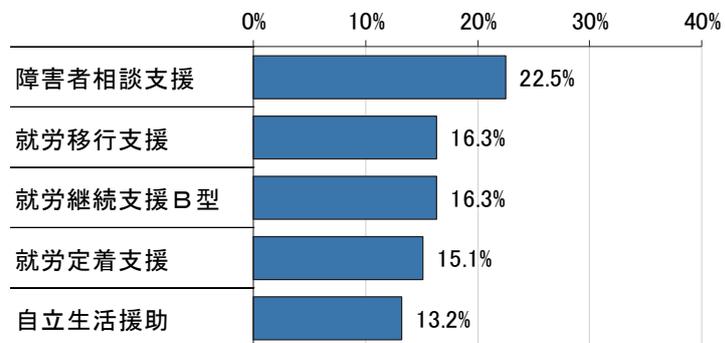
【身体障がい者】



【知的障がい者】



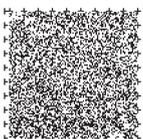
【精神障がい者】



【施策の方向性】

- ・法に基づいた必要なサービスの充実を図るとともに、市独自事業の見直しを行います。
- ・各サービスの利用状況を把握し、適正な予算措置を行います。

主な施策・事業名	内容	主管課等
移送サービス事業の実施 対象：身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅で身体障がいのために歩行が困難な方、又は寝たきり等の状態により一般交通機関を利用することが困難な方を対象 ○病院への通院や入退院の時等、福祉車両により送迎をするサービスを行います。 	福祉長寿課
ファミリー・サポート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○「子育ての手助けが欲しい人」（利用会員）と「子育ての手助けをしたい人」（協力会員）を結びつけて、子育ての相互援助活動を応援する有償の会員制組織があります。 ○障がい児については、小学校6年生以下の子どもを持った方が利用できます。 市は円滑な事業の推進を支援します。 	子ども育成課
施設通所交通費助成の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者支援施設等へ通所する際の交通費を助成します。 対象施設：就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所（会社から通勤手当が支給される場合は対象外）、生活介護事業所、地域活動支援センター等 	障がい福祉課
コミュニティバス運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバス運行について、利便性の向上や移動制約者の社会参加にも寄与すべく、利用実績を踏まえ必要に応じた運行見直しを今後も検討し、誰もが利用できる生活交通の更なる向上とその維持に努める。 	都市計画課
各種在宅福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の社会参加を促進し、生活圏の拡大、外出の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券 ・福祉タクシー利用券 ・バス回数券 	障がい福祉課



③住宅・住機能の充実

【現状と課題】

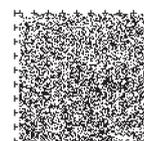
- ・在宅での住環境整備の促進を図るための住宅改修費について経済的支援を行っています。
- ・住み慣れた地域での生活を継続するため、グループホームの充実等の支援が求められています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

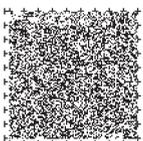
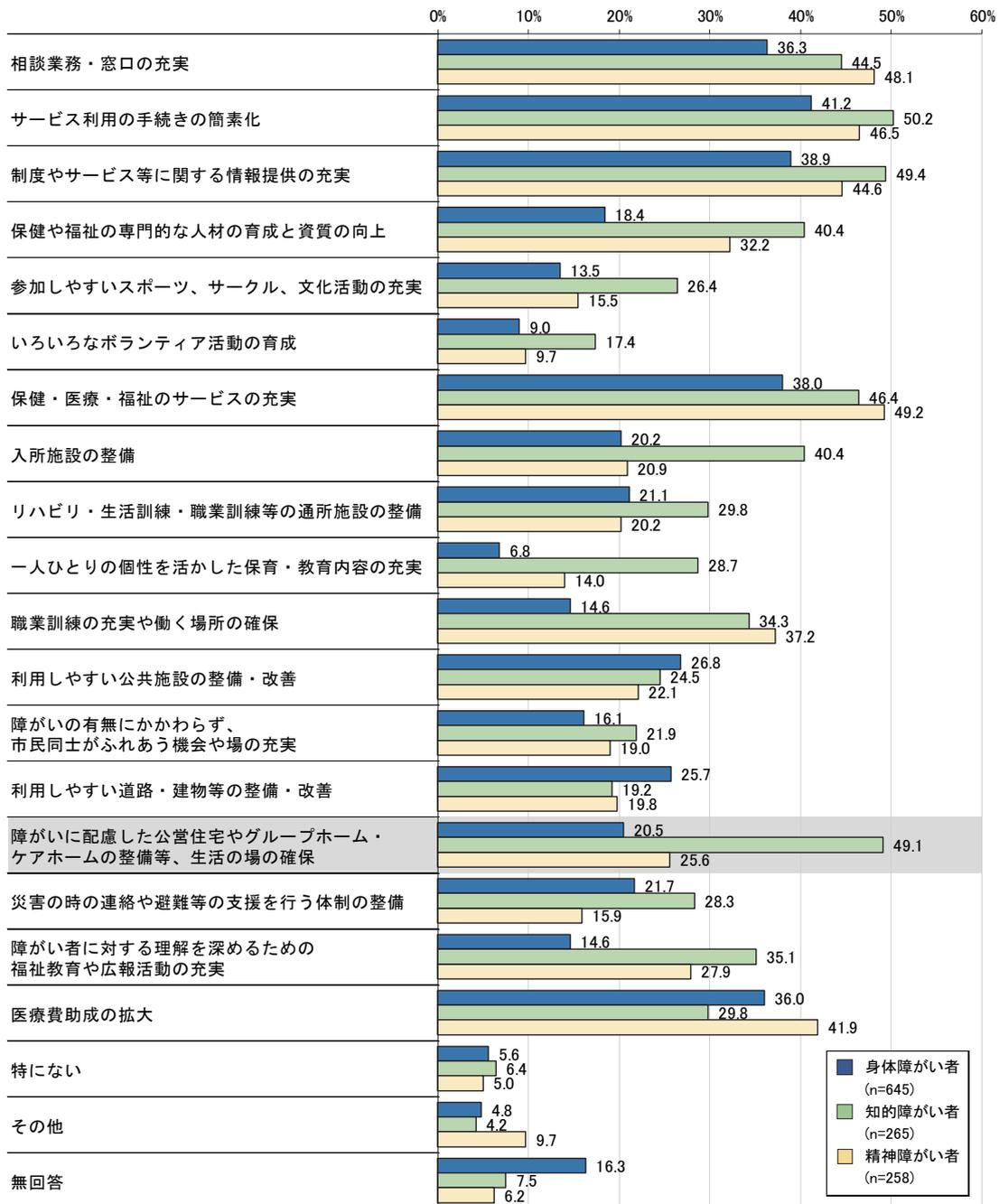
- ・支援の情報を受け取りやすくしてほしい。グループホームやそこに働く職員数の充実と質の向上も望まれているという意見がありました。
- ・在宅サービスのメニューの充実や、自宅の改修への補助の拡充が必要と感じているという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

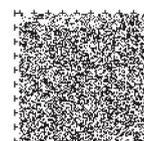
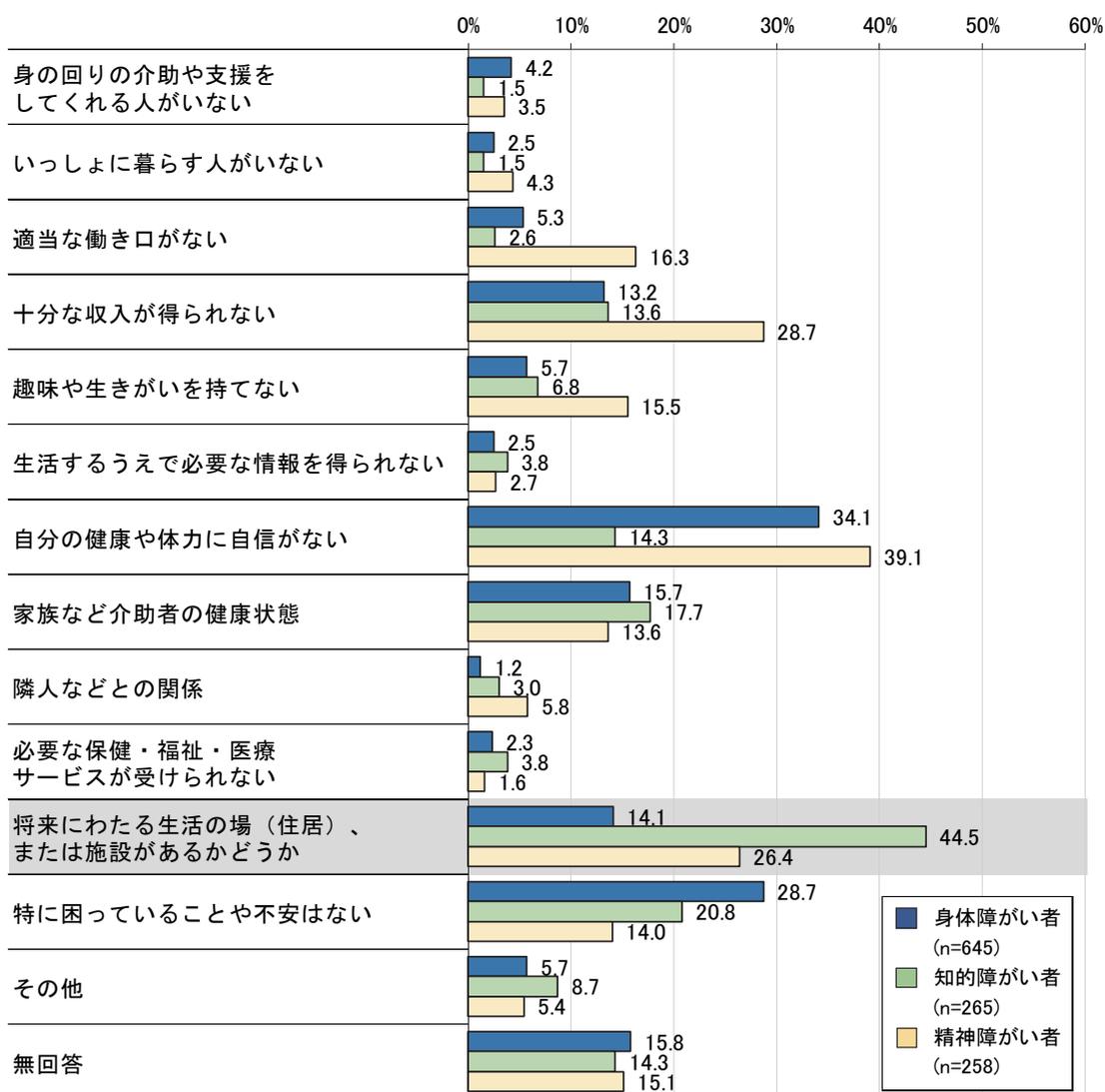
- ・障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、知的障がい者では「障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備等、生活の場の確保」の割合が49.1%、精神障がい者では25.6%と身体障がい者の20.5%に比べて高くなっています。
- ・普段の生活で困っていることや不安に思っていることについて、知的障がい者では「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が44.5%と最も高く、身体障がい者、精神障がい者に比べても特に高くなっています。



調査結果「自立した生活を送るために必要なこと」



調査結果「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」



【施策の方向性】

- ・住み慣れた地域での生活が継続できるよう住宅設備改良費の助成や、グループホームの充実等、住環境整備を図ります。

主な施策・事業名	内容	主管課等
障がい者に配慮した市営住宅整備の推進	○市営住宅に関する計画の策定にあたり、バリアフリー化に配慮し、段差や風呂、トイレへの手すりの設置等、障がい者が利用しやすい住宅の確保に努めます。 ○老朽化した住宅の設備改修を計画的に行います。	建築住宅課
住宅設備改良費助成事業の充実 対象：身体障がい者 知的障がい者	○重度の障がいのために住宅の改造工事を行う場合の費用助成を行います。 ※介護保険対象者の方は介護保険優先	障がい福祉課
グループホームの充実	○民間活力を基本として、地域における居住の場であるグループホームの充実に努めます。設置にあたっては相談・調整等の支援、備品や消防用設備等への一部補助を行います。	障がい福祉課
グループホーム家賃助成事業の実施	○障がい者がグループホームに入居したことによる負担する家賃の助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム運営費補助事業の実施	○グループホームに対し運営費の補助を行います。	障がい福祉課

④経済的支援制度の実施

【現状と課題】

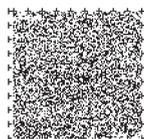
- ・障がいの程度に応じて、年金、国、県及び市で各種手当を支給しています。サービス利用の際における利用者負担のあり方が課題です。
- 今後も、障がいのある人の生活を支えるため経済的な支援を行うことが必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

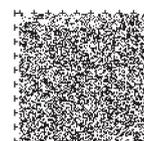
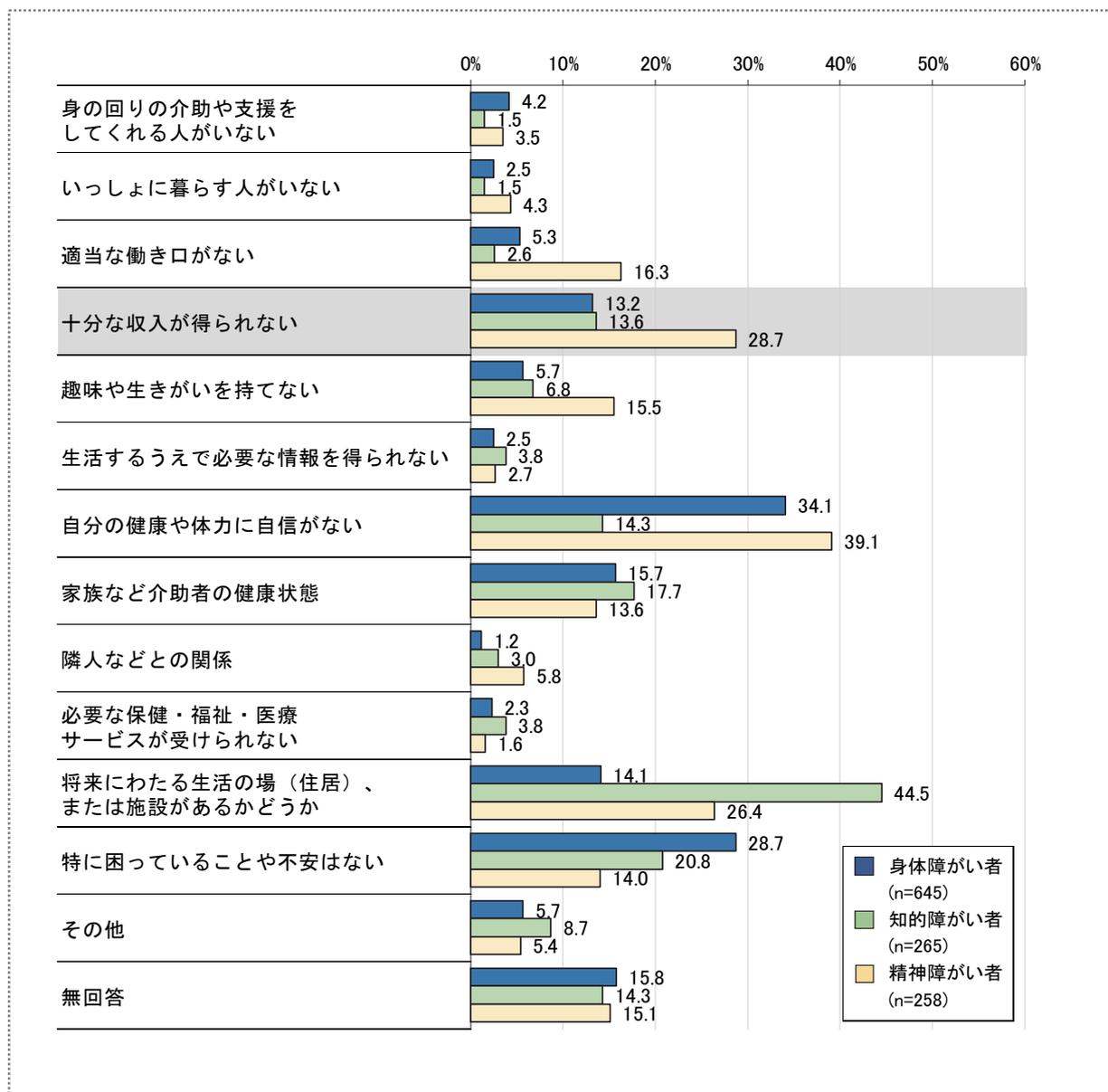
- ・親亡き後の金銭問題は心配だと思う。年金受給者はグループホームに入居すると生活が困窮し、その親も年金生活者の場合は援助できないという意見がありました。
- ・金銭面から成人後見人を立てられないという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- ・普段の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「十分な収入が得られない」の割合が、精神障がい者では28.7%と、知的障がい者の13.6%、身体障がい者の13.2%に比べて高くなっています。



調査結果「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」



【施策の方向性】

- ・国や県に年金や手当の充実や税の減免等を求めるとともに、市の公共料金等の減免について継続していきます。
- ・サービス利用の際における利用者負担の軽減を実施します。

ア 年金・共済・手当の支給

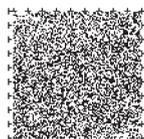
主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課等
障害基礎年金	国	身体・知的・精神	国保年金課
心身障害者扶養共済制度	国	身体・知的・精神	障がい福祉課
障害児福祉手当	国・市	身体・知的・精神	
特別障害者手当	国・市	身体・知的・精神	
児童扶養手当	国・市	身体・知的・精神	子ども育成課
特別児童扶養手当	国・県	身体・知的・精神	
在宅重度障害者手当	県	身体・知的・精神	障がい福祉課
心身障害者手当	市	身体・知的・精神	
重度心身障害児者介護手当	市	身体・知的	

イ 各種税金の軽減

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課等
市県民税の控除	県・市	身体・知的・精神	市民税課
軽自動車税の減免	市	身体・知的・精神	
自動車税 (環境性能割・種別割)	県	身体・知的・精神	県税事務所
所得税	国	身体・知的・精神	税務署
相続税	国	身体・知的・精神	

ウ 公共料金の減免

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課等
水道料金の減免	市	身体・知的・精神	経営総務課
公共下水道使用料の減免	市	身体・知的・精神	経営総務課
し尿収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課
粗大ゴミ収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課



⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

【現状と課題】

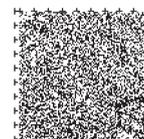
- ・障がいの特性に配慮した余暇活動の充実が求められています。また、障がいのある人が健常者とともにスポーツ・レクリエーションや趣味などの文化活動を行える環境づくりが必要です。
- ・障がい者が利用しやすいように、文化・スポーツ活動のイベントなど余暇活動に関する情報発信の工夫や施設の利用料金の減免、障がい者割引の設定等の検討が必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・施設としての参加では、参加当事者の高齢化・職員不足による付き添い派遣の困難などの問題があり、小規模かつ複数回の開催や、施設に巡回する方式などが望まれているという意見がありました。
- ・新型コロナウイルスの影響が大きな障壁となっている。また障がい児の場合は大声を出す、急に走り出すといった行為もあるため、複数の意味で広い空間の確保が課題となるという意見がありました。
- ・ホームページやチラシ、LINEやSNSで内容・日時・場所を広く周知してほしいという意見がありました。
- ・内容、開催場所、参加費用等が障がい児者の現状に合ったものを、また参加者・介助者両方が無理なく楽しめる内容をという意見がありました。

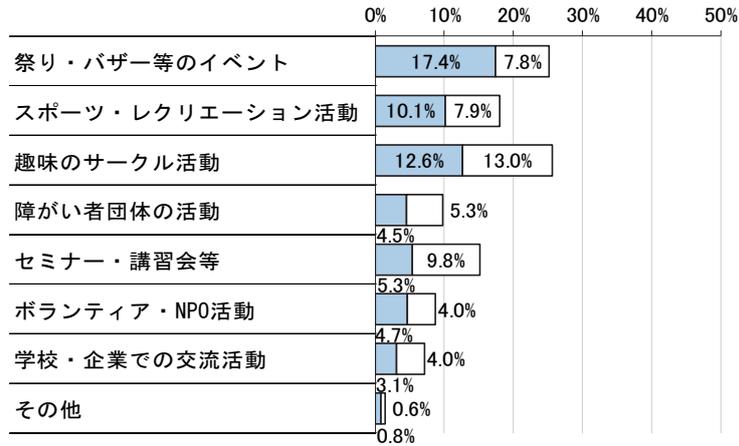
【市民アンケート調査結果】

- ・交流活動への今後の参加意向では、身体障がい者では「趣味のサークル活動」が最も多く25.6%となっており、次いで、「祭り・バザー等のイベント」の25.2%と続いています。知的障がい者では、「祭り・バザー等のイベント」が最も多く45.6%を占めており、次いで、「スポーツ・レクリエーション活動」の34.3%、「学校・企業での交流活動」の32.9%、「趣味のサークル活動」の29.8%、「障がい者団体の活動」の28.3%と続いています。また、精神障がい者では、「趣味のサークル活動」が最も多く23.6%となっており、次いで、「祭り・バザー等のイベント」の23.3%、「スポーツ・レクリエーション活動」の14.7%と続いています。



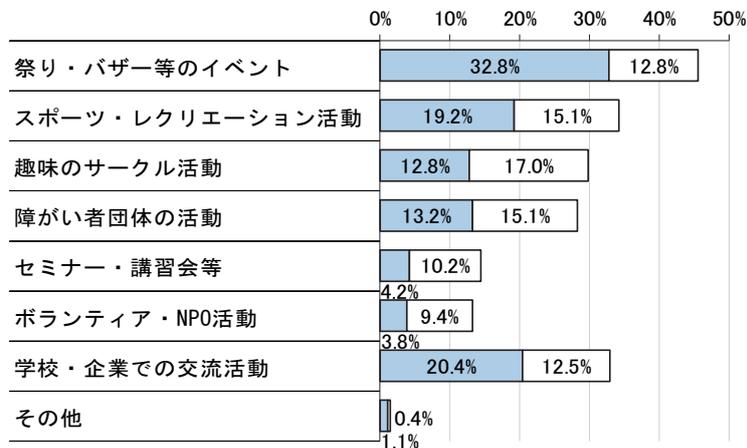
調査結果「交流活動への参加意向」

【身体障がい者】



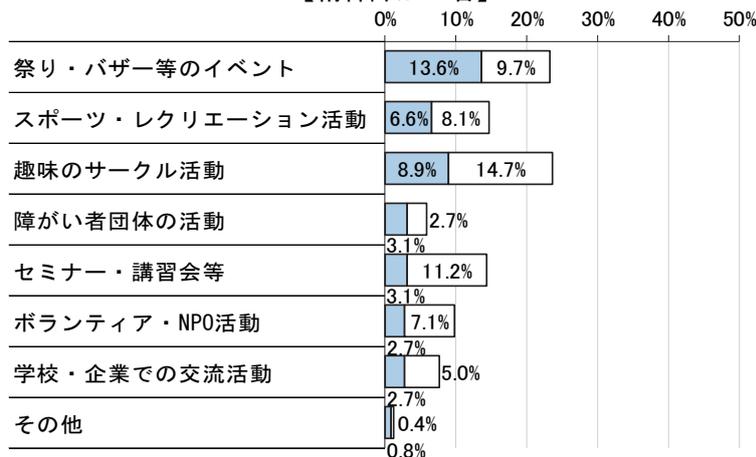
現在参加しており、今後も参加したい 現在は参加していないが、今後は参加したい

【知的障がい者】

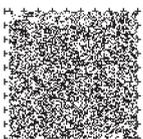


現在参加しており、今後も参加したい 現在は参加していないが、今後は参加したい

【精神障がい者】



現在参加しており、今後も参加したい 現在は参加していないが、今後は参加したい



【施策の方向性】

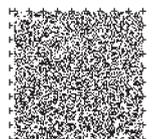
- ・障がいのある人が健常者ととともに、スポーツや文化活動を行える環境づくりに努めます。
- ・障がいのある人が利用しやすいように、文化・スポーツ活動のイベントなど情報発信等環境整備に配慮します。

ア 障がい者スポーツの振興

主な施策・事業名	内容	主管課等
スポーツ活動・大会への参加	<p>○参加者の意見を取り入れ、競技内容を工夫するなど、より多くの参加者の拡大を図り、スポーツを楽しむ機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二市合同運動会（座間市、海老名市） 幅広い種目を提供することで、海老名市と本市の交流の場所となるよう実施します。 ・障がい者運動会 幅広い種目を提供し、障がい者及び関係者の相互理解、健康増進のために障がい者の運動会を実施します。なお、海老名市と本市の交流のために実施していた二市運動会はコロナウイルス感染症対策から開催について検討します。 	障がい福祉課
障がい者スポーツの情報提供	○障がい者スポーツについて、行っている団体、施設、大会等について広報のほか、窓口や訪問時の声かけ等の情報提供を行い、参加者の拡大を図ります。	障がい福祉課

イ 文化活動促進への支援

主な施策・事業名	内容	主管課等
文化活動への参加機会の拡充及び内容の充実	<p>○「福祉月間（9月）」での障がい者作品展など日頃からの文化活動の発表の機会や場の提供を支援します。</p> <p>○もくせいコンサートにおいて、本物の音楽に触れる楽しさが経験できるよう支援します。</p> <p>○障がい者が学習や文化活動に参加しやすいよう、事業内容の工夫・環境について支援します。</p> <p>○手話通訳者や要約筆記者の派遣等、障がい者が文化活動に気軽に参加できるよう支援します。</p>	障がい福祉課
情報提供の充実	<p>○情報提供、普及、啓発を進め、障がい者の文化活動への参加促進を図ります。</p> <p>○市や団体が主催するイベントのほか、地域で活動している文化サークル等に参加できるよう情報提供します。</p> <p>○障がい者の各種活動についての一般市民への情報提供、普及・啓発に努めます。</p>	障がい福祉課
障がいに対応できる図書類の整備	○視聴覚障がい者が利用できる点字や大活字本等、図書類の整備を図ります。また、郷土資料を中心とした、CD図書の作成を行い、図書資料を届ける宅配サービスを充実させていきます。	図書館



◎福祉施設の充実

【現状と課題】

- ・市立もくせい園は、障がい者の自立の促進、生活の改善、身体能力の維持向上を目的とした生活介護を行っています。
- ・地域活動支援センターや入所通所施設は、座間市の障がい者の生活支援の拠点として重要な役割を担っています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・視覚障がい者専用のグループホームや高齢者住宅などが市にないので、将来的には視覚障がい者用の入居施設を希望しているという意見がありました。
- ・様々なケースに対応できる入所・通所施設が必要という意見がありました。
- ・重度の障がい者が入居できるホームも必要とされているが、主にコスト面から開設に難がある。行政には、それらを考慮した数値目標を出してほしいという意見がありました。

【施策の方向性】

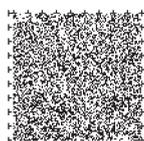
- ・引き続き民間活力により柔軟かつ質の高いサービス提供に努めます。

ア 市立福祉施設の運営

主な施策・事業名	内容	主管課等
市立もくせい園の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の意向を尊重しつつ、自立した地域生活を営むことを目的とした生活援助、スポーツ・レクリエーション、作業を提供します。 ○市立もくせい園は、引き続き指定管理者制度により柔軟かつ質の高いサービスの提供に努めます。 ○老朽化した施設の設備改修を計画的に行い、環境整備を図ります。 	障がい福祉課
市立通園センターでの各事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい者（重症心身障害児者及び医療的ケア児者も含む）の日中における活動の場を提供する日中一時支援事業を実施します。 ○日中一時支援事業は、土日祝日（年末年始を除く）を含め、毎日9時～20時まで事業を実施します。 ○通園センター内の空き部屋等を活用し、児童ホーム、子育て支援センター（ごまりんのおうち ゆめ）を展開します。 ○老朽化した施設の設備改修を計画的に行い、環境整備を図ります。 	障がい福祉課 子ども育成課 子ども政策課

イ 社会福祉法人等への助成

主な施策・事業名	内容	主管課等
社会福祉法人等への助成	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県・市が求める障がい者福祉施設の建設費やその他費用経費の一部を補助します。 ※助成を受けるために国・県の審査が必要です。 	障がい福祉課



2) 教育・育成

①障がい児の育成・療育の充実

【現状と課題】

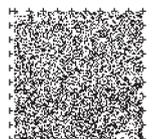
- ・保健、福祉、医療と教育との連携により、療育の専門性の向上が望まれます。
- ・発達の遅れの早期発見から療育、小、中学校への教育と、切れ目のない連続性のある教育指導の充実が必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

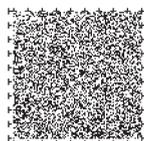
- ・適切な療育を提供できる事業所の確保が必要。また療育の現場で必要な支援について、専門的知見からの巡回・訪問支援を含めた「具体的な助言・支援ができる仕組み」の整備が早急に必要と思うという意見がありました。
- ・乳幼児健診で見落とされがちなタイプの発達の遅れがある、相談・診断によって普通級または支援級に通学する児童生徒への対応が担任の力量に左右されている、個別対応が必要な子どものために連携を試みても「1人だけ特別扱いはできない」といった学校側の対応方針があるなどの現状をしっかりと見つめ、教育と福祉の連携を検討してほしいという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・特別支援教育や療育に携わる人材の育成を図ります。
- ・幼稚園、保育園、小・中学校への切れ目のない連続性のある療育の実施と医療機関、サービス事業所などの関係機関との連携の充実に努めます。
- ・適正な障がい児の放課後支援と児童発達支援事業のサービス充実に努めます。



主な施策・事業名	内容	主管課等
障害児福祉計画の策定	○計画に基づき、必要なサービス提供体制や相談支援体制の整備に努め地域生活を支援します。	障がい福祉課
乳幼児健診フォロー体制の整備・充実	○「乳幼児健康診査」の結果、発達の遅れがあると思われる乳幼児と、子どもへの接し方や育てにくさに悩む親に対し、支援する体制の整備・充実を図ります。 ・親子教室：1歳6か月児健康診査フォロー教室（わくわく教室） ・幼児教室：3歳6か月児健康診査フォロー教室（すくすく教室）	健康づくり課
妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援の充実 （子育て世代包括支援センター：ネウボラざまりん）	○母子健康手帳交付時に妊婦全員に保健師（母子保健コーディネーター）が面接し、支援プランを策定しています。また、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、情報提供・助言・保健指導を行い、必要時には関係機関と連携します。	健康づくり課 子ども政策課
乳幼児発達支援体制の整備・充実	○発達の遅れや偏りがある就学前の子どもと、子どもへの対応に苦慮する保護者に対して、支援する体制の整備・充実を図ります。 ・育児教室：年齢に応じたグループ指導による発達支援（にこにこ教室、わくわく教室、すくすく教室） ・個別相談：言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士等専門職による支援 ・巡回訪問相談：専門職による保育園、幼稚園、園児・家族への支援	障がい福祉課
サニーキッズの機能充実	○サニーキッズは通所型の児童発達支援事業で市が委託により実施しています。今後は、児童発達支援センターとして市の障がい児の施策の拠点となるよう整備を図ります。 ○発達の遅れや障がいの疑いがある就学前の子どもに対し障がい特性に応じた支援を行うとともに、保護者に対して安心して子育てできるよう相談、助言を行います。 ○利用者ニーズに合わせた施設整備を図り、内容の充実に努めます。 ・サニーキッズ・個別相談・フォローグループ	障がい福祉課
療育関係者講演会	○母子保健、子育て支援、福祉支援、教育等、市内の他の領域との連携を図り、関係者の資質向上に努めます。	障がい福祉課
子育て支援センター事業の実施	○利用者のニーズに応じ相談指導や交流の場を提供します。 ○子育ての心配や不安の相談に応じて、安心して子育てできるよう支援するとともに、障がいの早期発見・早期対応に努めます。	子ども政策課



②障がい児保育の充実

【現状と課題】

- ・集団保育が可能で保育に欠ける障がい児を市内の公立・私立保育園で受入れ、保育士の加配等による統合保育を実施しています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・幼稚園・保育園・小学校と、小さい時から障がいのある子どもとない子どもが一緒に過ごす時間を多く作ることが大事という意見がありました。
- ・受入れを行っている園の努力だけでは支援は難しく、専門的な知見から支援・指導・助言できる人を配置または派遣できる仕組みが必要なのではないかという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・引き続き障がい児保育の資質の向上を図ります。

ア 障がい児保育の推進

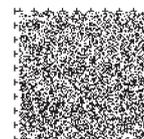
主な施策・事業名	内容	主管課等
統合保育の実施	○障がい児の状況に応じ健全な発達を促し、健常児の障がい児に対する正しい認識を深めるために、集団保育が可能で保育を必要とする障がい児を受入れ、保育園で統合保育を実施していきます。	保育課

イ 障がい児保育の人材育成

主な施策・事業名	内容	主管課等
障がい児保育研修の充実	○障がい児保育に関する職員研修を充実し、障がい児の保育に携わる職員の資質向上を図ります。	保育課

ウ 専門職による支援の活用と療育機関との連携

主な施策・事業名	内容	主管課等
専門職による支援の活用と療育機関との連携	○専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士）による巡回訪問相談の活用、サニーキッズとの連携を図ることにより障がい児保育の資質向上に努めます。	障がい福祉課 保育課



③就学相談・支援の充実

【現状と課題】

- ・障がいのある児童・生徒、一人ひとりが適正な就学ができるよう関係機関との連携強化や就学支援体制の整備が求められます。

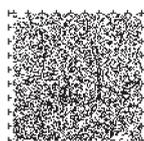
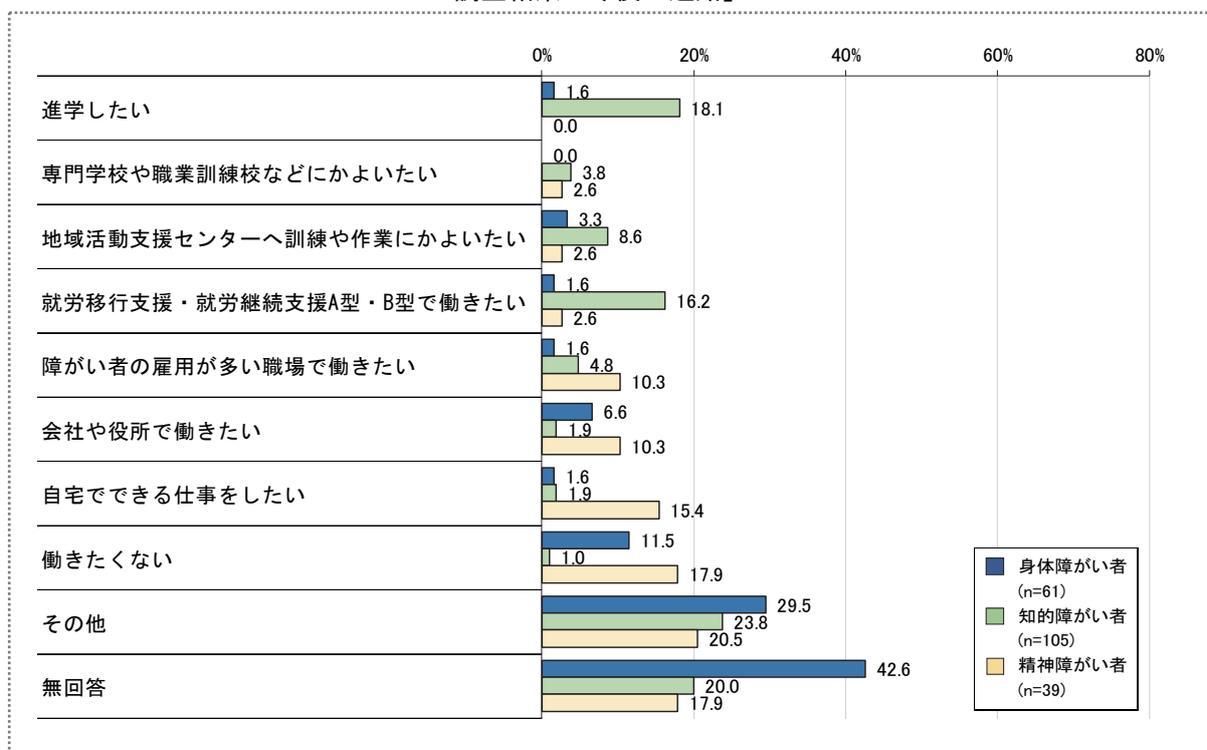
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・就学相談を適切なスケジュールを進めても、就学相談担当の先生に伝えた内容や資料が学校担任に伝わっていない。また「普通級に進むと決まった場合は伝達しない」という方針の連携も見られ、子どものためになっていないのではないかと意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- ・今後の進路についての意向をみると、身体障がい者では「働きたくない」が11.5%と最も多く、次いで、「会社や役所で働きたい」が6.6%、「地域活動支援センターへ訓練や作業にかよいたい」が3.3%と続いています。知的障がい者についてみると、「進学したい」が18.1%と最も多く、「就労移行支援・就労継続支援A型・B型で働きたい」が16.2%、「地域活動支援センターへ訓練や作業にかよいたい」が8.6%と続いており、全体として進学・労働意欲の高さがうかがえます。精神障がい者では、「働きたくない」が17.9%と最も多く、「自宅でできる仕事をしたい」が15.4%、「障がい者の雇用が多い職場で働きたい」と「会社や役所で働きたい」がそれぞれ10.3%と続いています。

調査結果「今後の進路」



【施策の方向性】

- ・就学相談や支援体制の充実を図ります。

ア 就学支援の充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
就学相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○療育機関、就学前の相談担当との連携を図ることで、就学を円滑に進めるよう努めます。○障がいのある児童・生徒の就学に関する相談の受入れ体制を整備し、相談業務の充実を図ります。○就学相談についての説明会を実施することにより、就学後の支援の現状や教育的配慮の必要性などについてより理解してもらえるように努めます。	教育指導課 障がい福祉課

イ 就学指導の充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
教育支援委員会の開催	<ul style="list-style-type: none">○「教育支援委員会（医師、特別支援学校教員、児童相談所員及び市内学校関係者等のメンバーで構成、年6回開催）」を開催し、関係機関の連携のもと、教育的配慮の必要な障がいのある児童生徒について、保護者の理解を得ながら支援を行っていきます。	教育指導課
支援教育関係者会議の充実	<ul style="list-style-type: none">○「支援教育関係者会議（特別支援学級担当教員等で構成）」の充実を図り、行き届いた適切な就学指導が円滑に行われるように努めます。	教育指導課

④特別支援教育の充実

【現状と課題】

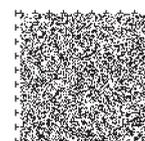
- ・障がいのある児童に対しきめ細かな指導ができるよう、特別支援教育の一層の充実や体制の整備が望まれます。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・自閉症や行動障がいのある子どもの発達や特性をとらえ、個々に合わせた一貫性のある支援が提供される必要があると考えるが、行政・学校・福祉それぞれで、保護者の意向に答えられる範囲に違いがあるという意見がありました。
- ・公共交通機関を1人で利用できないため、ドア to ドアの送迎ありきになっている方も将来就職を希望している。知的障がいのある高校生などへの通学支援が日常的に可能になれば、選択肢も増えるのではと考えるという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・個々の障がい児の状況に応じた、学級担当教員の指導力向上や教育の内容の改善・充実を図ります。また、学校には「教育相談コーディネーター」をおき、サービス事業者等関係機関との連携を図りながら支援をしていきます。



ア 教育環境の充実、多様な教育ニーズへの対応

主な施策・事業名	内容	主管課等
小・中学校への特別支援学級の設置の推進	○知的障がい・情緒障がい他、障がい種に対応した「特別支援学級」の設置の推進に努めます。	教育指導課 学校教育課
学校施設の整備・充実	○市内の学校等に通えるよう、障がいの児童・生徒数に応じた学校施設の整備、設備等の充実に努めます。	教育総務課
小・中学校障がい児介助員事業の推進	○特別支援学級に「障がい児介助員」を配置し、身辺介助、安全確保に努め、教育環境の整備を図ります。	教育指導課
特別支援教育補助員の設置	○通常級において、特別な配慮を要する児童・生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに合ったきめ細かな支援を行うため、「特別支援教育補助員」を配置します。	教育指導課
教育相談コーディネーターの配置と関係機関との連携	○学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてコーディネーターを配置し、関係各機関と連携を図りながら相談支援体制の充実に努めます。	教育指導課
教育カリキュラムの充実	○通常級の言語障がいのある児童を対象とした言語通級指導教室「ことばの教室」を設置しています。今後も、障がい等に配慮した教育環境の整備に努めます。 ○自閉症、LD、ADHD、発達障がい等のある児童を対象とした「情緒通級指導教室」を設置しています。	教育指導課
座間市特別支援教育基本計画の推進	○「座間市特別支援教育基本計画」に基づき特別な配慮を必要とする児童生徒及び保護者に対してきめ細かい教育の推進に努めます。	教育指導課

イ 就学への経済的支援の充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
特別支援教育就学奨励費補助金の支給	○障がいのある児童生徒の就学に対する経済的支援として、引き続き奨励費補助金を支給します。	学校教育課

ウ 教職員の資質の向上

主な施策・事業名	内容	主管課等
特別支援教育の推進	○「特別支援教育要覧」発行や「座間市特別支援教育基本計画」に基づき計画的に全教職員が特別支援教育の推進に努めます。	教育指導課

エ 交流教育の推進

主な施策・事業名	内容	主管課等
各種交流事業の充実	○特別支援学級と通常学級との交流、市内の小・中学校と特別支援学校との交流を推進します。	教育指導課



3) 雇用・就業

①障がい者の雇用の拡大

【現状と課題】

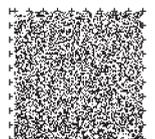
- ・障がい者の雇用・就労の実態を踏まえて、就労機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援することが求められます。
- ・障がい者の就労が促進されるようハローワークと連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行うことが必要です。
- ・市民及び事業主に対して、障がいのある人の特性や合理的配慮について理解を図ることが必要です。
- ・障がい者の雇用促進の機会として、職場実習の受入れなど積極的に推進することが必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・支援区分で就労の可否を判断しないで勤務状況を見てほしい。また様々な理由で引きこもっている方に、自宅でもできる仕事を福祉と企業が協力して作ってほしいという意見がありました。
- ・障害者就労促進には受入れ企業側の環境の充足も大切だが、就労支援事業所が、在籍する就労の力のある障がい当事者にステップアップのための支援をする意識と知識、スキルを持ち、向上させる努力をすることも必要という意見がありました。
- ・法定雇用率の引き上げや罰則の強化等と、障がい種別に囚われず知的障がい者なども地方公共団体などで働く姿を示すことで、地域の企業・市民の障がい者理解が進み、必然的に民間企業でも就労機会が増えてくると考えるという意見がありました。
- ・雇用側に障がい特性への理解ある担当者・ジョブコーチが必要。雇用主、ハローワーク、事業所、役所のつながり・連携が必要。単純作業を機械でやらず、コストがかかっても福祉事業所に発注することを国が支援するべきという意見がありました。

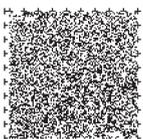
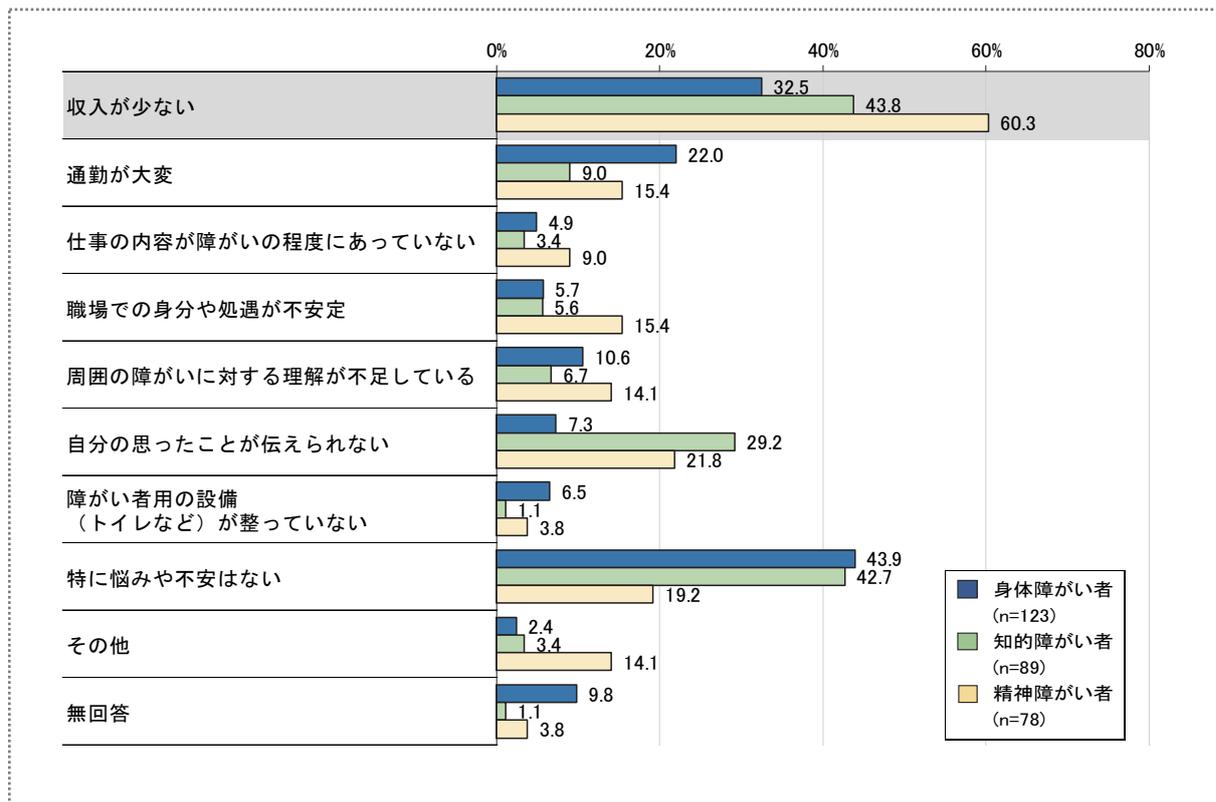
【市民アンケート調査結果】

- ・「働いている」と答えた方について、働く上での不安や不満についてみると、身体障がい者、知的障がい者では「特に悩みや不安はない」が約4割を占め最も多い回答となっています。身体障がい者で「特に悩みや不安はない」以外の回答についてみると、「収入が少ない」が32.5%と多く、「通勤が大変」の22.0%と続いています。知的障がい者で「特に悩みや不安はない」以外の回答についてみると、「収入が少ない」が43.8%と多く、次いで「自分の思ったことが伝えられない」が29.2%と高くなっています。また、精神障がい者についてみると、「収入が少ない」が60.3%と最も多くを占め、「自分の思ったことが伝えられない」が21.8%、「特に悩みや不安はない」が19.2%と続いています。
- ・働くために必要なことについてみると、「事業主や職場の仲間の理解」が身体障がい者では40.9%、知的障がい者63.0%、精神障がい者では53.9%といずれにおいても最も多い回答となりました。身体障がい者についてみると、

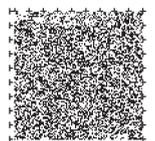
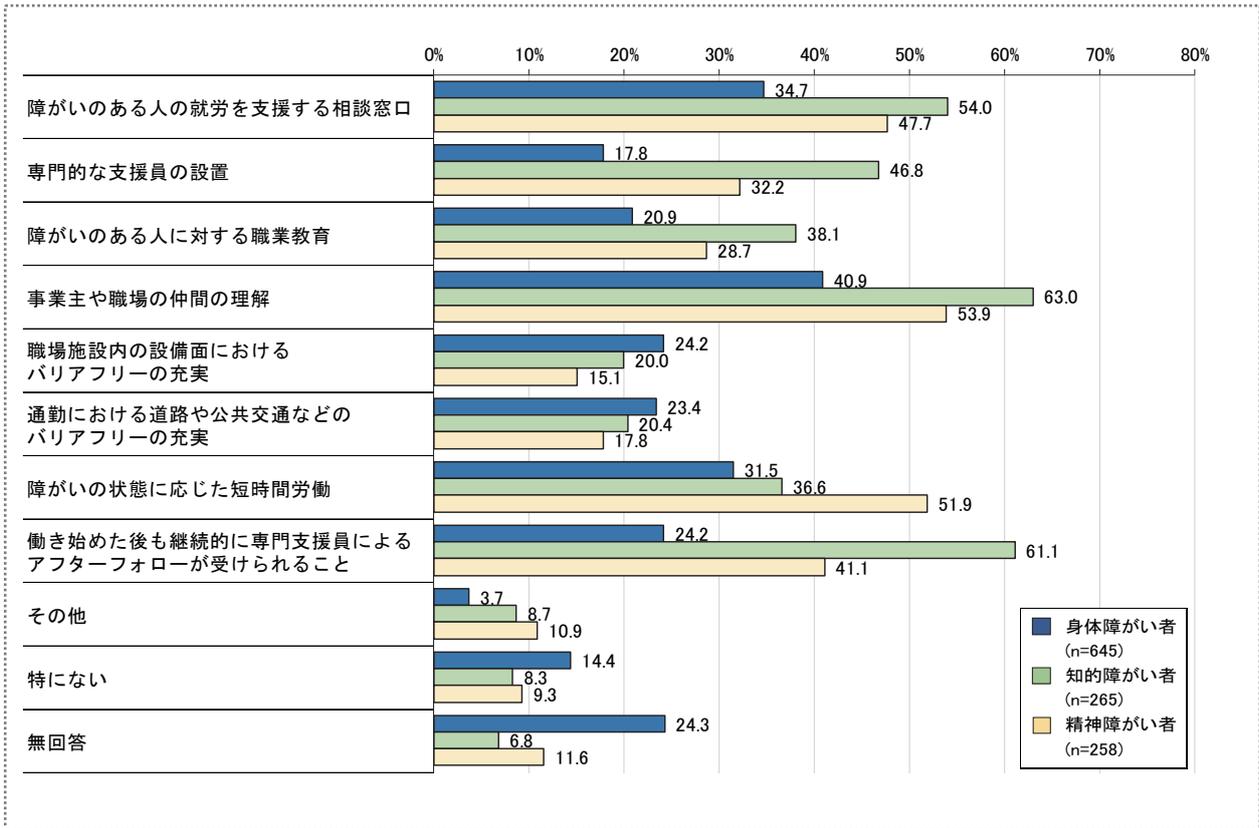


次いで「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」の34.7%、「障がいの状態に応じた短時間労働」の31.5%と続いており、「職場施設内の設備面におけるバリアフリーの充実」と「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」に対しては各24.2%となっています。また、知的障がい者についてみると、次いで「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」が61.1%、「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」の54.0%、「専門的な支援員の設置」の46.8%、「障がいのある人に対する職業教育」の38.1%と続いており、職場の同僚や雇用主の理解に加え、専門的な相談のできる窓口や教育といったソフト面での需要が多くみられます。また、精神障がい者についてみると、次いで「障害の状態に応じた短時間労働」が51.9%、「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」の47.7%と続いており、傾向としては、短時間の労働に対する需要が多くみられます。「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」に対しては41.1%となっています。

調査結果「働く上での不安や不満」



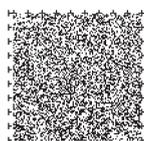
調査結果「働くために必要なこと」



【施策の方向性】

- ・障がいの特性に応じた就労機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援します。
- ・法定雇用率達成事業所の拡大に向けて、ハローワークと連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行います。
- ・市民及び事業主に対して、障がいのある人の就労に対する理解を啓発するとともに、職場実習の受入れなど積極的に推進します。
- ・企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図ります。
- ・ハローワーク、商工会等と連携し障がい者の理解と合理的配慮について、事業者に対して啓発を行い、雇用の促進を図ります。

主な施策・事業名	内容	主管課等
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「就労支援相談員」を設置し、就労を希望する障がい者の相談受付や職場開拓等を行います。 ○広報やハローワーク、商工会等を通じて事業者の理解を求め障がい者の就労を支援します。 	障がい福祉課
障がい者雇用報奨金交付事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の生活の安定と社会的自立を促すとともに、事業主の経費負担の軽減を図ることにより雇用を促進することを目的として、障がい者を雇用する中小企業に対して、報奨金を交付します。 ○広報や市ホームページなどを通じ、制度の周知を図っていきます。 	商工観光課
座間市障がい者活躍推進計画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の採用について、今後も積極的に検討し法定雇用率の維持に努めます。 ○障がい者が働きやすい環境づくりを推進します。 	職員課
福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅障がい者が、地域社会の一員として生活できるような福祉的就労の場である、地域活動支援センター、就労継続支援事業所の充実を図るため、運営及び体制づくりに対する支援を行います。 	障がい福祉課
優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市は、市内の障がい者就労施設等が供給する物品や役務等の積極的な発注に努めます。また、取り扱う物品や役務の調査を継続して行います。 ○市内全戸配布といった大量の業務でも受注できるよう、複数の事業所が協力できる体制を推進します。 ○市ホームページの活用を検討します。 	障がい福祉課

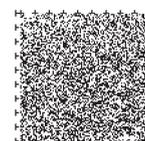


【障害者優先調達推進法とは】

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。平成25年4月1日より、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう必要な措置を講じることと定められています。

【座間市の障害者優先調達実績一覧】

年度	件数 (件)	金額 (円)		物品	役務	
		物品	役務			
平成25年	5	5	0	250,100	250,100	0
平成26年	28	5	23	2,245,915	313,109	1,932,806
平成27年	37	33	4	847,252	736,252	111,000
平成28年	49	43	6	2,597,552	724,216	1,873,336
平成29年	53	44	9	4,127,982	681,298	3,446,684
平成30年	57	48	9	4,728,410	1,088,389	3,640,021
令和元年	66	56	10	5,342,371	836,399	4,505,972



4) 保健・医療・補装具

①疾病の予防、障がいの早期発見

【現状と課題】

- ・発達の遅れなどに対する早期支援体制を確保するため、関係機関との連携体制の充実が必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・小児科で行われる乳児検診で軽度発達障がいのお子さんを発見することが少ない。「医師が知らせてくれない」「検診は医療だからつながれない」ではなく、連携できる仕組み作りが必要だと思うという意見がありました。

【施策の方向性】

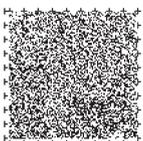
- ・発達に係る課題の早期発見・早期療育を行うため、医療、福祉、保健との連携体制の充実を図ります。

ア 疾病の予防対策の推進

主な施策・事業名	内容	主管課等
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「ざま健康なまちづくりプラン（第二次：平成30年4月策定）」に従って、健康に関する意識の啓発や体力づくりを図り、生活習慣病等障がいに陥りやすい疾病の予防に努めます。 ○健康に関する情報のネットワーク化に努め、多くの市民が健康づくりに参加できる体制づくりを進めます。 	健康づくり課
予防接種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の恐れのある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種事業を進めます。 	健康づくり課
救急医療体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○急病や事故に速やかに対応できる医療の確保を図るため、関係する医療機関や他の行政機関との協力のもと、救急医療体制の整備・充実を図ります。 ・平成28年4月1日座間総合病院が開院し、救急搬送受入れを実施 	医療課
FAX119・NET119体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい者等とFAX・スマートフォン等を活用した緊急通報サービスを実施し、救急医療体制の充実を図ります。 	消防管理課 障がい福祉課

イ 障がいの早期発見体制の整備・充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査や健康診断を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めます。 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・がん検診 ・その他健康診査 	健康づくり課



②保健医療サービスの充実

【現状と課題】

- それぞれの障がいの特性に応じた医療体制の充実が求められます。
- 医療、福祉、保健の連携したサービス体制の整備が必要です。
- 障がいの程度に応じた医療費助成のあり方を再検討することが求められています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

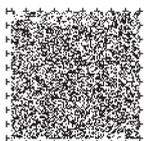
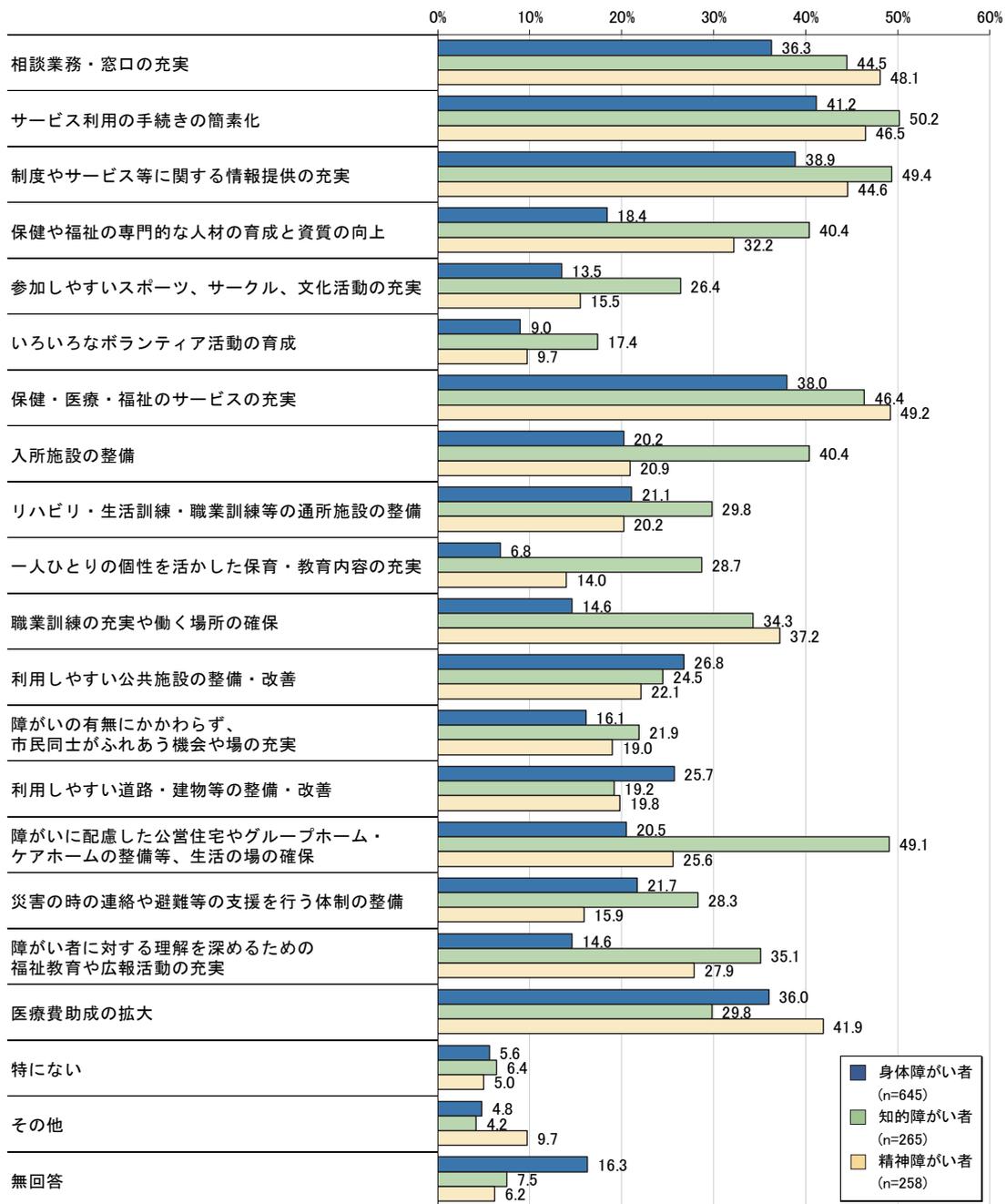
- 本人の障がいに関わらない分野の医師や看護師が、障がい特性への知識・理解がないことがあり、困ることがある。ー昨年から始まった、歯科医師協会の発達障がい者の治療に向けた勉強会がありがたく、期待しているという意見がありました。
- 精神障がいの場合、薬の副作用などで内科系の疾患が出やすいので、身体・知的と同様に重度医療費助成がないと経済的に苦しいという意見がありました。
- 医療的ケアの必要な障がい児者が通所できる場所・在宅サービスの拡充が求められる。また医療的ケア者に対応するための、職員が研修を受ける機会が得られにくく、受入れ体制の整備が難しいという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- 障がいのある人が自立した生活を送るために必要な事について、保健医療に関する意見をみると、身体障がい者では「保健・医療・福祉のサービスの充実」が38.0%、「医療費助成の拡大」で36.0%となっており、知的障がい者では「保健・医療・福祉のサービスの充実」が46.4%、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」が40.4%となっています。精神障がい者では「保健・医療・福祉のサービスの充実」が49.2%、「医療費助成の拡大」が41.9%となっており、全体として、保健・医療・福祉サービスの充実や医療費助成に関するニーズが高くなっています。



調査結果「自立した生活を送るために必要なこと」



【施策の方向性】

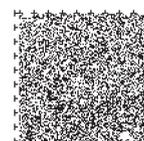
- ・障がいの特性に応じた、サービス体制、医療体制の充実を図ります。

ア 相談・指導の充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
保健相談事業の充実	○心身の健康や育児・発育・発達に関する相談事業の充実を図ります。 ・健康相談・育児相談・親子相談	健康づくり課
保健指導の充実	○出産や育児について、支援を必要とする親や児を家庭訪問し、乳幼児の健全な育成を促すための指導の充実を図ります。 ・妊産婦訪問指導 ・新生児訪問指導 ・未熟児訪問指導 ・乳幼児訪問指導	健康づくり課

イ 健康づくりの基盤整備

主な施策・事業名	内容	主管課等
市民健康センターの充実	○市民の健康づくりの拠点施設である「市民健康センター」は、保健サービスや情報提供等の事業展開を図り、運営の充実に努めます。 ○老朽化した施設の設備改修を計画的に行います。	健康づくり課
更生医療費・育成医療費の助成	○自立支援医療の更生医療費及び育成医療費のうち一ヶ月の自己負担上限額までを助成します。 (自己負担なし)	障がい福祉課
精神通院医療費の助成 対象：精神障がい者	○精神障害者保健福祉手帳1～2級と自立支援医療受給者証の両方をお持ちの方に対し、精神通院医療費の一ヶ月の限度額までを助成し(自己負担なし)、精神障がい者の自立を支援します。	医療課
心身障害者医療費助成事業の実施 対象：身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	○身体障害者手帳、療育手帳、知能指数50以下又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が医療機関で受ける保険診療の自己負担分の一部について助成し、障がい者の健康維持と生活の安定を図ります。 ・負担なし：身体1～2級、療育A1～A2、精神1級 ・1割負担：身体3級、療育B1	医療課



③補装具給付等の充実

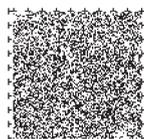
【現状と課題】

- ・補装具の使用に関する巡回相談や補装具の交付及び修理を行っています。

【施策の方向性】

- ・引き続き日常生活や職業生活で、身体機能の障がいを補うために補装具の交付・修理について助成を行っていきます。

主な施策・事業名	内容	主管課等
身体障がい者巡回相談の実施 対象：身体障がい者	○肢体不自由の方や聴覚障がい者のための医師による補装具の適合判定を実施します。	障がい福祉課
身体障がい児者補装具の交付・修理 対象：身体障がい者	○日常生活や職業生活で、身体機能の障がいを補うために補装具を使用している方に基準額以内で助成しています。	障がい福祉課



3 支えあい、つながりあいながら自立できるよう、地域の体制づくりを推進

1) 地域福祉の推進

①地域福祉の推進体制整備

【現状と課題】

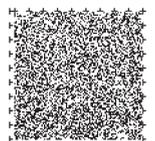
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員、自治会などと連携を図り、地域で障がいのある人を支える体制の推進が求められます。
- 福祉活動の担い手となるボランティアの育成も重要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

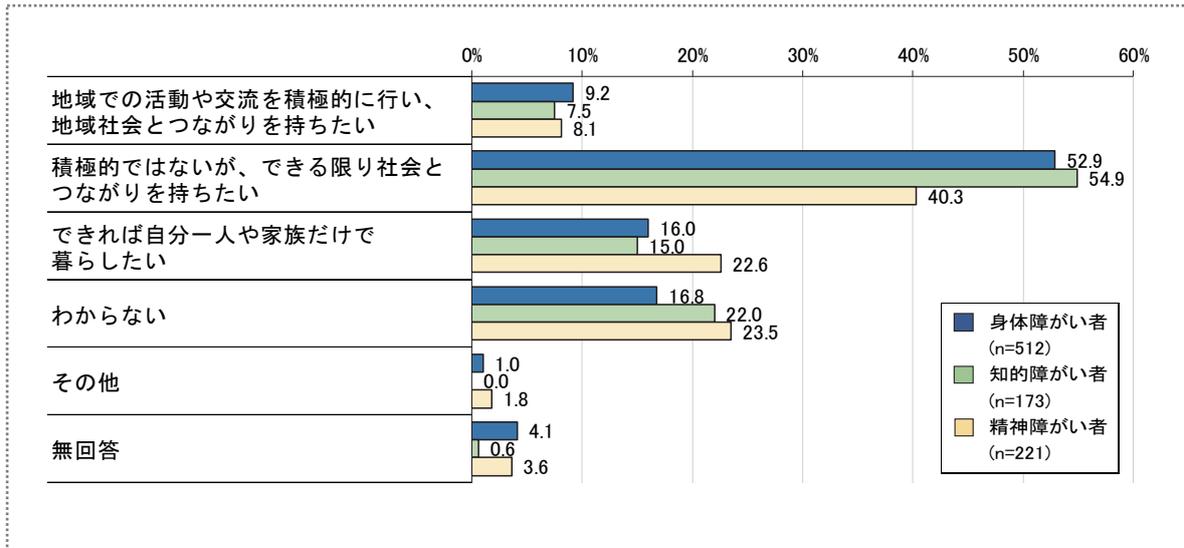
- 当法人では地域の自治会に入り、草むしりや行事などにできる範囲で参加しているという意見がありました。
- 児童についての地域課題を取り上げる・共有する機会が無いため、児童部会を作ってほしいという意見がありました。
- グループホームの場合、地域の行事などに積極的に参加したいと思うが、職員が確保できなければ参加することが難しいという意見がありました。
- 障害者団体に属していれば市や社協の行事を通じてつながりを持つこともあるが、それ以外の接点がほとんど無く、地域の学校に通学していなければ存在さえ知られていないこともあるという意見がありました。
- 自身が障がい者であることを周りの人達に知ってもらうことや、当事者が親に見てもらっている場合は、親の亡くなる前に病気（障がい）の特徴や薬の詳細を提出しておいた方がよいという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- 地域で生活することについての意見をみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「積極的ではないが、できる限り社会とつながりを持ちたい」が最も多く40.0%以上を占めています。「地域での活動や交流を積極的に行い、地域社会とつながりを持ちたい」の割合は、身体障がい者では9.2%、知的障がい者では7.5%、精神障がい者では8.1%となっています。

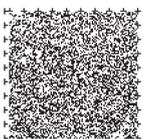


調査結果「地域での生活の意向」



【施策の方向性】

- 地域福祉の推進を図るため、身近な地域で支えあう地域住民間のネットワークの構築や、自治会、民生委員児童委員などの地域組織との連携により、支援体制の構築を強化します。
- 障がい当事者も親を含む支援者も高齢化が進んでいます。親亡き後の財産管理と権利擁護のため、成年後見制度の利用を促進します。
- ボランティア等によるインフォーマルサービスの体制づくりを目指し、市民への福祉意識の醸成を推進するとともに、ボランティアの活動を支援します。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアの育成、ボランティア情報の集約等を促進します。



ア 地域福祉の基盤整備

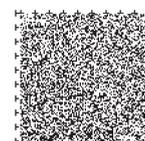
主な施策・事業名	内容	主管課等
総合福祉センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の推進の下に、重層的支援体制整備のため相談体制の充実、ボランティアに対する支援等、福祉のより一層の充実を図るための地域福祉の拠点施設として、「総合福祉センター」の機能の充実に努めます。 ○老朽化した施設の設備改修を計画的に行います。 	福祉長寿課
社会福祉協議会への支援・助成	<ul style="list-style-type: none"> ○行政とともに地域福祉の中核として機能をより充実させるために、運営等への支援・助成を実施します。 ○各種事業の開催等を通じて福祉ボランティアの充実に努めます。 	福祉長寿課

イ 地域福祉ネットワークの整備

主な施策・事業名	内容	主管課等
地域保健福祉サービス推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域保健福祉サービス推進委員会」は、保健、医療、福祉の各分野における行政と関係機関が連携し、各種サービスの総合調整、評価、開発等を検討することにより、効率的な行政運営を図ることを目的として設置されています。 ○保健福祉サービスの提供やサービスにかかわる各種計画の作成、見直しについて検討します。 	福祉長寿課
地域自立支援協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価を行います。 ○具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言を行います。 ○地域の関係機関とのネットワークの構築を図ります。 ○障がい者施策に関する点検・評価を行います。 	障がい福祉課

ウ 市民福祉活動の推進

主な施策・事業名	内容	主管課等
障がい者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者自身が、社会参加の一環としてボランティア活動をはじめとした、市民活動に積極的に参加できるよう、環境整備等の支援に努めます。 	障がい福祉課
座間市民活動サポートセンターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民参加による協働のまちづくり」の推進を目的に、市民活動を総合的に支援する「座間市民活動サポートセンター」で、市民活動団体や個人の交流の場の提供、情報収集や情報発信等の更なる活用に努めます。 	市民協働課
職員の福祉活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア休暇制度により職員の福祉活動への参加を支援します。 ○ボランティア休暇制度を周知することで、活動に対する職場理解を推進します。 	職員課



エ 成年後見制度等の推進

主な施策・事業名	内容	主管課等
成年後見制度の利用促進に向けた支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の市長申し立てに係る手続き費用や後見人等に係る報酬等の費用助成を実施します。 ○成年後見制度を推進します。 	福祉長寿課 障がい福祉課
地域福祉権利擁護事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者や高齢者などで判断能力に不安がある人への支援を行う市社会福祉協議会の「あんしんセンター事業」の充実を支援します。 ・福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス 	福祉長寿課 障がい福祉課

②相談支援体制の充実

【現状と課題】

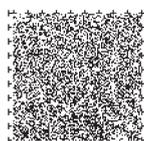
- ・相談機関の一層の周知とともに、発達障がいや高次脳機能障がいの人も含めた、障がいのある人の生活全般にかかる総合的な相談支援体制の充実に向けた関係機関の連携が必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

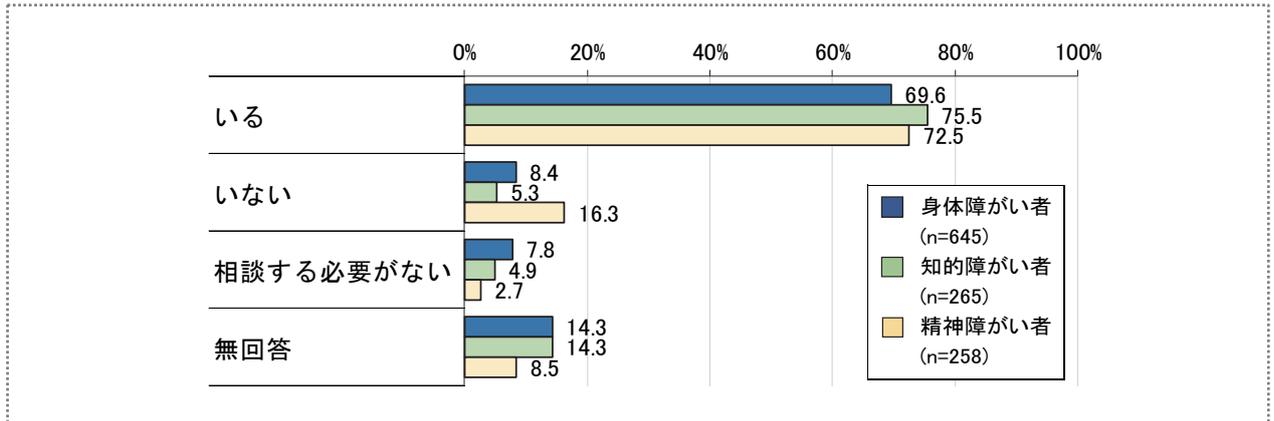
- ・相談の事業所の数は増えてきているが、相談員が足りておらず、相談員の育成、スキルアップ、相談支援の質の確保が必要であるという意見がありました。
- ・外出すら自由にできず、他者との交流も少ないので新しい情報が届かないという意見がありました。
- ・精神障がい者の場合、当事者が心配事などを相談するところが少なく、不安にかられる事が多い。相談支援体制を整備してほしいという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

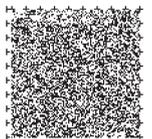
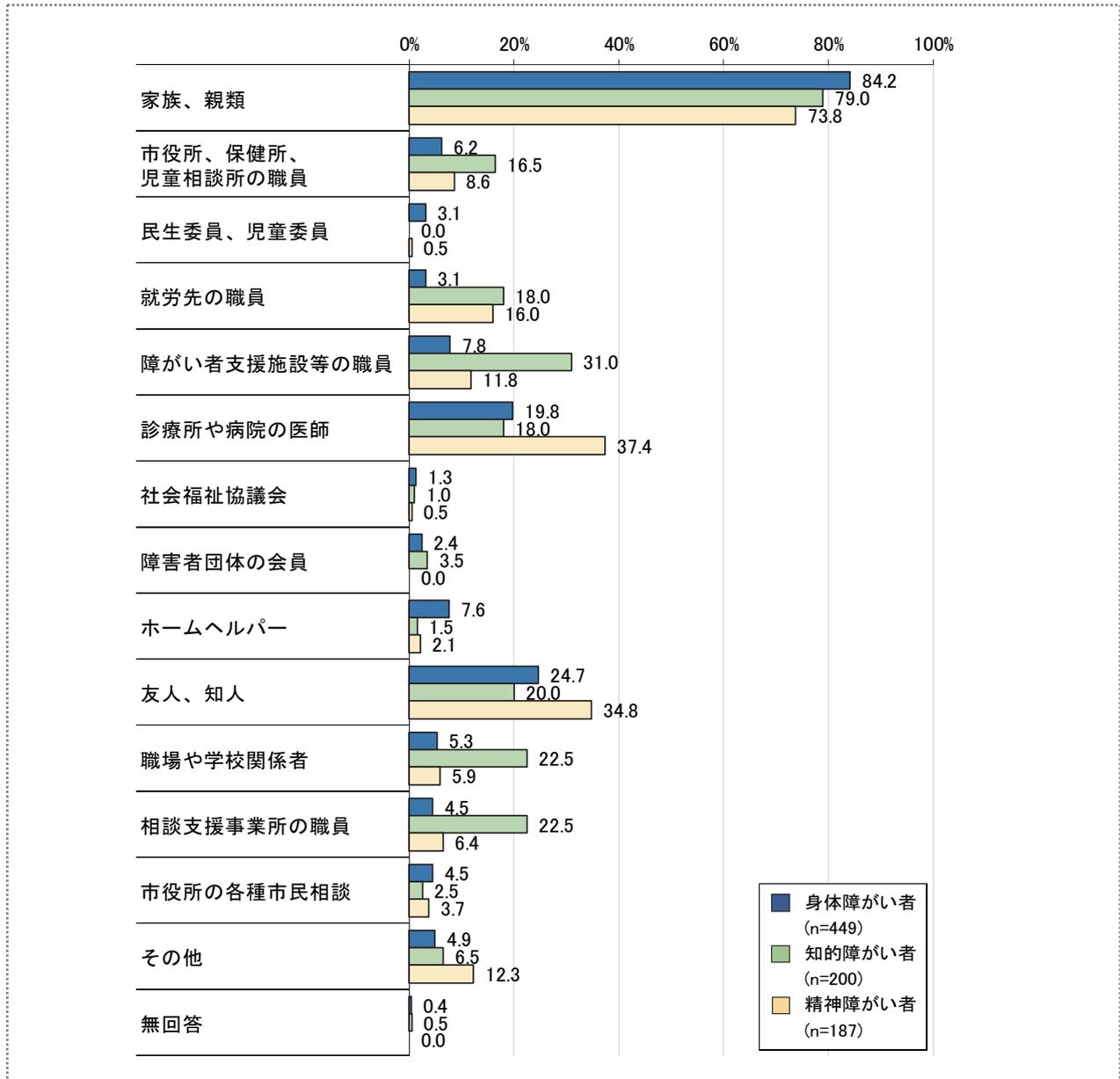
- ・相談する相手の有無では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも「いる」と答えた方が60.0%以上となっており、特に知的障がい者と精神障がい者では70.0%以上の割合となっています。「いない」と答えた方は精神障がい者では16.3%と身体障がい者の8.4%、知的障がい者の5.3%に比べて高くなっています。
- ・相談する相手は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも「家族、親類」が最も多く70.0%以上を占めています。精神障がい者では「診療所や病院の医師」の割合が37.4%と、身体障がい者、知的障がい者に比べて高くなっています。



調査結果「相談相手の有無」



調査結果「相談する相手」



【施策の方向性】

- ・身近な生活相談から、障害福祉サービスの利用計画や困難な事例への対応など、市ケースワーカーと事業所等が役割分担と連携をしながら、相談支援体制の充実を図ります。

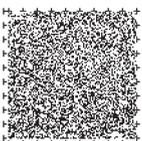
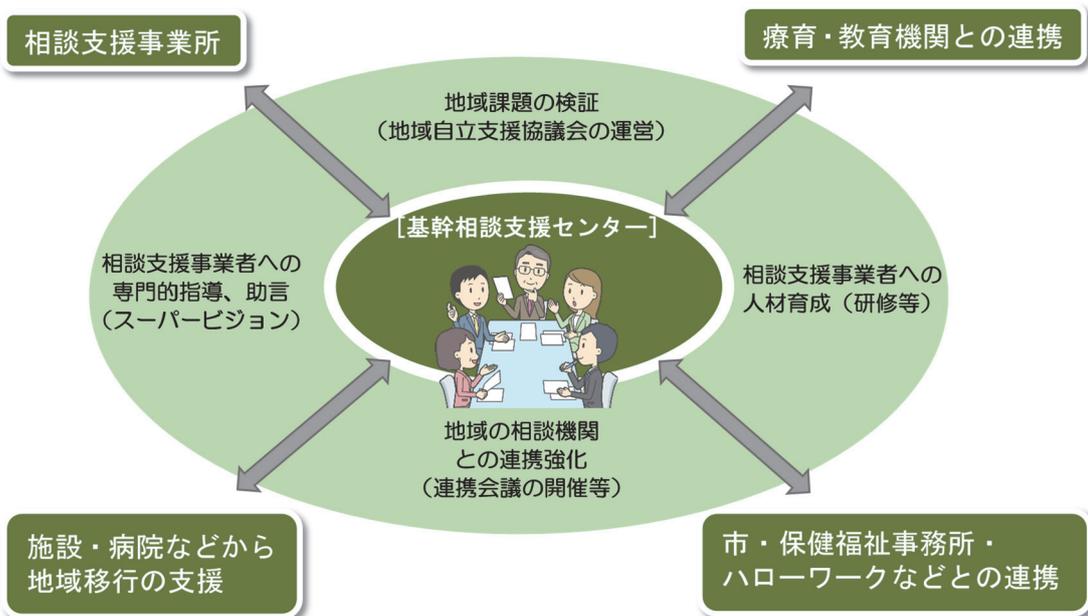
ア 相談事業の充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び提言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。 ○一般相談支援事業を委託により推進します。 ○計画相談支援を推進します。 ○地域移行支援を推進します。 	障がい福祉課
基幹相談支援センターの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内相談支援事業所の質の向上や地域課題への取り組みを図ります。 	障がい福祉課
家族教室の開催 対象：精神障がい者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ○精神疾病で通院している人がいる家族と「病気についての学習、日頃の悩みや対処方法」等について話し合いを実施します。 ○月1回で開催し、様々な家族の方の参加に向けて周知をしていきます。 	障がい福祉課
各種相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○各担当窓口における相談事業について、一層の充実を図り、問題の解決に寄与します。 	障がい福祉課 子ども政策課 教育指導課 広聴人権課

【座間市障がい児者基幹相談支援センター】

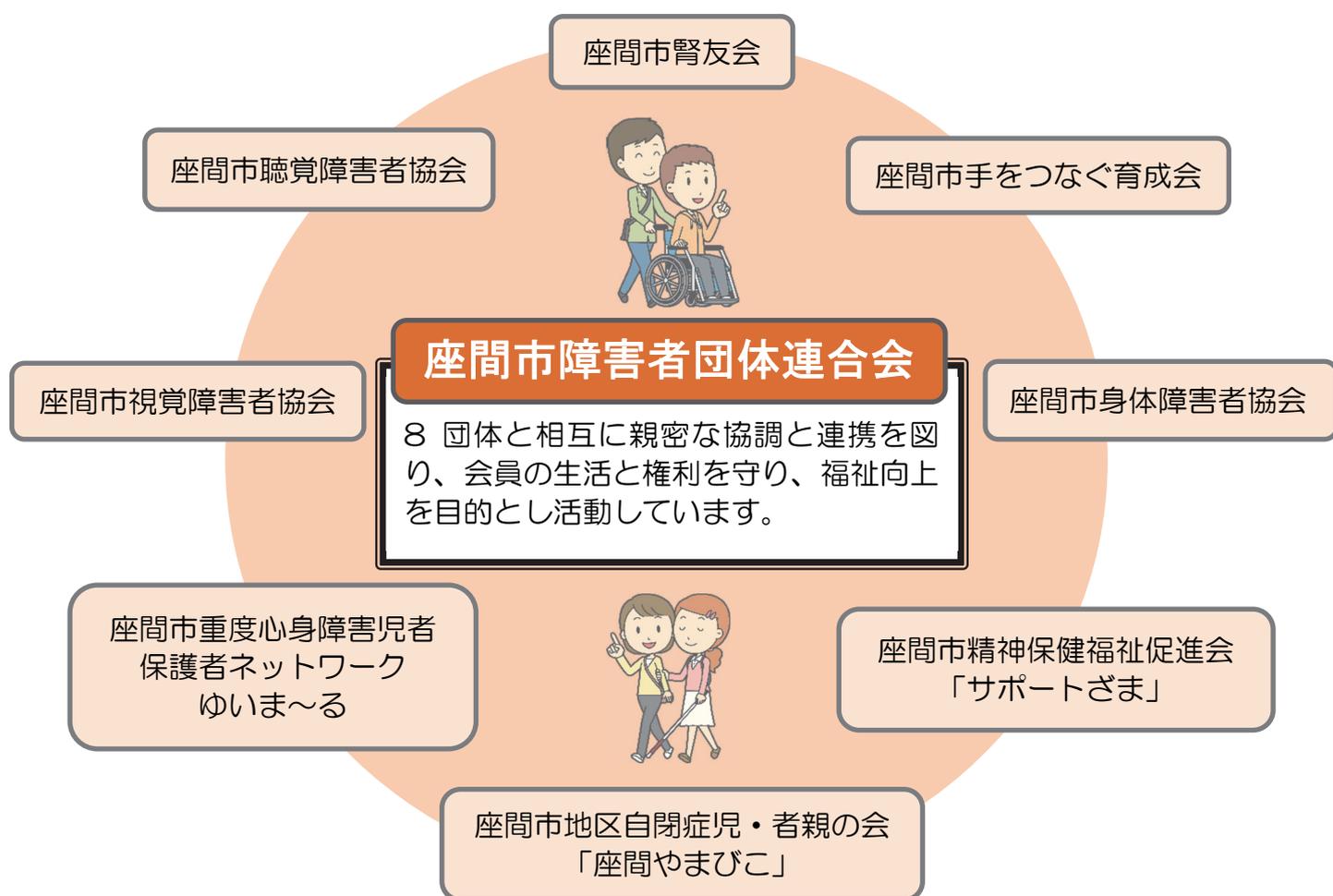
市内相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成、各事業所との連携強化等を目的として、令和元年10月に総合福祉センター3階に開設しました。

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために障がい福祉の分野だけでなく、学校や児童通所施設、介護保険事業所等とのネットワークを広げ、包括的な相談支援体制の構築を図って行きます。



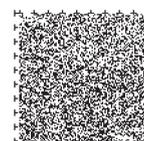
イ 相談・情報提供体制の充実

主な施策・事業名	内容	主管課等
精神障害者地域活動支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者に関する相談、指導、助言等を行います。 ○プログラムの提供方法やフリースペースの活かし方について、目的をもったサービスの提供ができるように努めます。 ○地域住民、関係機関との連携により、あたりまえの生活を送れる地域づくりに努めます。 	障がい福祉課
民生委員児童委員活動への支援	○地域福祉推進の担い手であり、行政と地域のパイプ役である民生委員児童委員の活動に対し支援を行います。	福祉長寿課
障害福祉相談員活動への支援	○障がい特性に応じた障害福祉相談員を選任し、相談活動への支援を行います。	障がい福祉課
障害者団体への支援	○障がい者の積極的な社会参加を促すため、市内の障害者団体（8団体）への支援を行います。	障がい福祉課



ウ 職員の育成

主な施策・事業名	内容	主管課等
市職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉に関する研修の実施等により、職員の理解促進や能力向上を図り適切な支援ができるよう職員の育成に努めます。 ○新人職員に対し差別解消法の研修を実施します。 	障がい福祉課 職員課



2) 情報・意思疎通

①情報提供の充実

【現状と課題】

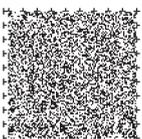
- ・障がいの特性に応じて様々なメディアや関係機関を活用し、サービスの内容をはじめとする、福祉情報の提供を充実させていくことが必要です。
- ・ホームページや事業案内冊子で提供する情報の内容を、対象となる障がいの特性や目的に応じて分かりやすく提供することが求められます。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

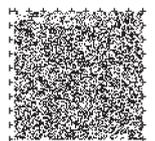
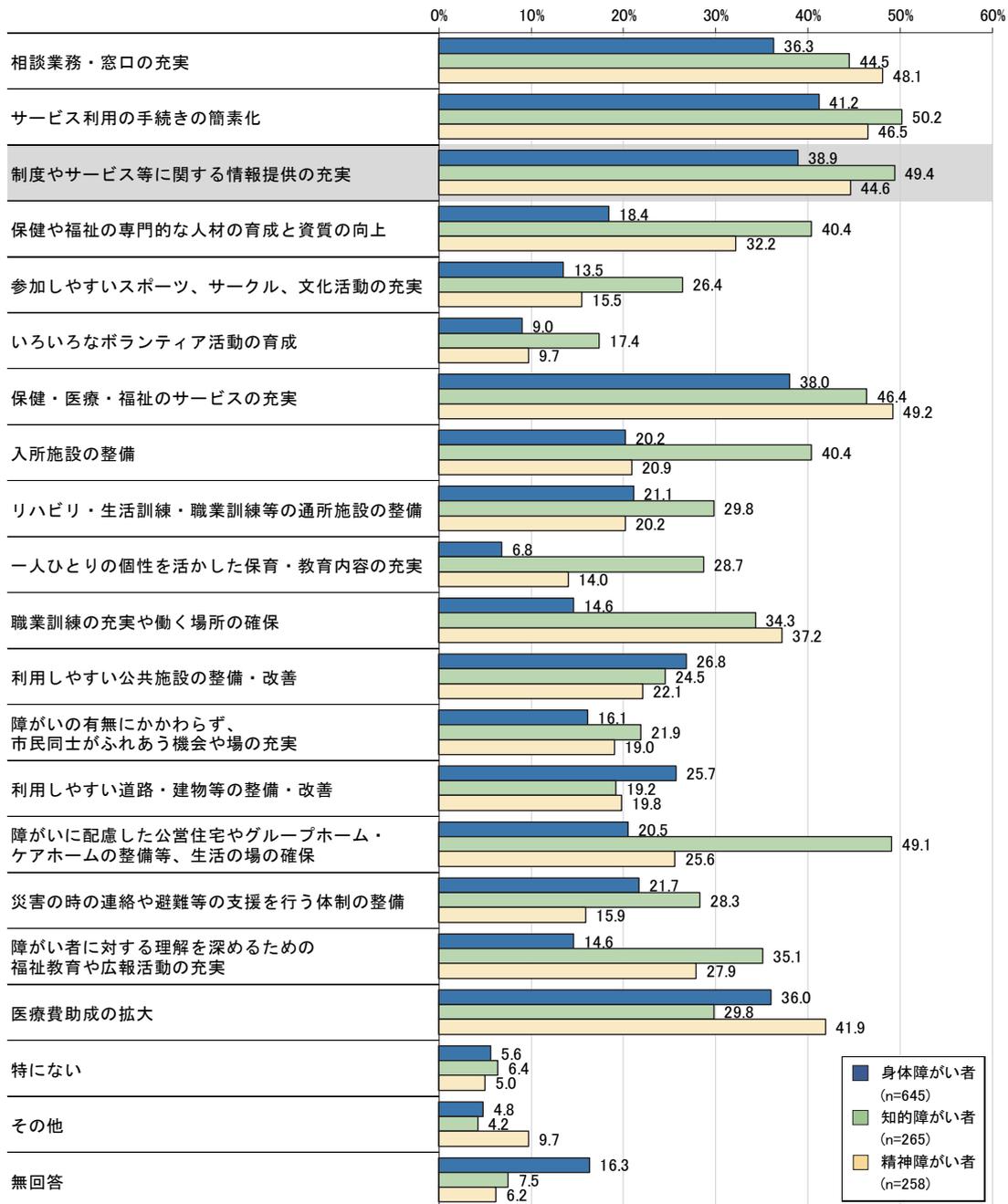
- ・広報誌よりはどちらかというと、市ホームページで地域の情報・動きをどんどん発信願いますという意見がありました。
- ・制度やサービスに関する情報提供が不足しているという意見がありました。
- ・当事者や事業者が適切に情報を得るためのルートの整備や、事業所や各団体に所属していない方々へのアウトリーチ等、情報媒体の充足というよりは、情報を如何にして必要な方に正確に届けるかが課題と考えるという意見がありました。
- ・市のホームページが検索しにくい。情報が古く、もっと先の予定も載せてほしいという意見がありました。
- ・情報提供は行われているが、当事者にとっての分かりやすさで考えると、知的障がい者向けのふりがなやイラストを用いた情報は少ないと感じますという意見がありました。
- ・様々な障がいをお持ちの方が増えている現状では、周知方法もそれに合わせて切り替えて行くことが「合理的配慮」にもつながるのではないかと思うという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

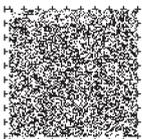
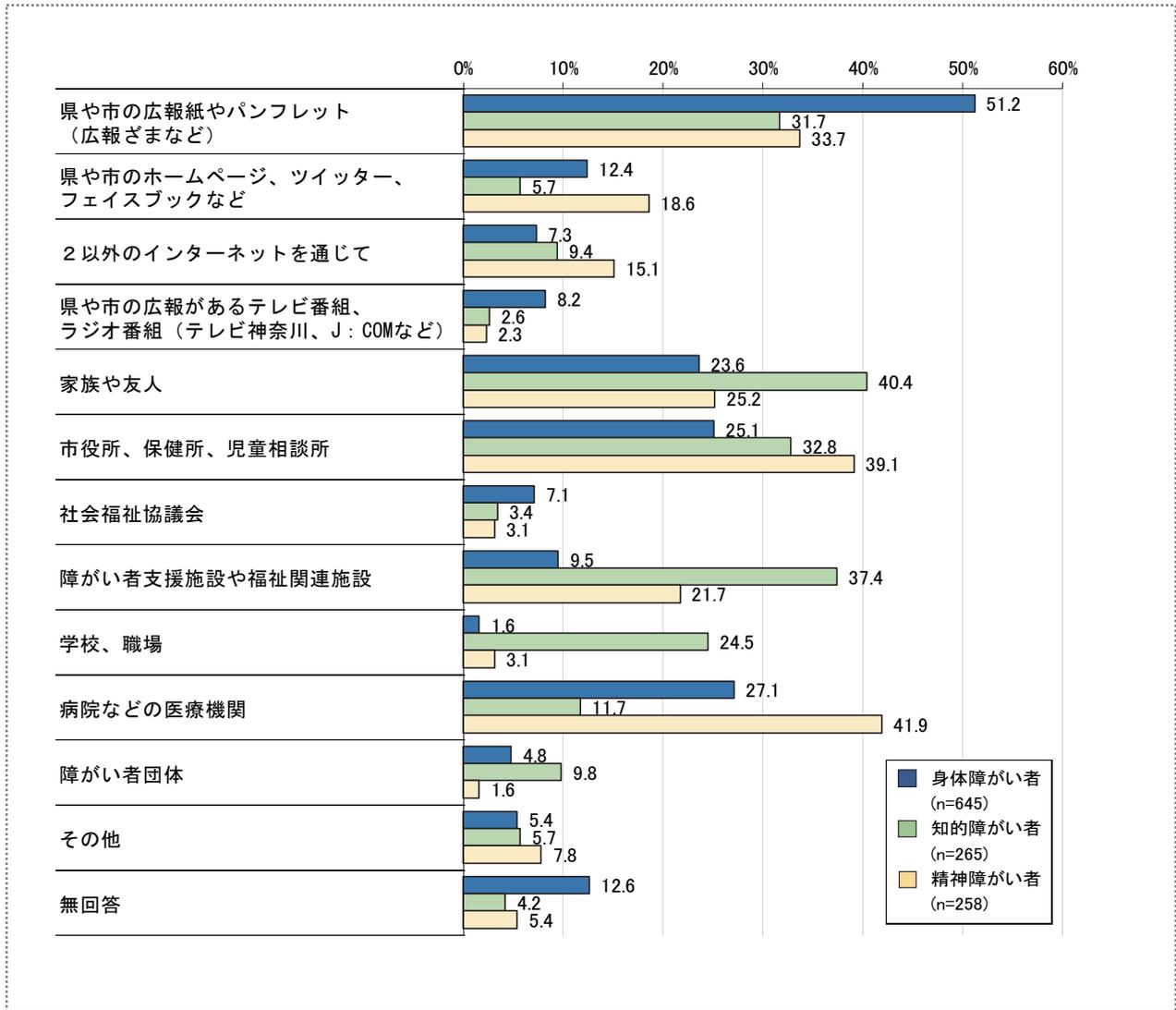
- ・障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、「制度やサービス等に関する情報提供の充実」の割合は、身体障がい者では38.9%、知的障がい者では49.4%、精神障がい者では44.6%とそれぞれ高くなっています。
- ・福祉に関する情報の入手先についてみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに多いのは、「県や市の広報紙やパンフレット（広報ざまなど）」、「市役所、保健所、児童相談所」、「家族や友人」であり、それぞれ概ね20.0%以上の割合となっています。他に多いのは、身体障がい者と精神障がい者では「病院などの医療機関」で、それぞれ27.1%、41.9%となっています。知的障がい者では、「障がい者支援施設や福祉関連施設」が37.4%となっています。



調査結果「自立した生活を送るために必要なこと」



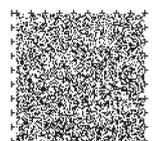
調査結果「福祉に関する情報の入手先」



【施策の方向性】

- 様々なメディアや関係機関を活用した多様な情報提供手段を検討するとともに、視覚障がいや聴覚障がいなどの特性や、目的に応じた分かりやすい情報提供に努めます。

主な施策・事業名	内容	主管課等
広報紙による福祉情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報ざま」に福祉関係の新しい制度や行事の予定・ボランティア活動の紹介等、福祉関連記事を掲載し、情報の発信を行うことにより情報提供の充実に努めます。 ○ボランティアの協力により「広報ざま」を朗読したCDを作成し、希望に応じ障がい者へ届けます。 	障がい福祉課 市政戦略課
事業案内冊子の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「障がい者福祉のしおり」の内容の充実に努め、見直しを随時実施します。また、ホームページ上でも公開します。 	障がい福祉課
市ホームページの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者にとって使いやすいホームページづくりに努めます。 ○音声読み上げ機能の継続のため、今後も、コンテンツ作成者向けの研修を実施します。 	市政戦略課
課ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉課のホームページの充実に努めます。 	障がい福祉課
情報提供方法・手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、インターネットのホームページ、ケーブルテレビ、マスメディア等の有効な手段で速やかな情報提供に努めます。 ○特に情報が不足しやすい視覚障がい者に対し、音声コードや点字等を活用した情報提供の充実に努めます。 	障がい福祉課
個人情報保護の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの対象者等に関する個人情報については、その厳正な管理及び保護に努めます。併せて、指定管理者、委託事業者等への指導・啓発を行います。 	障がい福祉課
市民活動支援情報サイト「ざまっと」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターで開設している市民活動支援情報サイト「ざまっと」により、団体ホームページ作成やイベント、会員募集等情報面から団体活動を支援します。 ○閲覧支援ツールにより、文字拡大、白黒反転、音声読み上げ機能を活用します。 	市民協働課
カラーバリアフリーの周知の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○色覚障がいのため、色による識別が困難な方々への配慮を進めるため、県が策定した「カラーバリアフリー色使いのガイドライン」の周知を図ります。 	障がい福祉課
情報保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催事業には手話通訳や要約筆記をつけるなど、誰もが参加できることを推進します。 	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者を養成する講座を開催します。 	障がい福祉課



4 いのちに寄り添う地域社会の構築

1) 自殺対策における基本施策

【現状と課題】

かつて自殺は個人の問題と言われていましたが、現在は社会の問題だと言われていています。過労、育児や介護疲れ、生活困窮、家族との不和、いじめ、孤立など様々な社会的要因が複雑に絡み合う中で、自殺を選択せざるをえなかった「追い込まれた末の死」であると言われていています。悩みを抱える人のSOSに周りの人たちが、“気づく”、辛い気持ちに寄り添い、孤立することのないよう、“つながる”、自分たちで解決できないことは、知っている人に“つなぐ”、周りの人たちが協力し、自殺に追い込まれないような社会を“築く”、そのような“いのちに寄り添う地域社会”の構築を目指します。

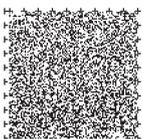
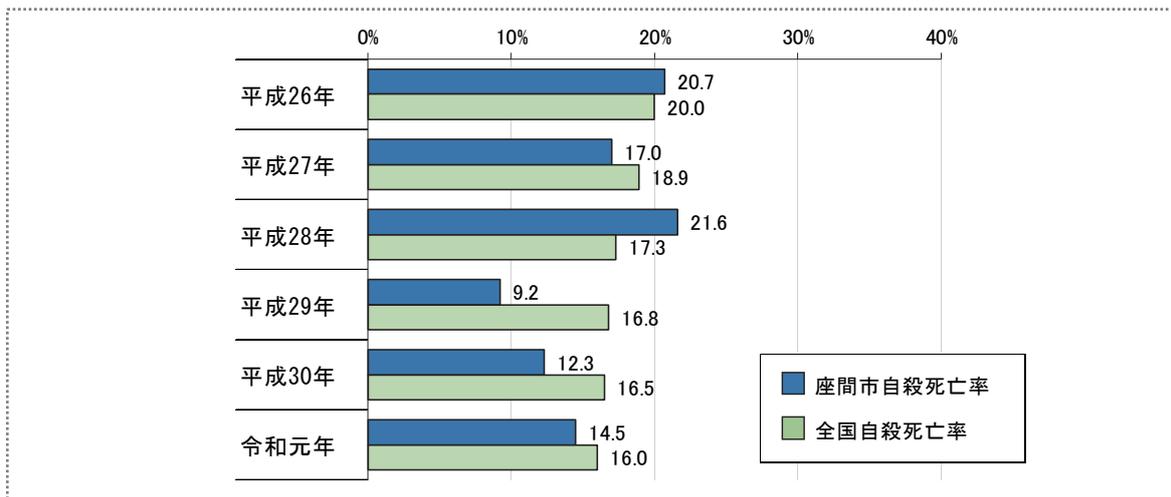
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・現在は隣人がどのような人かも分からない。興味関心が無い人が大多数であり、共助の力が弱まっていると思うという意見がありました。

【座間市自殺対策計画より】

自殺された方の多くが、仕事や収入、多重債務、住居、介護や育児、心身の病気、事故や災害など様々な状況や社会問題に直面し追い込まれていたにも関わらず、適切な支援を受けていなかったことがわかっています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、市民等が連携・協働し自殺の原因となる様々な問題の解決に取り組み、すべての人にとって「安心して暮らせるまちにする」ことが大切です。

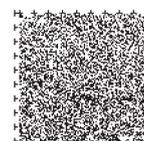
自殺対策計画「座間市と全国の自殺死亡率」



【施策の方向性】

「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの阻害・促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つの施策を実施し、自殺対策を推進します。

主な施策・事業名	内容	主管課等
自殺対策計画の策定	○計画に基づき、自殺対策を推進します。	障がい福祉課
地域におけるネットワークの強化	○国、県、市、関係団体、市民等が連携・協働し自殺の原因となる様々な問題の解決に取り組みます。	障がい福祉課
自殺対策を支える人材の育成	○ゲートキーパー研修を開催し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成します。	障がい福祉課
住民への啓発と周知	○こころの体温計の実施や自殺対策について情報を発信し、自殺へと追い込まれるという状況について、その心情や背景への理解を深め、誰かに助けを求めることが適当であることを認識してもらえるよう、普及啓発をしていきます。	障がい福祉課
生きることの阻害・促進要因への支援	○生活困窮や病気等の「生きることの阻害要因」を減らし、良好な人間関係や経済的安定等の「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進していきます。	障がい福祉課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	○児童生徒や教職員に対して、SOSの出し方やそのSOSに気づくことができるよう、知識や技術の普及啓発に努めます。	障がい福祉課



2) 自殺対策における重点施策

【現状と課題】

平成24年から平成28年の座間市の平均自殺死亡率は全国の平均自殺死亡率よりも高くなっています。中でも、女性や単身世帯の自殺死亡率が高くなっています。これらを踏まえ、座間市では「ライフイベントに応じた女性への応援」と「単身世帯への支援」の2つを重点施策として掲げ、自殺死亡率の減少を目指します。

【座間市自殺対策計画より】

座間市の自殺者の男女比に関しては男性の自殺者の数が多くなっていますが、自殺死亡率という観点から見てみると、女性の自殺死亡率に関しては各年代、有職無職及び独居同居問わず、ほぼ全国平均を上回っており、全国平均を大幅に上回っている年齢層も存在しています。

出生、就学、就労、結婚、出産育児、教育、介護、世帯員との死別等それぞれのライフイベントにおいて、時にはストレスや悩みを抱えることもあり、また、国で定めた自殺対策大綱においても、妊産婦に対する支援の重要性について記されています。

自殺対策計画「全国自殺死亡率を上回る座間市自殺死亡率の観点から（差引上位順）」

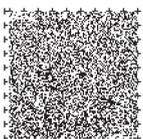
上位5区分	(a)座間市 自殺死亡率	(b)全国 自殺死亡率	差引 (a)-(b)	背景にある主な自殺の危機経路の例
1位：女性20～39歳 無職独居	126.8%	33.7%	93.1%	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
2位：男性40～59歳 無職同居	176.9%	133.2%	43.7%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上 無職独居	46.7%	24.0%	22.7%	死別・離婚+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：女性20～39歳 無職同居	35.4%	16.4%	19.0%	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5位：女性20～39歳 有職独居	29.4%	11.7%	17.7%	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺

【施策の方向性】

各年代の女性に対応するため、出生、就学、就労、結婚、出産育児、教育、介護、世帯員との死別等それぞれのライフイベントにおいて支援を行っていきます。

また、単身世帯への支援として、地域社会でSOSを出している人に気づき、必要な機関につなげる、若しくは情報を提供できるような人材を育成するとともに、地域のネットワークの構築を図ります。

主な施策・事業名	内容	主管課等
ライフイベントに応じた女性への支援	○未就学児の検診や、児童生徒の教育相談、青少年相談、DV相談等、各課で既に行っている事業と連携し、それぞれの事業について自殺対策としての機能を高めていきます。	障がい福祉課
単身世帯への支援	○単身世帯の人のSOSに、周りの人たちが気づき、関係機関へつながることができるよう、庁内各課や関係機関の連携強化を図ります。	障がい福祉課



5 安心して暮らせるまちをつくる

1) 生活環境

①総合的な福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

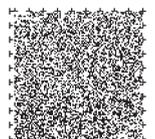
- ・道路などのバリアフリー化や歩道の整備などによる障がい者の移動しやすい環境整備が求められます。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設改修を推進するなど、公共施設等においては誰もが利用しやすい配慮が一層求められています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

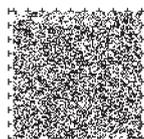
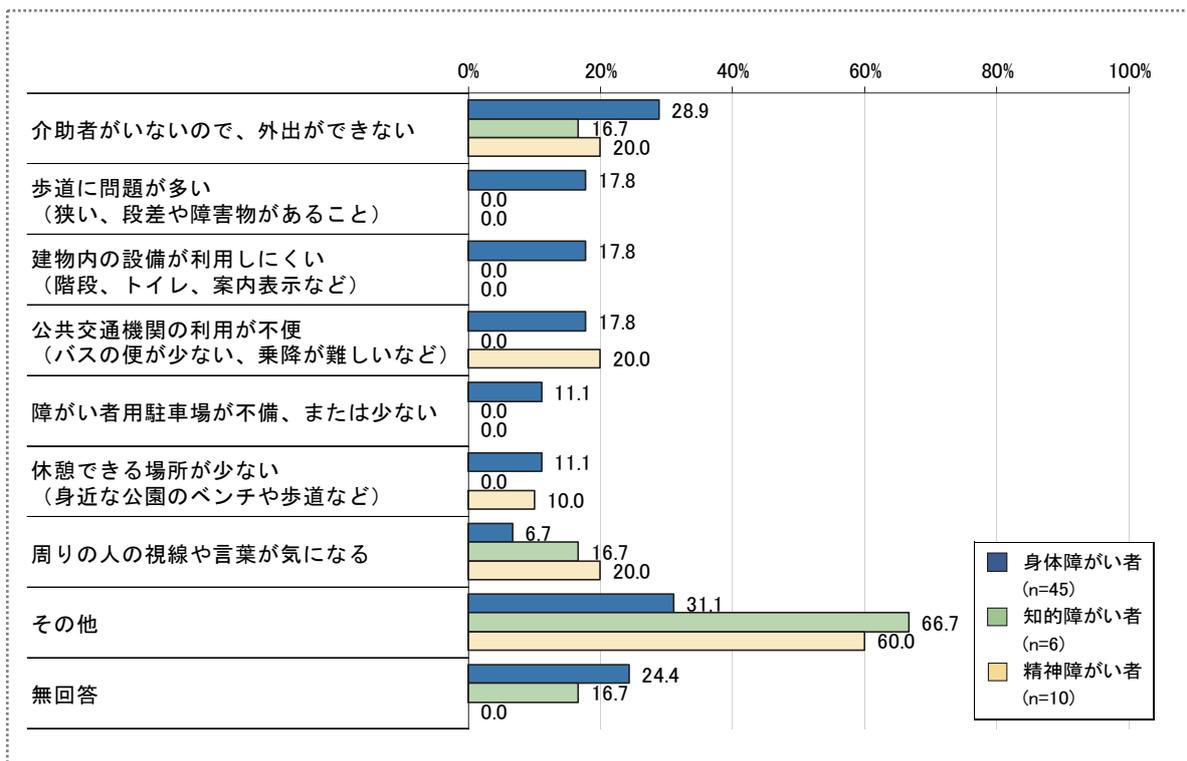
- ・公道の道幅が狭く段差も多く、特に車いすの方に支障が出ている。また車道と歩道の区別なく、歩行者・自転車・自動車が同じ道路を利用するが拡幅が難しく、一方通行を取り入れるなどしてほしいという意見がありました。
- ・公共の施設ではバリアフリー化が進んでいるが、民間施設は「努力義務」となっているため行きたいお店に行けないなどが多いという意見がありました。
- ・歩道に立っているポールが雑草で見えず危ないと思った。また白系のポールは道路上の白線と重なり見えにくいという意見がありました。
- ・電車のアナウンスは、上りは男性・下りは女性と声を変えているので分かりやすいという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- ・外出する際に支障となっている事についてみると、身体障がい者では「介助者がいないので、外出ができない」が28.9%と最も多くなっています。次いで、「歩道に問題が多い」、「建物内の設備が利用しにくい」「公共交通機関の利用が不便」が各17.8%となっています。



調査結果「外出する際に支障となっている事」



【施策の方向性】

- ・総合都市交通計画の基本方針に基づき、障がい者や健常者のわけ隔てなく、誰もが移動しやすい交通環境をつくるために、移動環境のバリアフリー化に取り組みます。
- ・継続的なバリアフリー化の推進を図るため、より質の高い交通バリアフリー整備の推進、市民への交通バリアフリーに対する理解の向上、バリアフリーのまちづくりへの展開を進め、市民や関係機関との連絡・調整を行い、すべての人にやさしい交通環境づくりの実現へ向けて、総合的・継続的な取り組みに努めます。

ア 継続的なバリアフリー化の推進

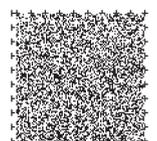
主な施策・事業名	内容	主管課等
歩道のバリアフリー化の整備推進	○市内の施設周辺及び主要な施設間の道路において、歩道幅員の確保、段差の解消、勾配の改善等、車椅子利用者や視覚障がい者などの視点も踏まえた整備を推進します。	道路管理者

イ 座間市総合交通計画の推進

主な施策・事業名	内容	主管課等
道路整備事業	○道路管理者が歩道の新設拡大や視覚障がい者誘導用ブロックの新設等道路のバリアフリー化の推進に努めます。	道路管理者
公共交通事業	○誰もが駅やバス、タクシーを利用しやすいように、公共交通事業者が、それぞれ旅客施設や車両のバリアフリー化の推進に努めます。	公共交通事業者
交通安全対策事業	○公安委員会が交通安全施設のバリアフリー化の推進に努めます。 ・音響式信号機等の設置 ・違法駐車取締りの強化 ・違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進 ・交通規制の実施	県公安委員会

ウ 都市空間のバリアフリー化

主な施策・事業名	内容	主管課等
障がい者等に配慮した都市整備の推進	○都市マスタープランをはじめ、都市環境の整備に関する計画の策定においては、バリアフリーを実現するためのハード・ソフト両面について障がい者等に配慮した計画づくりに努めます。	都市計画課
公園施設のバリアフリー化の推進	○新たな公園整備に当り、障がい者用トイレの設置、障がい者専用駐車スペースの確保等、障がい者等が利用しやすい施設づくりに配慮します。 ○既存公園についても、トイレの段差解消や手すりの設置、階段のスロープ化等、施設の改善に努めます。 ○川や湧水等の水辺についても、整備・改善に努めます。	公園緑政課
歩行施設のバリアフリー化の推進	○児童や障がい者等の交通弱者の安全を確保するため、H24から交通安全総点検を実施し、計画的に改善を行います。 ○道路と歩道の段差解消、誘導用ブロックの敷設等、歩行施設の改善に努めます。	道路課



エ 公共施設のバリアフリー化

主な施策・事業名	内容	主管課等
公共施設等の整備・改善	<p>○公共施設については、障がい者専用駐車スペースの確保、段差の解消やトイレの整備、エレベーターの設置等、障がい者が利用しやすい施設への改善に努めます。</p> <p>○公共施設の新たな建設にあたっては、より多くの障がい者の意見を参考とし、使いやすい施設づくりに努めます。</p>	各施設所管課

②防犯・防災対策の推進

【現状と課題】

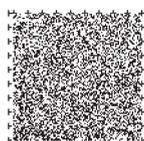
- ・災害時避難行動要支援者名簿の周知とともに、地域住民と連携した災害時の支援体制の構築が必要です。
- ・「座間市地域防災計画」に基づき、障がい者や高齢者等に配慮した避難所を確保するとともに、災害時の避難所（二次避難所）における障がいの特性に応じた福祉、医療的なケアの配慮が必要です。
- ・小規模な事業所にまで、防犯対策が行き届いていない。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

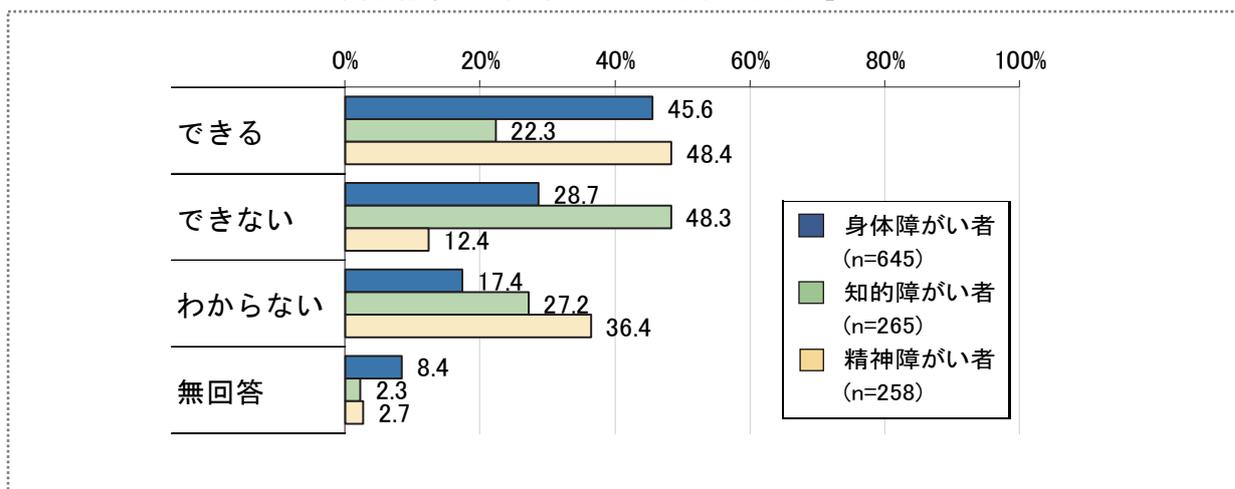
- ・いざという時に助けが必要な方々が身近にいることを先ずは知って頂く事が防犯の第一と考えるという意見がありました。
- ・防犯カメラの設置に補助をしてほしいという意見がありました。
- ・災害時の避難場所はある程度周知できていると思うが、障がいや高齢、小さな子どもを持つ家庭などが避難できる場所の確保と周知がまだまだと感じる。二次避難所として提供してくれる場所を募ったらどうかという意見がありました。
- ・実際に避難所へ避難された方々の様子やその際の意見、コロナ禍における今後の訓練や避難所の在り方など、方法や安全な場所も流動的と考える。市民の方々が自助力を高めるとともに、障がい特性に由来する情報収集力・判断力の格差などへの支援があるとよいという意見がありました。
- ・自宅で避難している人の物資の配布・受け渡し等で、要介護者を一人にして長時間留守にはできないため、第三者に物資の受け取りを託せるように代行委託パスなどの発行も視野に入れてほしいという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

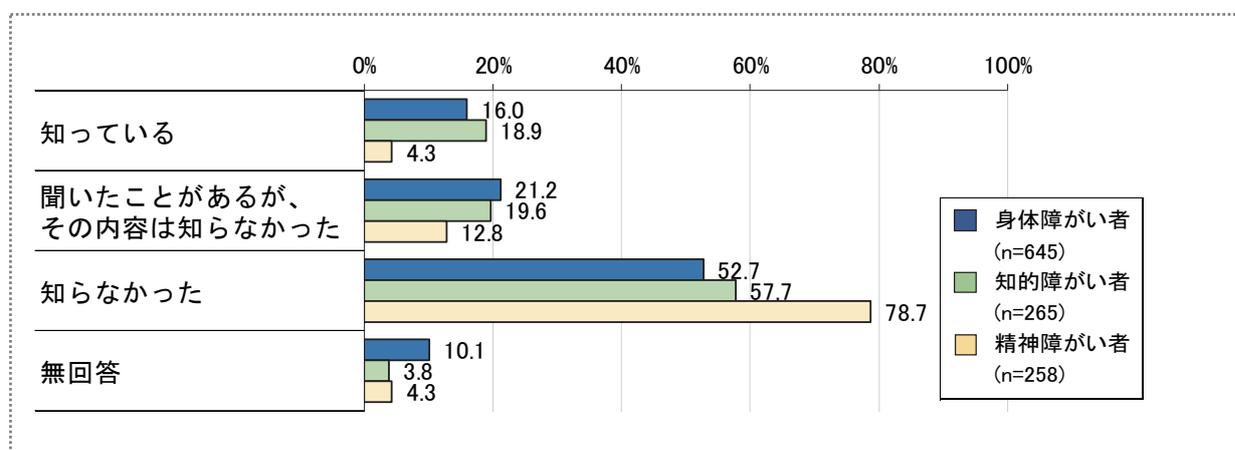
- ・災害時に一人で避難できない人が、身体障がい者では28.7%、知的障がい者では48.3%、精神障がい者では12.4%です。
- ・「災害時避難行動要支援者名簿」を知らない人が、身体障がい者では52.7%、知的障がい者では57.7%、精神障がい者では78.7%です。
- ・「災害時避難行動要支援者名簿」への登録希望では、身体障がい者では16.1%、知的障がい者では18.5%が「今後は登録したい」としているが、精神障がい者では10.1%にとどまっています。



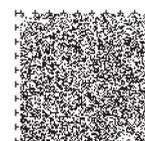
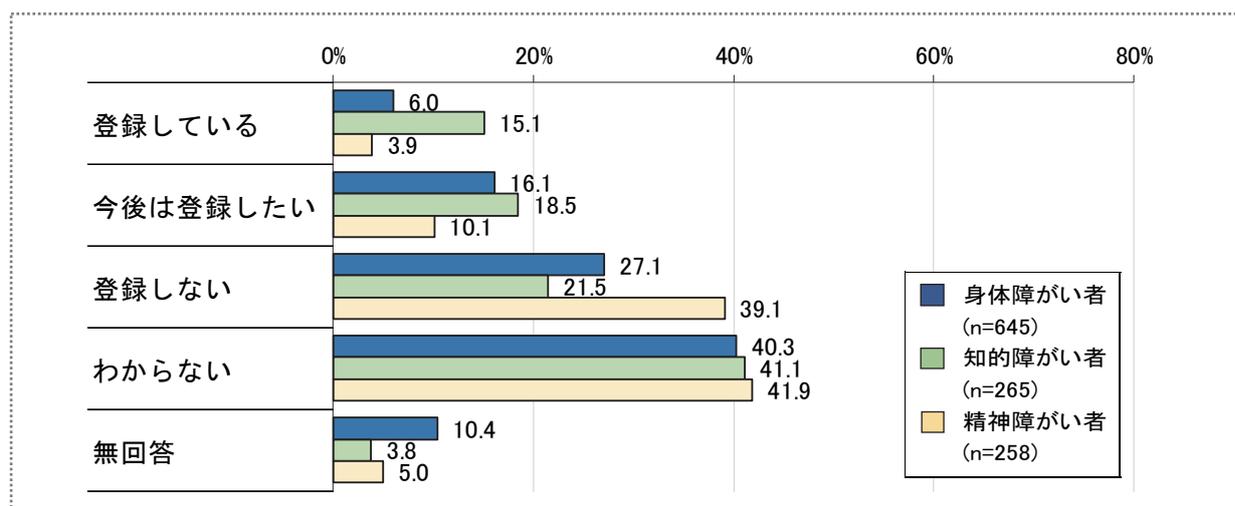
調査結果「災害時に一人で避難できるか」



調査結果「災害時避難行動要支援者名簿リスト」の認知状況



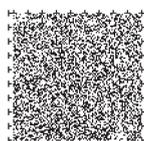
調査結果「災害時避難行動要支援者名簿リスト」への登録希望



【施策の方向性】

- ・災害時において、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、地域住民と連携した災害時避難行動要支援者制度の充実を図ります。
- ・災害時の避難所に、福祉、医療的なケアを配慮した二次避難所（福祉避難所）の運営について検討していきます。
- ・災害時において、障がい児・者の窓口となる障がい福祉担当課の支援体制づくりの充実を図ります。

主な施策・事業名	内容	主管課等
防災知識の啓発	○「防災対策総合ガイド」の配布や「防災講話」の実施を通じて、災害時避難行動要支援者対応を踏まえた防災に関する知識の普及・啓発に努めます。	危機管理課
地域防災体制整備への支援	○災害等の緊急時には、地域住民による相互協力が不可欠となるため、隣近所との緊密な連携のもと、災害に備えた地域体制づくりを支援します。	危機管理課
緊急時情報の提供体制の確立	○防災行政無線のほか、音声自動応答サービス、メール配信、HPなど多様な伝達手段を用いて緊急時における情報提供の充実を図ります。	危機管理課
緊急情報メール配信サービスの実施	○火災、行方不明者、光化学スモッグ、イベント中止、犯罪情報、その他身体・生命・財産に重大な影響を及ぼすものについてメール配信サービスを引続き実施します。	危機管理課
避難所の整備	○市内の福祉施設等との防災協定に基づいた障がい者の対応に努めます。 ○二次避難所（福祉避難所）の環境整備に努めます。	危機管理課 福祉長寿課 障がい福祉課
災害時避難行動要支援者名簿の運用の検討	○「災害時避難行動要支援者名簿」の効果的な運用について災害時避難行動要支援者支援協議会において検討し、地域の協力のもと災害時において速やかに安否確認を行える体制の整備に努めます。	障がい福祉課 福祉長寿課
火災警報器の設置費用の給付・助成	○重度の心身障がいのある人を対象に、火災警報器の購入・設置の際に、かかる費用の全部又は一部を給付・助成します。	障がい福祉課
家具等転倒防止対策助成事業の実施 対象：身体障がい者	○地震時の家具の転倒や落下物は、多くの負傷の原因となっており、家具転倒防止対策を進めることが重要です。 自力では家具転倒防止対策を実施することが困難な方に対して助成を行います。	福祉長寿課
緊急通報システム電話貸与事業の実施	○急病等の緊急時に、事業者へ自動的に通報する専用発信機を貸与します。 対象：①重度障がい者と身体が虚弱で日常生活上注意を要する高齢者で構成される世帯。 ②75歳以上の一人暮らし高齢者 ③85歳以上の高齢者世帯	福祉長寿課



第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画

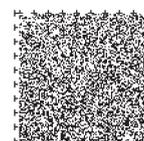
1 障害福祉サービスの概要

1) 障害者総合支援法のこれまでの経緯

平成18年の障害者自立支援法の施行及び平成19年の障害者の権利に関する条約への署名以来、国では様々な利用者ニーズを踏まえて、法の見直しを行ってきました。そして、平成25年に障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）として改正しました。また、平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、平成30年4月より施行されています。これまでの経緯は次のとおりです。

平成18年	4月	障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行）
平成18年	12月	法の円滑な運営のための特別対策（障害保健福祉関係主管課長会議） （①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置）
平成19年	4月	障害者自立支援法の一部見直し
平成19年	12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置（障害保健福祉関係主管課長会議） （①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進）
平成20年	4月	障害者自立支援法の一部（事業者の経営基盤の強化）見直し
平成20年	7月	障害者自立支援法の一部（利用者負担の見直し）見直し
平成21年	7月	衆議院解散により「障害者自立支援法改正案」廃案に
平成22年	6月	障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）
平成22年	12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行
平成25年	4月	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行
平成28年	5月	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律 成立
平成30年	4月	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律 施行

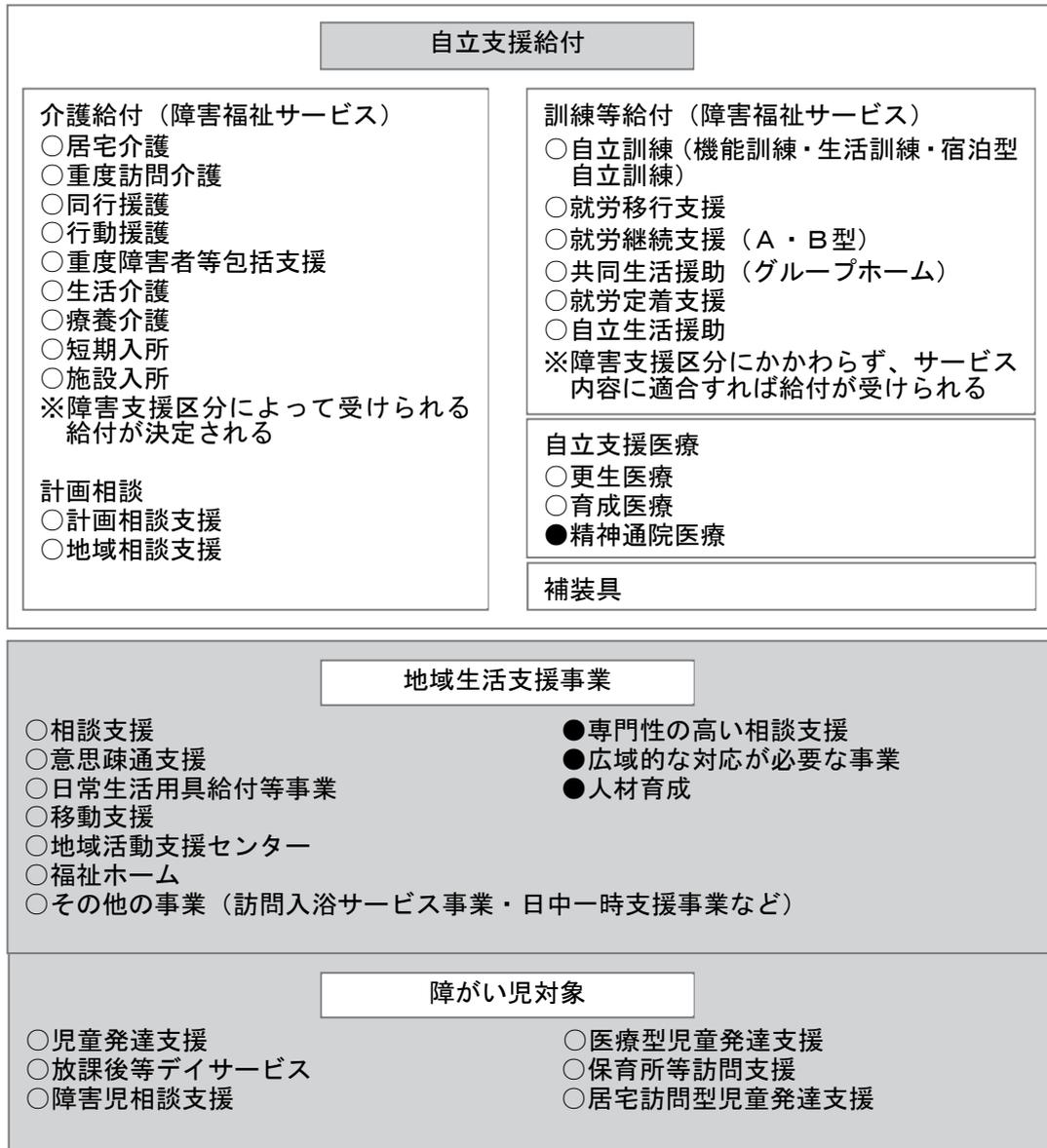
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正し、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととなりました。



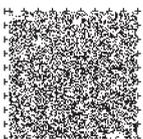
2) 障害福祉計画の対象となるサービスの構成

障害福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分されます。

自立支援給付のうち、障害支援区分によって受けられる給付が決定される「介護給付」と障害支援区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられる「訓練等給付」をあわせて、「障害福祉サービス」となります。



○市町村実施事業 ●都道府県実施事業

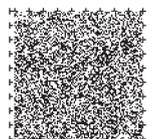


2 障害福祉サービス等の利用状況

1) 障害福祉サービス・相談支援

■必要な量の見込みと実績（令和2年度実績は見込み値）

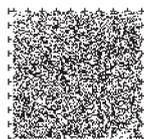
サービス名			平成30年	令和元年	令和2年	
訪問系 1か月当たり	居宅介護	見込	人数	135	155	178
			時間	2,169	2,494	2,868
		実績	人数	90	109	110
			時間	1,566	1,985	2,121
	重度訪問介護	見込	人数	3	3	3
			時間	296	311	326
		実績	人数	0	2	7
			時間	0	949	1,536
	同行援護	見込	人数	29	30	32
			時間	830	872	916
		実績	人数	20	17	19
			時間	706	440	440
行動援護	見込	人数	10	12	14	
		時間	138	159	183	
	実績	人数	4	3	5	
		時間	91.5	40.5	55	
小計		見込	人数	178	202	230
			時間	3,453	3,866	4,333
		実績	人数	114	131	141
			時間	2,363.5	3,414.5	4,152
日中活動系 1か月当たり	生活介護	見込	人数	225	236	248
			日	4,484	4,708	4,943
		実績	人数	226	216	230
			日	4,317	4,436	4,558
	療養介護	見込	人数	20	21	22
		実績	人数	20	19	22
	短期入所	見込	人数	87	91	96
			日	431	453	476
		実績	人数	90	68	70
			日	410	256	321
	自立訓練(機能訓練)	見込	人数	3	3	3
			日	45	45	45
		実績	人数	1	0	3
			日	20	0	40
	自立訓練(生活訓練)	見込	人数	6	6	6
			日	76	76	76
		実績	人数	4	7	10
			日	52	103	210
	就労移行	見込	人数	34	36	50
			日	629	673	934
		実績	人数	47	46	50
			日	763	786	1,031
	就労継続支援A	見込	人数	35	39	43
			日	700	780	860
実績		人数	33	39	39	
		日	654	767	834	
就労継続支援B	見込	人数	255	281	309	
		日	4,239	4,663	5,129	
	実績	人数	248	264	270	
		日	3,909	4,390	4,393	



■必要な量の見込みと実績（令和2年度実績は見込み値）

サービス名				平成30年	令和元年	令和2年
居住系 1か月当たり	共同生活援助 (グループホーム)	見込	人数	107	112	118
		実績	人数	129	149	167
	施設入所	見込	人数	81	81	79
		実績	人数	82	81	82
	宿泊型自立訓練	見込	人数	3	3	3
		実績	人数	0	1	1
指定相談支援 1か月当たり	計画相談支援	見込	人数	315	331	348
		実績	人数	169	141	145
	地域相談支援 (地域移行支援に限る)	見込	人数	2	3	3
		実績	人数	4	1	1
	地域相談支援 (地域定着支援に限る)	見込	人数	2	3	3
		実績	人数	0	0	1
障がい児対象 1か月当たり	児童発達支援	見込	人数	141	162	186
		実績	人数	105	120	152
	医療型児童発達支援	見込	人数	0	0	0
		実績	人数	0	0	0
	放課後等 デイサービス	見込	人数	237	273	314
		実績	人数	237	264	320
	保育所等訪問支援	見込	人数	1	1	1
		実績	人数	0	0	3
	障害児相談支援	見込	人数	68	73	78
		実績	人数	85	41	58

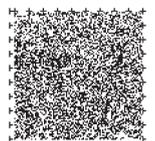
- 第五期計画の見込とサービス実績を比較すると、訪問系サービスでは、「重度訪問介護」は実績が見込量を大きく上回り、その他のサービスの実績は見込量を下回る利用です。
- 日中活動系サービスでは、「自立訓練（生活訓練）」の実績が令和元年度以降見込量を大きく上回りました。
- 居住系サービスでは、「グループホーム」と「施設入所」は見込量を上回りました。
- 指定相談支援サービスでは、「計画相談支援」の利用が下回っています。
- 障がい児対象サービスでは、「放課後等デイサービス」が、ほぼ見込量通りの実績となっています。なお、「保育所等訪問支援」の実績は、令和2年度から見込量を上回っています。



2) 地域生活支援事業・その他の事業

■必要な量の見込みと実績（令和2年度実績は見込み値）

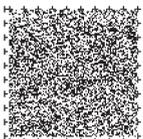
サービス名				平成30年	令和元年	令和2年
相談支援	一般相談支援事業	見込	箇所	3	3	3
		実績	箇所	3	3	3
	自立支援協議会	見込	実施回数	2	2	3
		実績	実施回数	2	2	3
成年後見制度 利用支援	成年後見制度 利用支援事業	見込	人数	10	12	13
		実績	人数	5	9	8
	成年後見制度 法人後見支援事業	見込	実施の有無	1	1	1
		実績	実施の有無	あり	あり	あり
意思疎通支援 1か月当たり	手話通訳者派遣事業	見込	人数	50	55	61
		実績	人数	26	32	30
	要約筆記者派遣事業	見込	人数	4	5	6
		実績	人数	6	6	6
	手話通訳者設置事業	見込	人数	2	2	2
		実績	人数	2	2	2
日常生活用具 1か年当たり	介護訓練支援用具	見込	人数	20	21	22
		実績	人数	9	8	8
	自立生活支援用具	見込	人数	36	39	43
		実績	人数	25	14	15
	在宅療養等支援用具	見込	人数	29	32	35
		実績	人数	13	20	21
	情報・意思疎通 支援用具	見込	人数	33	37	41
		実績	人数	14	15	16
	排泄管理支援用具	見込	人数	3,348	3,682	4,050
		実績	人数	2,597	2,643	2,700
	居宅生活動作 補助用具	見込	人数	8	8	8
		実績	人数	0	0	1
移動支援 1か月当たり	移動支援	見込	実利用者数	152	154	156
		実績	実利用者数	163	157	156
		見込	延べ 利用時間	1,175	1,190	1,206
		実績	延べ 利用時間	1,056	1,092	885



■必要な量の見込みと実績（令和2年度実績は見込み値）

サービス名			平成30年	令和元年	令和2年	
地域活動支援センター	機能強化事業Ⅰ型	見込	箇所	1	1	1
			人数	184	184	184
		実績	箇所	1	1	1
			人数	209	213	234
	機能強化事業Ⅲ型	見込	箇所	4	4	4
			人数	53	53	53
		実績	箇所	4	4	4
			人数	54	52	50
	機能強化事業Ⅲ型(市外)	見込	箇所	5	5	5
			人数	7	7	7
		実績	箇所	5	4	5
			人数	5	4	5
訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業	見込	利用実人数/月	13	13	14
		実績	利用実人数/月	12	14	15
日中一時支援	日中一時支援事業	見込	実人数/月	196	196	196
		実績	実人数/月	207	210	75
		見込	延べ利用日数/年	8,823	8,823	8,823
		実績	延べ利用日数/年	9,413	9,223	4,290
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催事業	見込	箇所	2	2	2
		実績	箇所	2	2	1
	芸術文化講座等開催事業	見込	箇所	1	1	1
		実績	箇所	1	1	0
	点字・声の広報等発行事業	見込	件数	1	1	1
		実績	件数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造事業1か年当たり	自動車運転免許取得助成事業	見込	人数	3	3	3
		実績	人数	1	3	2
	自動車改造助成事業	見込	人数	1	1	1
		実績	人数	1	1	2
就労支援相談員設置事業	就労支援相談員設置事業	見込	人数	1	1	1
		実績	人数	1	1	1

- ・「一般相談支援事業」については、見込量通り3箇所を実施しています。「自立支援協議会」については、令和2年度から3箇所で開催しています。
- ・「成年後見制度利用支援事業」は、見込量を下回る利用となっています。
- ・意思疎通支援事業では、「手話通訳者派遣事業」は見込量を下回る利用となっています。
- ・「日常生活用具給付等事業」では、全体的に見込量よりも、利用が下回っています。
- ・地域活動支援センターでは、「機能強化事業Ⅰ型」の利用が見込量を大きく上回っています。
- ・「訪問入浴サービス事業」は、令和元年度以降で見込量よりも、利用が上回っています。
- ・「日中一時支援事業」の利用者は多いものの、令和2年度では利用人数と日数が見込量を下回っています。
- ・その他の地域生活支援事業においては、おおむね見込量通りの利用が多いものの、「自動車改造助成事業」の利用は、令和2年度で見込量よりも上回っています。



3 令和5年度の成果目標の設定

1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の指針

数値目標設定の考え方	
・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。	
・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。	

■座間市の目標値

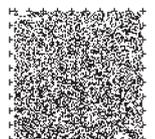
令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数81人のうち、5人が地域生活へ移行することを目指します。

また、令和5年度末において、施設入所者数を79名とし、2人の減少を見込みます。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数(A)	81人	
目標値 地域生活移行者数	5人(6.1%)	
令和5年度末の施設入所者数(B)	79人	
目標値 入所者減少見込	2人(2.5%)	差引減少見込 (A-B)

■目標の実現に向けて

- ・施設から地域生活への移行に向けた支援体制として、相談支援事業所が地域の関係機関・行政機関と連携・協力し、地域移行支援・地域定着支援等、地域相談支援の充実を図ります。
- ・相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成、各事業所との連携強化等を行う「基幹相談支援センター」の充実に努めます。
- ・地域生活への移行を円滑に行うため、地域の実情に即した居住の場としてグループホームなどの充実を図ります。
- ・障がい者個人のニーズに応じた形で地域移行が進められるよう、日中活動系サービスや在宅支援の充実に努めます。



2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の指針

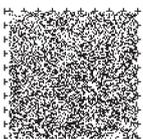
数値目標設定の考え方
・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的連携による支援体制を構築するため、次の活動指標を設定する。 <ol style="list-style-type: none">1 協議の場の1年間の開催回数の見込み2 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者の見込み3 協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込み

■ 座間市の目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し検討します	令和5年度末まで
-----------------------------------	----------

■ 目標の実現に向けて

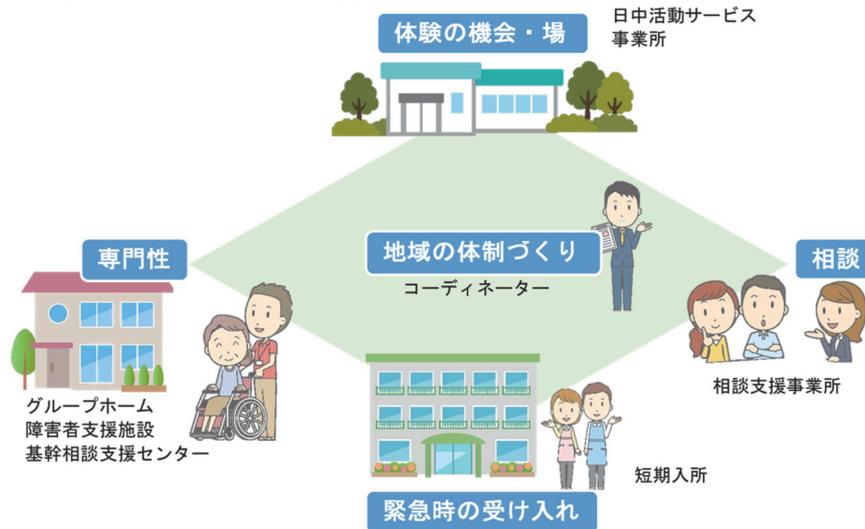
- ・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等を参加者とした協議の場として地域自立支援協議会の活用を検討します。
- ・協議の場は、年間1回以上の開催を目標とし、目標設定及び評価方法についても検討します。



3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者が地域で住み続けることができるように地域全体で支えるため、自治体ごとに構築されるサービス提供体制です。



■国の指針

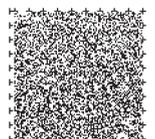
数値目標設定の考え方

- ・障害のある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点の整備について、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上拠点の運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■座間市の目標値

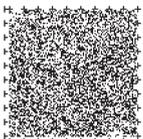
令和5年度末までに次の5つの機能を柱とする地域生活支援拠点等を整備します。

機能	説明
① 相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、常時の連絡体制を確保します。また、その他必要な支援を把握し、連携や調整を行います。
② 緊急時の受け入れ	介護者の急病や障がいのある人の状態変化等の緊急時に受け入れ等を行える体制の整備・機能強化を図ります。
③ 体験の機会・場	親元からの自立等にあたって、一人暮らしの体験の機会・場を提供できる体制の整備・機能強化を目指します。
④ 専門的人材の確保・養成	専門的な支援を必要とする障がいのある人に対応できる体制の確保、人材の養成を目指します。
⑤ 地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保ができるよう、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。



■目標の実現に向けて

- 相談に関して、ご家庭の状況や緊急時の対応方法をしっかり把握するなど、きめ細やかな計画相談・相談支援をより一層充実していけるよう、基幹相談支援センターを中心に相談の質の向上を図ります。また、常時の連絡体制の整備を行います。
- 緊急時の受入れ・対応に関して、より円滑に連携が行えるよう、人的・財政的支援を行います。
- 体験の機会・場の提供に関して、地域のニーズなどを把握し、障がい福祉を担う方々と協議し、本市に合った体制・機能強化を目指します。
- 専門的人材の確保・養成に関して、地域のニーズなどを把握し、障がい福祉を担う方々と協議し、本市に合った体制の確保、人材の養成を目指します。
- 地域の体制づくりに関して、地域自立支援協議会を中心に地域課題を把握し、専門部会等の協議を通じて、地域の社会資源の連携体制の構築や、サービス提供体制を確保します。



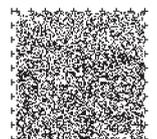
4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

数値目標設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設置すること。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても以下の通り定めること。 就労継続支援A型事業：令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.26倍とすること。 就労継続支援B型事業：令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.23倍とすること。 就労定着支援事業：令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用すること。 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。 	

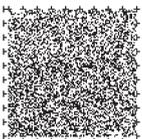
■座間市の目標値 一般就労への移行等

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労者数	26人	就労移行支援、A・B型含む
目標値 令和5年度の年間一般就労者数①	34人	1.27倍以上
令和元年度末のA型事業所の移行者数	0人 (該当者なし)	
目標値 令和5年度末時点のA型事業所の移行者数	2人	1.26倍以上
令和元年度末のB型事業所の移行者数	7人	
目標値 令和5年度末時点のB型事業所の移行者数	9人	1.26倍以上
目標値 令和5年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	24人	① ×7割以上が定着支援を利用
目標値 令和5年度末時点の就労定着率80%以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上の事業所数	2箇所	令和元年度の市内の就労定着支援事業所は2箇所

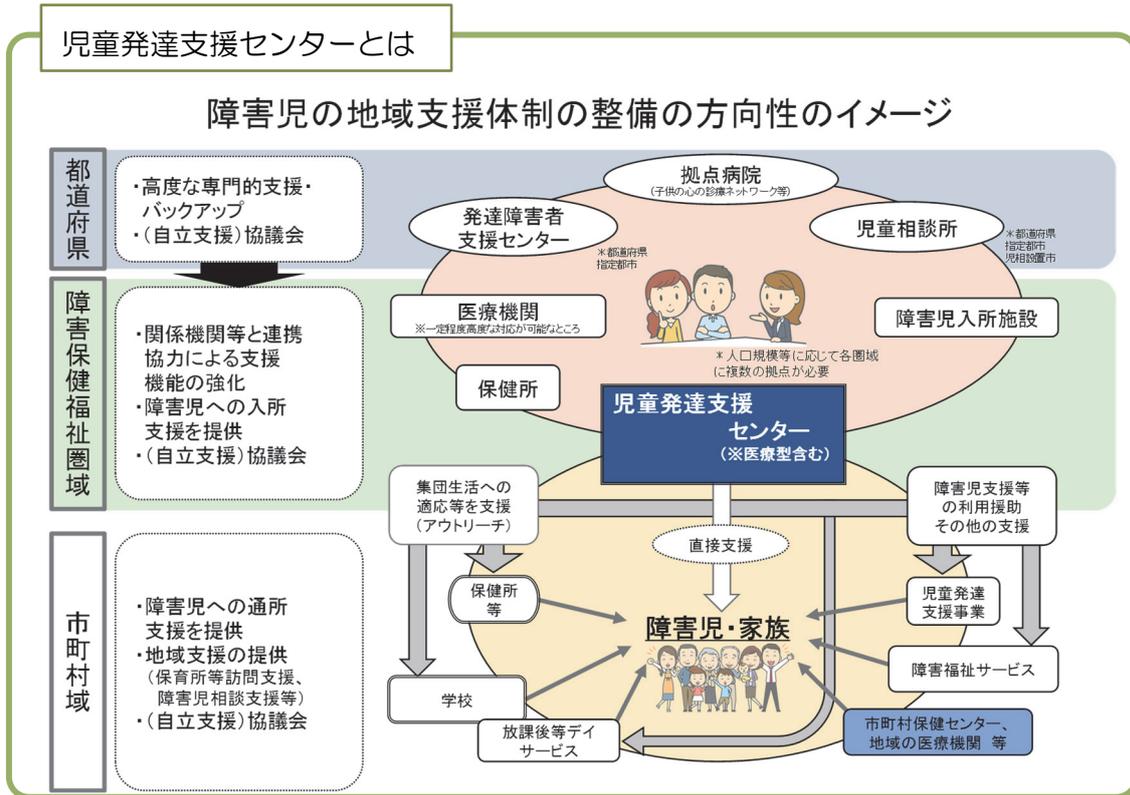


■目標の実現に向けて

- 就労を希望する障がい者が、能力と適性にあった仕事に就けるよう、就労に関する知識や能力向上のための訓練を行う場の充実を図ります。
- 就労の機会を拡大していくために、県、ハローワークと連携して、引き続き就労支援事業等を実施していきます。
- 商工観光課、ハローワーク、就労援助センター等関係機関と連携の充実・強化に努め、市内事業者に対して、障がい者雇用の理解と協力を図り、就職率及び定着率の向上に努めます。
- 上記の目標以外にも、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進や就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援B型事業等による支援について検討していきます。



5) 障がい児支援の提供体制の整備等



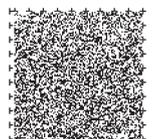
■国の指針

数値目標設定の考え方

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上設置する。
- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。
- ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

■座間市の目標値

項目	数値	備考
児童発達支援センター	1	保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センターを設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所	1
	放課後等デイサービス	1
医療的ケア児のための協議の場	1	



〔児童発達支援センターの設置〕

- ・児童発達支援センターとは、発達に遅れのあるまたは障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。
- ・発達に遅れのあるまたは障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、地域における支援体制のさらなる整備を図るため児童発達支援センターを令和5年度末までに設置します。
- ・障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、専門職を配置し質の担保を図ります。
- ・ライフステージに応じた一貫した支援を行うため18歳未満の障がい児と家族を対象とした相談や事業を実施します。
- ・地域における中核的な支援機関として、関係機関との連携づくりや援助、助言など地域支援をあわせて行います。
- ・保育所等訪問支援を行い、保育所、幼稚園等の育ちの場における障がい児の支援に協力できるような体制づくりを進めていきます。
- ・発達障がい児等の早期発見・早期支援には、本人とその家族等の理解と早期に適切な支援内容を身に着け実践することが重要です。そのため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制づくりをすすめ、児童発達支援センターで実施できるよう検討します。

項目	数値	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	5人	ペアレントメンターを1人配置し、令和5年度の実施を見込む
ピアサポートの活動への参加者数	5人	

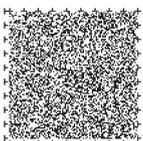
- ・児童発達支援センターの設置に向けて、座間市地域自立支援協議会及び座間市地域保健福祉サービス推進委員会にて、サービスメニューや提供機関の多様化に伴うサービスの重複や非効率化を防ぎ、利用者に対し最も適したサービスの種類、方法の検討調整を行います。

〔主に重症心身障害児を支援する事業所〕

- ・主に重症心身障害児を支援する事業所について、児童発達支援事業所は座間市サニーキッズで実施しております。また、放課後等デイサービス事業所については市内で1事業所が実施しております。今後も、この体制を継続することを目標とします。

〔医療的ケア児のための協議の場〕

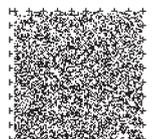
- ・医療的ケア児が在宅生活を継続していくためには、関係行政機関や事業所が緊密に連携する必要があります。



このため、市では令和2年度に医療的ケア児支援に関する現状とニーズを把握するために「医療的ケア児実態把握調査」を実施し、また、「医療的ケア児支援協議の場（仮称）」を設置しました。

- 今後も、「医療的ケア児支援協議の場（仮称）」で、ケースワーカー、医療的ケア児コーディネーターを中心に次の事項について協議を進めていきます。

① 対象児童の相談窓口の一元化
② 支援機関の情報推進
③ 地域ニーズの把握
④ 医療的ケアコーディネーターの配置



6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の指針

数値目標設定の考え方

・それぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成各種機能についての検討を行い、相談支援体制を充実・強化するための体制を確保することを基本とする

■座間市の目標

市内の相談支援体制について検証・評価を行います

専門的な指導・助言及び人材育成の各機能について検討します

■目標の実現に向けて

- ・市内の相談支援体制について、地域自立支援協議会（年4回開催）において検証・評価を行います。
- ・基幹相談支援センターで、毎月、市内の相談支援事業者への訪問を行い、困難事例への助言等を行います。また、年1回、相談支援事業者を対象に研修会を実施し、相談員の人材を育成します。

7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の指針

数値目標設定の考え方

・令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

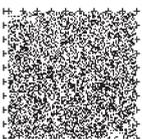
■座間市の目標

障害福祉サービス等の質を向上させる取り組みを検討します

令和5年度末まで

■目標の実現に向けて

- ・県と連携し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み体制を構築します。
- ・県の実施する障害福祉サービス等に係る研修等に2人以上が参加します。
- ・障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析し、その結果を活用できるか事業所や関係自治体と検討します。
- ・地域自立支援協議会及び基幹相談支援センター、また、設置を予定している児童発達支援センターと連携した体制について検討します。



4 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1) 訪問系サービス

■ サービス内容

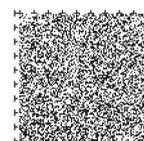
サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護	障がい者等（障害支援区分1以上）、障がい児（障害支援区分1相当以上）	○居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者で障害支援区分4以上	○常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者	○視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい児・者、統合失調症等のある重度の精神障がい者、常時介護を要する人で障害支援区分3以上及び行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上	○知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者で障害支援区分6	○常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
居宅介護	人数	113	115	117
	時間	2,177	2,216	2,254
重度訪問介護	人数	8	9	10
	時間	1,580	1,585	1,590
同行援護	人数	20	21	22
	時間	445	450	455
行動援護	人数	5	5	5
	時間	55	55	55

■ 訪問系サービス見込量確保の方策

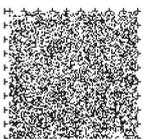
- ・在宅生活支援におけるサービスの充実を図るため必要な予算の確保に努めます。
- ・ヘルパー不足解消のために、資格取得のための費用を一部助成します。
- ・質の高いサービスが提供されるよう、人材の育成及び事業者支援を実施します。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。



2) 日中活動系サービス

■ サービス内容

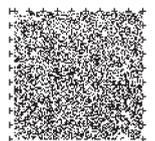
サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上）※50歳以上は区分2以上	○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がい者で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の人	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	障がい者等（障害支援区分1以上）、障がい児（障害支援区分1相当以上）	○自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者等	○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者等	○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者等	○一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。



サービスの種別	主な対象者	実施内容
就労継続支援 (A型)	65歳未満(利用開始時)で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者等で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	○事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ○一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 (B型)	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される障がい者等で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	○就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ○一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用した後に一般就労した人のうち、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人	○障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

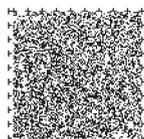
■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
生活介護	人数	230	230	230
	日	4,568	4,568	4,568
療養介護	人数	22	22	22
短期入所	人数	75	75	75
	日	331	341	351
自立訓練(機能訓練)	人数	3	3	3
	日	40	40	40
自立訓練(生活訓練)	人数	11	12	13
	日	215	220	225
就労移行	人数	50	50	50
	日	1,036	1,041	1,046
就労継続支援A	人数	39	39	39
	日	840	840	840
就労継続支援B	人数	275	280	285
	日	4,400	4,410	4,420
就労定着支援	人数	24	25	26



■日中活動系サービス見込量確保の方策

- サービスの充実を図るため必要な予算の確保に努めます。
- 障害福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。
- 障がいのある人の就労機会拡大については、公共職業安定所との連携を強化して一般企業等へ雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労に向けた支援体制の充実を図ります。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。
- 市立もくせい園で実施している重度障がい者への生活介護事業を継続します。



3) 居住系サービス

■ サービス内容

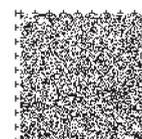
サービスの種別	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者等で、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等の利用者若しくは介護を必要とせず就労している人	○夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・関係機関との連絡調整や日常生活上の援助を行います。また食事、入浴や排せつ等の介護の必要性が認定されている場合は、サービスも併せて行います。
施設入所支援	介護を必要とする障がい者等で、障害支援区分が区分4以上の人 ※50歳以上は区分3以上	○夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
宿泊型自立訓練	生活介護等の日中活動系サービス利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や、地域の社会資源の状況から通所が困難な人	○居室その他の設備及び日常生活能力の向上の訓練を提供し、相談、助言を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で一人暮らしを希望する人	○本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
共同生活援助 (グループホーム)	人数	175	180	185
施設入所	人数	81	80	79
宿泊型自立訓練	人数	2	2	2
自立生活援助	人数	1	1	1

■ 居住系サービス見込量確保の方策

- ・地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、共同生活援助（グループホーム）の整備について働きかけを行います。
- ・共同生活援助（グループホーム）の整備に係る費用の一部を助成します。
- ・共同生活援助（グループホーム）利用者の費用負担軽減のために家賃助成を継続します。
- ・入所を必要とする障がいのある人に適切に対応できる施設利用を推進します。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。



4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

■ サービス内容

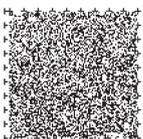
サービスの種別	実施内容
計画相談支援	○障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	○施設・病院を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	○居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
計画相談支援	人数	155	165	175
地域相談支援 (地域移行支援に限る)	人数	2	3	4
地域相談支援 (地域定着支援に限る)	人数	1	1	1

■ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援見込量確保の方策

- ・県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- ・基幹相談支援センターによる指導・助言、研修実施など人材育成に努めます。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。



5) 障がい児対象

■ サービス内容

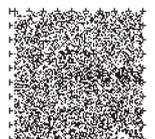
サービスの種別	実施内容
児童発達支援	○日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	○児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	○授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	○保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
障害児相談支援	○障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成し、その後の決定に係る「障害児支援利用計画」を作成します。 ○保護者によって障害児支援利用計画が適切であるかどうか検証し、保護者の意向その他事情を勘案して「障害児支援利用計画」の見直しを行い、関係者との連絡調整等を行います。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
児童発達支援	人数	157	172	187
居宅型児童発達支援	人数	0	0	1
医療型児童発達支援	人数	0	0	2
放課後等デイサービス	人数	340	360	380
保育所等訪問支援	人数	3	3	5
障害児相談支援	人数	63	68	73

■ 障がい児を対象としたサービスの見込量確保の方策

- ・ 障害福祉サービスの利用に対応できる支援体制が整えられるよう、障害福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。
- ・ 県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- ・ 設置を予定している児童発達支援センターの機能を充実します。



5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1) 相談支援

■相談支援内容

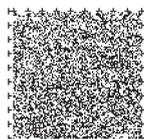
項目	実施内容
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の相談、情報提供、助言を行います。 ○地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。 ○計画相談事業所からの困難ケース等の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。
一般相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。

■必要な量の見込み

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1
一般相談支援事業	箇所	3	3	3
自立支援協議会	実施回数	3	3	3

■相談支援見込量確保の方策

- ・相談支援事業者の内容充実を検討するとともに、関係機関との連携を強化し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- ・自立支援協議会については相談支援の機能強化やネットワーク整備など多方面から地域生活を支援します。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。
- ・基幹相談支援センターの役割が最大限に発揮できるよう努めます。



2) 成年後見制度利用支援事業

■ サービス内容

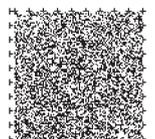
サービスの種別	実施内容
成年後見制度利用支援事業	○障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に成年後見制度の利用に要する費用について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	○成年後見制度に於ける後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
成年後見制度利用支援事業	人数	7	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	なし	なし	なし

■ 成年後見制度利用支援事業見込量確保の方策

- ・関係機関と連携して、判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、必要に応じて、成年後見制度の活用に努めます。



3) 意思疎通支援事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
意思疎通支援事業	○意思の伝達に支援が必要な人に対しする事業です。障がい福祉課に設置手話を配置し、また、講演会や病院等へ手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
手話通訳者派遣事業	人数	35	36	37
要約筆記者派遣事業	人数	6	6	6
手話通訳者設置事業	人数	1	1	1
手話通訳者	人数	9	10	11
要約筆記者(PC・手書き)	人数	20	21	22

■ 意思疎通支援事業見込量確保の方策

- ・地域における手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、通訳者等を確保します。
- ・障がい福祉課に設置手話を1人/1日、配置し聴覚障がい者が来庁の際の手話通訳を実施します。

4) 日常生活用具給付等事業

■ サービス内容

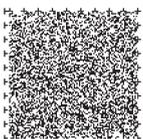
サービスの種別	実施内容
日常生活用具の給付等事業	○日常生活上の便宜を図るため、重度の障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

■ 必要な量の見込み（1か年当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
介護訓練支援用具	人数	9	10	11
自立生活支援用具	人数	18	18	18
在宅療養等支援用具	人数	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	人数	17	17	18
排泄管理支援用具	人数	2,342	2,342	2,342
居宅生活動作補助用具	人数	2	2	2

■ 日常生活用具給付等事業見込量確保の方策

- ・障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- ・支給対象品目、耐用年数、給付基準額などについて必要に応じて見直しを検討します。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。



5) 移動支援事業

■ サービス内容

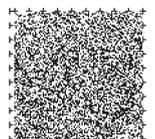
サービスの種別	実施内容
移動支援事業	○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
移動支援	実利用者数	157	157	157
移動支援	延べ利用時間	1,175	1,190	1,206

■ 移動支援事業見込量確保の方策

- ・ニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけるとともに、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施等、事業内容の充実を図ります。



6) 地域活動支援センター事業

■ サービス内容

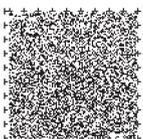
サービスの種別	実施内容
地域活動支援センター事業	<p>○障がい者等が通所する施設で、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を実施する事業です。実施する事業内容、規模等によりⅠ型からⅢ型までの事業所があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 ・Ⅱ型、Ⅲ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。また、作業活動等を通じて地域社会の一員として生活することを促進します。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	1
	人数	240	245	250
地域活動支援センターⅢ型	箇所	4	4	4
	人数	51	52	53
地域活動支援センターⅢ型(市外)	箇所	5	5	5
	人数	5	5	5

■ 地域活動支援センター事業見込量確保の方策

- ・障がいのある人などに創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センター事業者への支援を継続していきます。



7) その他

① 訪問入浴サービス事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
訪問入浴サービス事業	○自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
訪問入浴サービス事業	利用実人数/月	15	15	15

■ 訪問入浴サービス事業見込量確保の方策

- ・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

② 日中一時支援事業

■ サービス内容

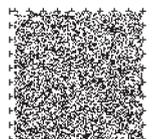
サービスの種別	実施内容
日中一時支援事業	○家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供する事業です。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
日中一時支援事業	実人数/月	210	210	210
	延べ利用日数/年	9,223	9,223	9,223

■ 日中一時支援事業見込量確保の方策

- ・専門的な人材の確保及びサービスの質的な向上を図るよう引き続き事業者働きかけ、安定した供給の確保に努め、障がい児者の日中の居場所の確保や家族の負担軽減・就労などを支援します。
- ・市立通園センターで実施している、重度心身障害児者（医療的ケア含む）の日中一時支援事業を継続します。



③ 社会参加促進事業

■ サービス内容

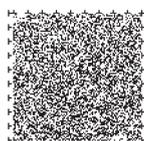
項 目	実施内容
社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ教室、障害者運動会の開催 ○障がい者の作品発表の場の提供 ○点字・音声による広報等の提供を、関係機関、障害者団体等と連携を図りながら行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
スポーツ・レクリエーション教室 開催事業	箇所	2	2	2
芸術文化講座等開催事業	箇所	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	件数	1	1	1

■ 社会参加促進事業見込量確保の方策

- ・ 関係機関、障害者団体等と連携を図りながら、引き続き障がいのある人の社会参加を促進します。
- ・ 座間市と海老名市、合同で実施していた二市合同障害者運動会について、コロナ禍の中、開催について検討します。



④ 自動車運転免許取得・改造事業

■サービス内容

項目	実施内容
自動車運転免許取得・改造事業	○自動車免許取得に要する費用の一部を助成し、障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進します。また、身体障がいのある人が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に改造に要する経費を助成します。

■必要な量の見込み（1か年当り）

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
自動車運転免許取得助成事業	人数	2	2	2
自動車改造助成事業	人数	1	1	1

■自動車運転免許取得・改造事業見込量確保の方策

- ・従来事業を継続し、ニーズへの対応と着実な実施を図り、社会活動への参加を促進します。

⑤ 就労支援相談員設置事業

■サービス内容

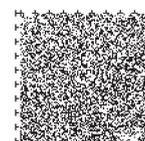
項目	実施内容
就労支援相談員設置事業	○就労を希望する障がいのある人の相談に応じ、個々のニーズに応じた就労先を紹介するため、市に就労支援相談員を配置します。

■必要な量の見込み

サービス名	単位	令和3年	令和4年	令和5年
就労支援相談員設置事業	人数	1	1	1

■就労支援相談員設置事業見込量確保の方策

- ・従来事業を継続し、引き続き自立支援協議会や関係機関と連携を図りながら職場開拓に努めます。
- ・就労意欲のある障がい者の相談に積極的に対応します。



第7章 計画の推進及び評価

1 計画の推進体制

1) 関係機関・団体との連携

障害者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組めます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「地域自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

2) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

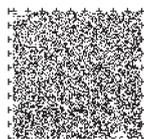
2 計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、「座間市地域自立支援協議会」で行い、計画の全体的な調整は「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」で行います。

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「座間市地域自立支援協議会」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

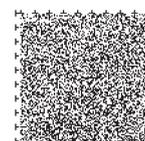
障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、令和5年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

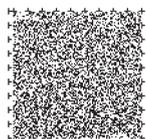


用語解説

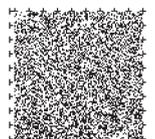
	項目	解説
ア行	アスペルガー症候群	広い意味で「自閉症」に含まれるひとつのタイプで、知的な発達や言葉の発達に遅れのない状態。対人関係の不器用さが見られる。
	育成医療	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。
	意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ること。
	一般就労	通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。
	インクルージョン	本来は「包括・包み込む」ことを意味する。教育、福祉の領域においては「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」理念として、捉えられている。
カ行	ガイドヘルパー	主に、障がい者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。
	学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
	学齢児ムーブメント	保育士や社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師の指導による集団遊びや運動遊びなどの中で、日常生活動作を習得し、社会性を身に付け、集団生活の適応を図る。
	カラーバリアフリー	色覚障がいの人に対し配慮や工夫することによって誰もがわかりやすいデザインにすること。
	強度行動障がい	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	筋肉を動かし、運動を行うための神経（運動ニューロン）が障がいされる病気。神経の命令が伝わらないことによって、必要な筋肉がだんだん縮み、力が弱くなっていく。原因不明の進行性の病気で、難病にも指定されている。



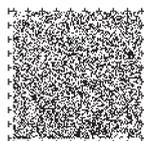
筋ジストロフィー	筋肉そのものに遺伝性の異常があり、徐々に筋肉の破壊が生じる様々な疾患の総称。筋肉の拘縮、骨格の変形などが生じ、重症例では、歩行不能、呼吸機能障がいなどを引き起こす。
グループホーム(共同生活援助)	認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。
ケアホーム(共同生活介護)	2014(平成26)年から、ケアホーム(共同生活介護)はグループホーム(共同生活援助)に統合されている。
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。
高機能自閉症	自閉症と同じ特徴があるが、知的発達遅れを伴わないもの。
更生医療	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006(平成18)年4月からは、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。
高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。高次脳機能障がい者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障がい者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。
合理的配慮	障がい者と障がい者でない人との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、均等な待遇の確保や障がい者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。 障害者の権利に関する条約において「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
サ行	サービス等利用計画 障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。



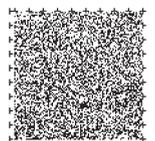
災害時避難行動要支援者名簿	災害時における避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、周りの支援を必要とする人の名簿。地域や関係機関で情報を共有する。
座間あんしんセンター	座間市社会福祉協議会が実施している事業で、認知症高齢者や障がい者に、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払手続き、重要な書類の管理などを支援するサービスを行う。
自閉症	① 社会性の問題、② コミュニケーションの問題、③ 特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性の3つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には、相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られる。
障害支援区分	市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。
障害者基本法	障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。 障害者自立支援法に代わって、2013（平成25）年4月1日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。
障害福祉サービス	障害福祉サービスは国により提供される全国一律の福祉サービスで、訪問調査による利用者の障害支援区分（1～6）や、社会活動、介護者、居住等の状況をふまえて個別に支給決定が行われる。
ジョブコーチ	障がい者が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適應援助者」ともいう。
自立支援医療（精神通院医療）	精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療。



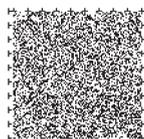
	自立支援給付	障害者総合支援法に基づいた社会保障サービスで、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具で構成される。サービス内容により、国による「障害福祉サービス」と市町村による「地域生活支援事業」の二つに分かれて提供される。
	自立支援協議会	障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。
	精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。
	相談支援	障害者総合支援法において、「相談支援」とは、「基本相談支援」、「地域相談支援」及び「計画相談支援」のことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を「一般相談支援事業」といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を「特定相談支援事業」という。 「基本相談支援」とは、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を総合的に供与することをいう。 「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいう。 「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。
夕行	地域移行支援	障害者総合支援法において、障がい者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行う。
	地域活動支援センター	障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。



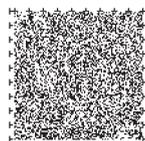
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談（地域移行、親元からの自立等）、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等を備えた拠点。
地域生活支援事業	障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟に事業を行う。理解促進、意思疎通支援、成年後見制度利用支援、日常生活用具給付等がある。
地域定着支援	障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行う。
地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする。注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるよりも先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの特徴が見られる。
特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。
特別支援教育	障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。



	トライアル雇用	公共職業安定所の紹介により、障がいのある人をトライアル雇用（試用雇用）することで、障がいのある人に関する知識や経験のない事業所に本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけ作りを進める事業。この制度は、職業経験、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試用雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。
ナ行	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。障害者総合支援法では、難病等も障がい者の定義に加えられた（2013（平成25）年4月1日施行）。
	日常生活用具	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
	日中一時支援	障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするもので、事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。
	NET119（ネット119）	聴覚や言語に障がいのある人のための新しい緊急通報システムで、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができる。
	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
ハ行	発達障がい	発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかったりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障がいが発現するというものではない。主なものとして、アスペルガー症候群、学習障がい、高機能自閉症、自閉症、注意欠陥多動性障がいがある。
	バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。
	ファミリーサポート事業	保育園や幼稚園、小学校、児童ホームなど（保育施設）に通う子どもの送迎や預かりなど、子育ての手助けが必要な方をサポートする制度。



	福祉教育	国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が、主に住民を対象として福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童、生徒に対し、福祉教育がなされている。
	福祉的就労	一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。
	法定雇用率	障がい者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障がいのある人の雇用義務を事業主に課す制度。令和3年3月1日から、民間企業が2.3%、国・地方公共団体等が2.6%、都道府県等の教育委員会が2.5%にそれぞれ引き上げられた。
	補装具	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。
マ行	民生委員児童委員	厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員も兼ねる。
	モニタリング	障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため行うもの。
ヤ行	優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたもの。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。
	要約筆記	話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。手書きやパソコンを使った方法などがある。
ラ行	リハビリテーション	心身に障がいある者の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。
	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。
	療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。



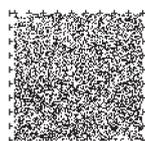
◆資料編

1 委員会名簿

(1) 座間市地域保健福祉サービス推進委員会委員名簿

令和3年2月1日現在

No.	規則第3条による分類	団体名、役職等	氏名	備考	
1	保健医療団体及び関係者	座間市医師会	中川 正行		
2		座間市歯科医師会	土屋 光克		
3	福祉団体関係	座間市障害者団体連合会 会長	鈴木 孝幸		
4		座間市老人クラブ連合会 会長	関 伴治	副会長	
5		座間市社会福祉協議会 会長	飛田 昭	会長	
6		座間市民生委員児童委員協議会 会長	阿部 正信		
7	社会福祉事業に従事する者	アガペセンター アガペサポートセンター施設長	府川 孝臣		
8		特別養護老人ホーム 太陽の家座間 管理者	岡山 昌子		
9	学識経験者	和泉短期大学 特任教授	佐久間 志保子		
10	公募市民		古谷 育代		
11			鈴木 八千代		
12	その他市長が必要と認める者	自治会関係	座間市自治会総連合会 会長	菊地 孝	
13		関係行政機関	厚木保健福祉事務所 保健福祉部長	星野 美保	
14		ボランティア 団体	バリフリ座間	横田 登美子	
15			座間市点訳サークル あかり会	永井 由江	



(2) 座間市地域自立支援協議会委員名簿

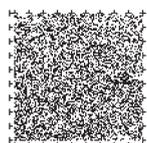
令和3年2月1日現在

No.	区分	所属	職	氏名	備考
1	障害者支援施設	アガペセンター	施設長	坂口 健	会長
2	小規模施設等 連絡協議会	就労継続支援B型事業所 いぶき	所長	寺田 久子	
3	障害福祉 サービス事業者 社会福祉協議会	社会福祉法人 慈湧会	施設長	関水 寛	
4		座間市社会福祉協議会	在宅支援 課長	川島 正史	
5	就労	厚木公共職業安定所	所長	萩原 聡	
6		県央地域就労援助センター ぽむ	所長	大箭 忠司	
7	教育	神奈川県立座間養護学校	校長	杉崎 郁夫	副会長
8	当事者	座間市障害者団体連合会	会長	鈴木 孝幸	
9	専門相談機関	厚木児童相談所	子ども相談 課長	根本 顕	
10		厚木保健福祉事務所	保健予防 課長	八木下 しのぶ	
11	医療	相模台クリニック	院長	丸 香奈恵	
12	事務局	障がい福祉課長	課長	亀田 こずえ	



(3) 座間市障害者計画等策定作業部会委員名簿

No.	種別	団体名	職名	氏名
1	障害者団体連合会	座間市身体障害者協会	会長	鈴木 雅雄
2		座間市視覚障害者協会	会長	新井 修身
3		座間市聴覚障害者協会	会長	川鍋 敏雄
4		座間市手をつなぐ育成会	会長	福村 幸江
5		座間地区自閉症児・者親の会 (座間やまびこ)	会長	外川 裕美
6		座間市重度心身障害児者保護者 ネットワークゆいま〜る	会長	津田 真弓
7		座間市精神保健福祉促進会 (サポートざま)	理事	横川 洋子
8			理事	嶋村 アイ子
9		座間市腎友会	会長	中西 太
10	市内障害者事業所	アガペセンター	施設長	元田 勲
11		社会福祉法人 慈湧会	施設長	関水 覚
12		座間市こころの相談支援センター ヌー	管理者	相馬 妙子
13		イーチ児童デイサービス緑ヶ丘	管理者	佐々木 賢人
14		NPO法人 宝島	事業統括所長	米田 真由美
15		一般社団法人 楽育楽家 アイラック	管理者	森下 育恵
16		座間市小規模障害者施設等連絡協議会	会長	西田 由季恵
17			理事	中村 八重子



2 計画策定の経過

(1) 座間市地域保健福祉サービス推進委員会

開催年月日	内 容
令和元年9月27日	計画策定のためのアンケート調査、計画概要について
令和元年12月13日	計画策定のためのアンケート調査、計画について
令和2年8月27日	計画策定のためのアンケート調査結果、計画について
令和2年11月19日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)について
令和3年1月28日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

(2) 座間市地域自立支援協議会

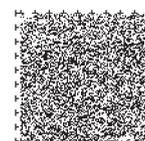
開催年月日	内 容
令和2年2月28日	計画策定のためのアンケート調査結果、計画概要について
令和2年10月21日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の作成について
令和3年2月22日 (オンライン会議)	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

(3) 座間市地域自立支援協議会事務局会議

開催年月日	内 容
令和2年2月19日	計画策定のためのアンケート調査結果、計画概要について
令和2年10月14日	座間市障害者計画及び障害福祉計画(素案)の作成について
令和3年2月8日 (オンライン会議)	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

(6) 政策会議

開催年月日	内 容
令和3年1月25日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について



3 意見の反映方法等

(1) アンケート調査の概要

①調査対象 身体障害者手帳所持者 1,000人

療育手帳所持者 500人

精神障害者手帳所持者 500人

②調査期間 令和元年11月11日～11月30日
(集計対象は12月末日到着分まで)

③調査内容 生活実態、サービスの利用、就労、社会参加等

④回収状況

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	1,000	645	64.5%
知的障がい者	500	265	53.0%
精神障がい者	500	258	51.6%
合計	2,000	1,168	58.4%

(2) 座間市障害者計画等策定作業部会 個別ヒアリング調査の概要

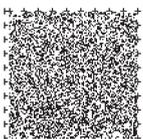
①調査対象 障害者団体、障害者事業所 16団体

障害者団体	障害者事業所
・身体障害者協会	・社福) アガペセンター
・視覚障害者協会	・社福) 慈湧会 緑の家
・聴覚障害者協会	・座間市こころの相談支援センター
・手をつなぐ育成会	・イーチ児童デイサービス緑ヶ丘
・自閉症児・者親の会 (座間やまびこ)	・NPO) 障害者入所施設建設促進会
・重度心身障害児者保護者 ネットワークゆいま〜る	・NPO) 宝島
・精神保健福祉促進会 (サポート座間)	・社) 楽育楽家 アイラック
・腎友会	・小規模障害者等施設連絡協議会

②調査期間 令和2年9月11日～9月25日

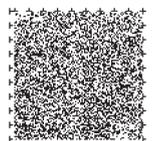
③調査内容 障がい者に対する理解、環境、就労、保健、医療、成果目標等

※メール・FAX等による書面調査を基本とした



(3) パブリックコメントの概要

- | | |
|-------|---|
| | 市内在住、在勤、在学者 |
| ①対象者 | 市内に事務所・事業所を有する法人またはその他の団体
公募事案に利害関係を有する方 |
| ②募集期間 | 令和2年12月9日～令和3年1月8日 |
| ③提出方法 | 持参、郵送、ファクシミリ、メール |
| ④提出者数 | なし |
| ⑤意見総数 | 0件 |



座間市障害者計画
第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行者：座間市

編集：座間市福祉部障がい福祉課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-255-1111(代表)

